毎月一回發行

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON
(FONDEE EN MARS 1888.)
No 89. OCTOBRE 1895.
(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

日本監獄協會雜誌

第十月刊行

明治廿一年五月創刊

明治廿八年

第八拾九號

第十五條　役員は總て名譽職とす
但庶務委員以下の役員に限り手當を給することあるべし
第十六條　特に本會に功勞ある者には有功章を贈與することあるべし
第十七條　雜誌は每月一回會員に頒つ
但雜誌に揭載したる寄書には報酬を爲すことを得
第十八條　會費又は雜誌の代價は前納するものとす
但數月分一時に前納するも妨けなし
第十九條　入會せんとする者は本會事務所へ申込みあるへし

名譽會員

侯爵　蜂須賀茂韶
侯爵　山縣有朋
子爵　樞本武揚
子爵　芳川顯正
侯爵　伊藤博文
伯爵　井上馨
子爵　山尾庸三

特別會員

司法大臣　清浦奎吾
貴族院議員　小原重哉
警保局長　小野田元熙
大學教授　法學博士　梅謙次郎
北海道集治監典獄　本野一郎
石澤謹吾

特別會員待遇

獨逸法學博士　大學教授　レンホルム君

調査委員長　小原重哉
議事會計監督　石澤謹吾

庶務委員長　長屋又輔（未完）

右明治廿八年九月改正

大日本監獄協會

◎送金主任各位

送金用箋御入用の方は至急御申越被下度候也

發行兼編輯者　佐野
印刷者　池田宗平
印刷所　東京並木活版所

明治廿八年九月三十日發刊
東京市牛込區若宮町十番地
大日本監獄協會事務所
東京市淺草區黑船町廿八番地
發行所　東京並木活版所

大日本監獄協會雜誌第八十九號目次

◉論　說

○監獄內部の觀察……………………別　天　生……一

○我國の監獄は果して進步せるか……異　山　生……二

○典獄の懲戒……………………………………………五

◉雜　錄…………………………………………………六

○警保局長の復命書○階級法に就きて○繁文省略○監獄の農場○味噌醬油の釀造○在監人の減少に就きて○在監人減少に就き看守の休職○刑期計算は檢事の職務ならん○看守採用規則の改正○新に採用したる看守の特別俸○囚徒の含嗽及洗足○雨天の運房○放免曆簿の記入に就きて○未丁年者の區分○豫算編成○再ひ服制に就きて○奈良縣典獄○坪井課員○本會維持會員の章○落葉片々

◉輿論一斑

○二件……………………………………………………一二

○萬國監獄會議派遣委員小河氏通信…………………一七

○九州典獄協議會決議案（接前）……………………二七

◉質疑應答

○四十六件………………………………………………二八

◉寄　書…………………………………………………五〇

○淸國よりの來翰○戒護者資格に就て○女監の革新○所感一束○看守服務法につき○看守人員に就て○家屋破壞の源因併て獄舍構造の堅牢なるを說く○再犯四以上の特別取扱說に就て○卑見三束○會員諸君衞生の必要なるを論す○出獄者保護の一端○某監獄の注意周到○封建時世の刑罪法○在大分縣監獄協會員某に答ふ○孤立居士に物申さん○雲突生君の忠言を謝す

◉官　報…………………………………………………六五

◉往來一束………………………………………………六六

◉附　錄

○監獄簿記法……………………………………………

近來會員諸君の斯道研鑽よ熱心なる爲め百の質疑來り千の應答出で殆底止する所を知らざるの有樣なり本誌も亦之が爲めに光彩を添ふる幾何なるを知らず依りて次號よりは本會に於て必要質疑と認定する分は某法學士に依囑し一々答解を附し會員諸君に滿足を與へんことを庶幾す、希はくは諒せよ、

明治二十八年十月

大日本監獄協會編輯係

特別廣告

本會雜誌は從來、毎月末日を以て發刊日と定め來りしも監獄社會、亦、月の中旬に雜誌を飜讀するの必要あるを憶ひ、本月より毎月十五日と改正せり

而して其体裁記事の革新に就きて、如何ぞ、倍、會員諸君の希望を達せんことに、鋭意せるかは、本號以來の雜誌に依りて親しく會得する所あるべきを信ず

明治二十八年十月

大日本監獄協會

大日本監獄協會規則

第一條　本會は大日本監獄協會と稱す
第二條　本會の目的は監獄事業を贊助し其改良進歩を圖るに在り
第三條　本會の事業は左の如し
一監獄事業を擴張する事
三出獄人保護事業を奬勵する事
二不良少年の感化事業を奬勵する事
四監獄事業上の諮問質問に答ふる事
五監獄に關する飜譯並に著述を爲す事
六監獄に關する圖書を出版する事
七本會の雜誌を發刊する事
八監獄衛生を奬勵する事
九萬國監獄公會萬國監獄委員及各國監獄協會との通信往復等に關する事
第四條　本會は少なくも三ヶ月に一回常集會を開き獄事上の研究講義討論及談話等を擧行するものとす
第五條　本會は毎年一回總會を開き會務の報告を爲すものとす
第六條　雜誌は毎月一回發刊す
雜誌に掲載する事項は左の如し
一本會の事業に關する法令
二監獄に關する法令
三監獄の學理及實際に關する事項
四衛生に關する事
五統計に關する事
六會員の通信寄書又は質疑
第七條　本會は左の會員を以て組織す
一名譽會會員
二特別會員
三終身會員
四維持會員
五通常會員
第八條　名譽會員は本會の特に推薦する者とす
特別會員は監獄事業に功勞ある者又は本會に稗益ある者とす
終身會員は一時金拾五圓以上を納るゝ者とす
維持會員は毎月金三十錢を納るゝ者とす
但五ヶ年間納るゝ者を終身會員とす
通常會員は雜誌を購讀し毎月金七錢を納るゝものとす
第九條　本會は皇族を仰きて推戴員とす
第十條　本會は皇族を奉戴して總裁を仰くものとす
第十一條　名譽會員及特別會員は終身會員及維持會員之を選擧す
第十二條　本會に左の役員を置く
一會長　壹名
二調査委員長　壹名
三庶務委員長　壹名
四會計監督　壹名
五評議員　若干名
六調査委員　若干名
七庶務委員　貳名
八會計主任　壹名
九補佐　壹名
十寫字生　壹名
第十三條　調査委員長庶務委員長及評議員は其任期を三ヶ年とし名譽會員特別會員終身會員及維持會員之を選擧す但再選せらるゝことを得
第十四條　調査委員及庶務委員以下の役員は調査庶務両委員長の發議に依り會長之を囑托するものとす但調査委員及庶務委員は評議員及編輯の事務を兼ぬることあるべし
第十五條　役員は總て名譽職とす
但庶務委員以下の役員に限り手當を給するゝことあるべし
第十六條　名譽會員、特別會員、終身會員、維持會員には本會より特に證狀を進呈するものとす
第十七條　雜誌は毎月一回會員に頒つ
但雜誌に掲載したる寄書には報酬をなすことを得
第十八條　會費又は雜誌の代價は前納するも妨けなし
但數月分一時に前納するも妨けなし
第十九條　入會せんとする者は本會事務所へ申込みあるべし

名譽會員
侯爵　峰須賀茂韶
侯爵　山縣有朋
子爵　榎本武揚
子爵　芳川顯正
侯爵　伊藤博文
伯爵　井上馨
子爵　山尾庸三

特別會員
司法次官　清浦奎吾
貴族院議員　小原重哉
警保局長　小野田元熙
大學教授法學博士　梅謙次郎
法學博士　本野一郎
北海道集治監典獄　石澤謹吾

特別會員待遇
獨國法學博士大學教授　レンホルム君
調査委員長　小原重哉
歳時會計監督　石澤謹吾
庶務委員長　長屋又輔

右明治廿八年九月改正

（未完）

大日本監獄協會

大日本監獄協會雜誌第八拾九號　明治二十八年十月

論說

◉監獄内部の觀察

別天生

昔者歐陽公、諫院に在るの時、朋黨論を作りて、これを進む、時人以て快とし、仁宗帝、亦、爲めに感悟する所ありたり、予輩今日、僅に、監獄行政の一小部分に對して、之を比較し、縷說するには非ざれど、其の事同しうて、而かも輕重大小の差あるものあり、各課長互に、一方に對峙し、勢、下らざる者、若くは、意氣、各、投ずる者と提挈して、自、一派を爲す者の如き、一面喜ぶべきの現象なりと雖も、亦、其の中に轉々哀しむべきものの存せざるなきを得むや、此の点は、須く上長に在る者、注意する所ありて可なり

素、自己專任の職務に、勵精なるの結果、勢、或は他の職責に蝕入し、其の感觸を害することあるべきは、官人の間に免れざる通弊なり、是、全く職に忠なる結果にして、或点より見れば、甚、喜ぶべきことなりと雖も、而かも、其の度を超え、公慾を脫して、私慾となるが如きは、予輩の、最、哀む所なり、洒々瀧々、唯、職責あるを知りて、其の他を知らざる者の如きは、其の事務の進渉を來たし、着々効果の現はるへきものありと雖も、翻りて私慾となるに於ては、事々物々、衝突を來たし、事の微細なるものにして、敢、左程の關係を起さざるものさへ、尙、一二言爭抗せずんば、已まざる姿となり、事務は、愈、益、退却するを覺ゆるのみ、是、獨、當事

者の汚辱のみならず、延いて、其の監獄全体の不名譽となるものなれば、朋黨の弊ある者、今、少しく度量を宏大にし、他の嗤笑を受けざらんことを望む

是より、尚、戒ふべきものは、戒護監獄、若しくは、帳簿監獄、作業監獄の尊稱を受くるに在り、其の尊稱の由りて起る所以を探究し來れば、必や其の目的物の、比較的に誇大なるに由らずんばあらず、萎縮固より不可なり、然れども、誇大に失するもの、亦、可なりとせず、所謂誇大に失するは、萎縮に外ならず、何となれば、或一端にのみ膨大なれば、他は其の權力を失ひ、萎縮するを免れざればなり、予輩は、治獄の上長官に向ひて、能く此の邊の運用を全からしめんことを望む

然りと雖も、上長官また署内の和平を保たん事にのみ注意し、甲抑乙揚、是、事とし、外に向ひて、良績(?)を發揚せんことに汲々し、内に對して、順慶流を以て、御せんとするが如きは、斷じて之を避けざる可からず、若、其の人を得ざるの憾あらんか、自己の職權内に於て、之を陶冶し、陶冶するに足らずとすれば、之を排斥するに吝なるべからず、須く丈夫の本領を保ちて、後事を處すべきなり、女々しく、苟且偷安の計を立つる勿れ、聊、時事に感ずる所あり、敢、治獄の上に立てる諸士に諗ぐ

◉我國の監獄は果して進歩せるか　異山生

我國の監獄は、駸々乎として、長足の進歩をなせり、着々として、大改良を行へりと、或は、之を論にし、或は之を筆にするもの、天下實に少なしとせず、然るに、斯る論者は、其の何等の點に、着眼し、何を以て、爾か云ふかとの疑問は、常に、余が腦裏を脫却し去らざる所なりき、果せる哉、余は、先般各府縣監獄に付きて、其の實況を見聞せしに、益、余が疑問の謂なきにあらざることを、自負するに至らしめたり、今、左に其の一二の實例を掲けて、之を証せんと欲す

先、監獄の鉄門を潜り、署員の案内に依りて、監房工場等を巡見すれは、其の洒掃の清潔なる、器具用品配置の整頓せる、其の有樣は、一見、忽、人をして、爽快を感せしむるに足る、然れども、一方囚人が攝生上、其の飲食物や、衣類等に付、精細に点検し來れは、随分無頓着なる所ありて、案外病人の寡少なるに、一驚を喫せすんはあらざる事實あることを認めたり

戒護看守か、音吐嘲哳、活潑なる號令を以て、數十百の赤衣隊を、一齊に動作せしむるの樣は、宛然軍隊の運動を觀るが如し、然れども、其の號令官たる者の、言語動作に付ては、規律上、随分批難すべきものあり、或時は、監房の柱に倚りて、舟子の技を演ずる戒護者を目撃せしことあれば、又は、懇々、囚人と世間話に、寂寥を慰むる戒護者あることを、認知せしこともあり、常に、寂寥と、窮屈とに困却せる囚人は、大に之を好むべしと雖も、監獄に於ては、行刑上の至大欠点にはあらざるかと、感せしことも、實に一両回には止まらざりしなり

監獄に狎れたる囚人は、最、辨疏に巧みなり、監獄に經驗ある官吏も、亦、辨疏に長せりとは、曾、監獄學者の説に聞けり、果せる哉、其の言に違はず、囚人捻束上のことなり、監獄衛生のことなり、行狀視察の方法なり、監房區劃のことなり、囚人身分帳取扱のことなり、之か質問を試みれは、喃々として、應答、頗巧みなり、故に、監獄に經驗なき素人は、皆、其の監獄事業の進歩せるに、感服せさる者なし、然れども、能く其の言句を咀嚼し來れは、取りも直さず、バッハ氏の講義を、再演するに過ぎさるものにして、其の塲逃の辨疏的口調たるこ

とを發見すへし、猶、之を確めんとならは、其の實地に就き、對照比較せよ、曾に、其の答辯の齟齬することあるのみならす、或は、全、事實なきあとをも、見出たすへし

今、試に、監獄作業の目的如何と問はゝ、必すや、先輩の士は、人を愚弄するとか、何とか云ひて、大なる叱責を賜はるかも、計り難かるへけれとも、然らは、當今監獄の作業は、果して其の目的に背馳することなきか、又、其の作業は、果して、懲戒、且、感化の効力を奏し、個人的自營の途を、得しむるに適するかを、詰問せは、恐くは、即答するに、困却せらるへしと、想像せし事實少なしとせす

監房の區劃、及、囚人別異のことは、明に、監獄則上に規定せる所にして、可及的、各個人の性質行狀等に付きても、亦、別異すへしとの主旨の存するにも拘はらす、或監獄の如きは、雜居の、又、雜居と云ふ有樣にして、規則の有無には、殆、頓着せさるものゝ如き、感覺を惹起せしめしことをもありたり

囚人行狀視察のことは、行刑上、最、緊要なるあとは、無論贅辯を要せさる所なるが、何れの監獄に於ても、未、滿足の意を表する能はす、曾に、然るのみならす、或は、繁雜に流れ、或は茫漠として、單に人評に一任し去るものあり、或は、犯則の有無と、作業の勉否とを以て、良と不良との區別を爲す等のことあり、嗚呼、何ぞ、彼、狡黠一片の假粧者を捕へて、輕信するの甚しきや、人或は、囚人行狀視察のことは、元、心理上に關するものなれは、至難中の、最、至難なる問題にして、一朝一夕に、評定し易からすと云ふものあり、夫、然り、然るか故に、益、大に進みて、之か講究を爲さゝる可からす、然るに、其の不完全なるに氣付きなから、之を至難なりとして、等閑に付し去るとは、余輩、頗、了解に苦しむ所なり、監獄の蠹賊とは、蓋、斯の如き者なるへし

以上は、只、其の概要を記述せるものにして、悉く、項目を擧示して、是非せるものにあらす、人、若、其の事實を列擧すへしと云はゝ、余は、素より、徒に、空說惡言を吐露して、一時の快を貪らんとするものにあらされは、遠慮なく、擧示すへし、然れとも、當途者、靜に、以上の事項に付きて、反省せは、或は、百發に、一の的中せることなきにあらさるへし、猶、終りに臨みて、切に希望する所あり、兎角方今監獄の趨勢は、之を監獄の用語を以て、評するときは、改良進步の時代にあらすして、所謂、僞善的假粧の時代なりと云はさる可からす、之を以て、余は、頭初に、我國の監獄は、果して、進步せるかと叫ひし所以なり、爾來、表面上の粧飾と、辯疏的口調との弊風を、一掃し去り、着實的の改良進步を、企圖すへしと云ふにあり

◉典獄の懲戒

近來、數、典獄の懲戒を、官報欄內に見る、予輩其の人に對して、甚、不幸の感なき能はすと雖も、固より、逸走は治獄家の一大瀆職にして、行政官其の責を負ふへきは、當然なり、一面は之が爲めに、監獄行政上幾多の不便を買ふことありと雖も、是は所謂自業自得にして、已むを得ざるへし、然れとも、亦、他の覆車、自己の鑑戒となるの利益尠なからず、之に依りて、全然逸走の事なからしめば、官報揭載の効を全うしたるものにして、また、監獄の最大慶事として、祝せざるを得ず

雜　錄

◉警保局長の復命書

（脫稿せりと聞く）

歸京以來、復命書既に起稿に就き、排敵中なる由は、豫て新聞紙上にて、散見する所なるが、此の程來、全く脫稿し、其の筋へ提出せられたりと云ふ、聞く所に依れば、該復命書は、監獄警察の二部門に分ち、逐項的に敘列したるものにして、當局者に取りては、參考となるべき廉鄙なからざれば、配付せらるゝ都合なりとか、本會も、若、其の惠に與らば、謹んで之を揭載し、永く諸氏と共に、治獄の好指鍼となさん

◉階級法に就きて

（速に發布されんことを請ふ）

監獄則の改正は、刑法改正と俟ちて行ひ、夫迄は、先、試驗として、階級法を施行せらるべしとは、予輩の豫て聞き及びたる所なるが、其の後、何の音沙汰もなく、消ゑ失せぬ、今、又五里霧中より、探る所に依れば、遲くとも、來月中には、調合として、發布せらるゝ都合ならひと云ふ、既に試驗として、階級法を行ふと云はば、予輩は、一刻も速ならむことを望む、何となれば、刑法改正案は、明年の議會に提出せらるゝことなれば、從ひて之と仝時に、監獄法なり、若しくは、監獄則なりの改正あるべく、今日より、僅に、一年を經過せざるの日子、或は少しく、短日月に非ざるかの慨あればあり

◉繁文省署

（監獄事務に就きて）

繁文省署てふ文字に對し、異議を挾むものなしと雖も、思想の疎密と、事務の習慣とに依りて、繁文省署と云ふ意義の徹底せざるも多し、監獄事務に在りても、張簿樣式の規定ある身分帳すら、之を完成するに必要なるか爲めか、種々なる帳簿を設け、重複繁冗、却りて身分帳の効用を妨くるものあるか如し、身分帳の組織効用に就きては、屢、本誌にも揭載したれば、今、又、之を縷々するは、却りて、繁文省署の旨趣に悖るへしと雖も、身分帳は、他の帳簿に依り、製することなり、身分帳を基として、他の事務に及ぼすと云ふことは、之を取扱ふ上に於ける、第一の要義とすべき要義なり、繁文省署の爲め、設けられたる身分帳も、之を整理する爲め、種々の帳簿を設くる如きは、事務繁劇、吏員不足の監獄に在りては、大に戒心すへきものとす、而して、帳簿の樣式、及、種類の定めなき、第一課庶務に關する事務、又は、第二課主管の事務の如きは、各縣とも、區々に渉るは、當然なるも、綿密の懸隔、甚しきは、一見驚愕に堪へさるものありて、是等は、一に執務上の習慣より來りたるものにして、密ならんと欲して、疎漏に流れ、簡ならんと欲して、繁擾要点を失ひ、僅一葉に止るも、乙縣にては、日々四五葉の多きに登り、從ひて、其の材料とすへき書類帳簿も、少なからず、其の繁雜、想像の及はさる所ありと云ふ、要するに、吏員の不足なる監獄事務は、其の會計に關するものを除くの外は、繁文省略の旨趣を專とし、條理の明晰と、監督方法とを期し、重複に渉る帳簿類は、成るべく廢止さるゝを得策とす

◉監獄の農場

（菜類にても農作すべし）

地方監獄、及、內地集治監にては、監獄附屬の農場ある所、甚、稀なりしか、將來成るべく、農作地を買入るゝか、又は、借り入れて、耕作せしむるを便とす、農業の囚徒作業として、殊に、未丁年者の作業として、適當なるは、既に定論あるもの、如し、又、其の作業に適當なるのみならず、監獄經濟の上に於ても、大に利益あり、之を耕作するには、低價なる囚人を以て、其の肥料も、監獄生產に無價物同樣なる人糞等のあれは、農作物は、之を購入するよりは、遙に低廉なる物品を得べし、殊に地方監獄の如き、菜代の豫算僅少なる所に在りては、勗めて低廉なる菜類を需めされは、在監人の營養を保確すること能はす、低價なる菜類を需めんとせは、農作地を需めて、自耕せしむるに如かず

◉味噌醬油の釀造

（是、亦、然り）

前項の如く、農作地より生產するものを以て、菜類を得たる上、麥豆等を農作し、味噌醬油を釀造せしめは、監獄經濟上、一層の利益あるは、明かなりと雖も、味噌醬油は、之を購入すると、監獄自製のものを用ふると

は、價に於て、殆、半額の利益あれは、農作地の十分ならさる所に在りては、原料を購入しても、之を釀造するを得策とす、現に、滋賀縣長野縣其の他の監獄に於ては、此の方法を用ふるか故、菜代の豫算低廉なりと雖も、比較的に、囚人の食菜に不便を見すと云ふ、其の他、梅漬、澤庵漬の如きも、亦、然り、請ふ、此の方法を實施せさる監獄に在りては、經濟の如何を考へ、低廉にして、營養ある食物を給與することを、勗められたし

◉在監人の減少に就きて

（各府縣とも）

近來在監人の減少すること夥しく、昨年の此の頃に比して、殆、一割に及べりと云ふ、其の原因を探究せは、種々あるへしと雖も、征清事件より、及ぼしたる結果も、亦、尠なからさるへし、此の機に際し、警察官に注意するは、彼の微罪憐ひへき窃盜、若しくは、兒戲に等しき賭博等を、無暗に摘發するか如きことなきを、之を既往に徵するに、管下靜穩、犯罪人のなきときに當りては、如此微罪のものも、克く警察官の耳目に觸れ易きか故か、之を摘發するの例多しとす

◉在監人減少に就き看守の休職

（在監人に對する看守押丁增減の解釋）

近來在監人減少の結果、看守を休職せしむるの場合、續々ありて、地方監獄にては、隨分困難を感せらるゝよしなるが、看守の人員は、在監人の百人增減する毎に、又、之を增減するは、朝に休職を命し、夕に採用するが如き、實際上不便あるを以て、先般伺定めの上、一ヶ月据置くことに規定せられし縣もありしかに聞きしが、右にては、尚、不都合の場合あれば、何とかして、三ヶ月据置にしたしとの希望、實務者間に行はれ、其の筋にても、實際上の不便を鑒み、勅令の解釋上、許可せらるゝの、詮議ありたるよし聞き及びぬ

◉刑期計算は撿事の職務ならん

（典獄の懲戒に就きて）

刑の執行は、檢事の指揮に依るものなるが、今、執行指揮書の例を見るに、其の確定日を明記せず、只、本刑確定の上は、執行すべしと命令せり、故に、故障控訴上告等なき場合は、確定の日、自、明かなりと雖も、右、上訴の場合に在りては、往々監獄にては、知らざる場合あり、且、又、監視期限の如きも、數刑の、幾監

監視あるものゝ如きは、監獄にて、取調ふるは、隨分困難を感ずること多し、抑、刑の起算滿期を明記して、之が執行を指揮するは、檢事の責務なれば、是等は指揮書に明記すべきものなるべし、然らざれば、典獄は、他人の手傳を爲して、若、過ちあれば、忽、職責罰俸等の懲戒を受くるに至る、典獄の職務は、誠に、不合のこと多しと、或人は語れり

◉看守採用規則の改正

（至極可ならむ）

陸海軍の現役を終りたる下士、若しくは、其の適任證書を有するものゝ如きは、矢張、他の無資格者と仝じく、看守に採用せんとするときは、試驗を要せざる可からず、然るに、巡查採用規則には、此の明文あるを以て、試驗を要せずして、採用するあとを得、彼此の間、斯かる輕重を存すべきかとの議、昨今其の筋に行はれ、近々の內、改正あらむと云ふ、予輩固より、之を否認せずと雖も、既に、之を巡查と仝一に、改正せらるゝ上には、其の敎習標準も、亦、巡查と仝じく、三ヶ月以上となすを可とす、尤も是は、今日、敎習標準を改正せざるも、各府縣限り、爲し得べき筋合なれども、念の爲め、其の旨を、通牒せらるれば、尚、好都合なるへし

◉新に採用したる看守の特別俸

（至極同情を表す）

曾、看守長の職を奉じ、若しくは、陸海軍下士以上の職に在りたるものは、便宜十圓俸を給せらるゝことを得る旨、別に、訓令せらるゝ由に、聞及びぬ、さもあるべきことならむ

◉囚徒の含嗽、及、洗足

（衛生、及、清潔の注意）

囚徒の含嗽は、每朝出房の際、房內水桶に在る少量の水にて、只、口中に含むのみにて、止む所あり、又、內役囚の如きは、還房の際、手足を洗はしめざる所ありと、如此は、衛生上に、將、清潔上に、最、不可とする所なれは、還房と役場との間に於て、含嗽、及、洗足場を設け、每朝整列せしめて、含嗽せしめ、且、面を洗はしめ、罷役後に在りては、手足を洗はしむるを要す、含嗽所の設備は、經費に關係するとは云へ、僅少の資額にて、出來得へきものなれば、是等必要の費用は、縣會にても、是認すへし、記して、當局者の注意を促

す

◉雨天の還房

（是、亦、衛生の爲め）

還房、及、出房に際し、監房と工場との間、雨天の時、笠を貸與するを宜しと爲すも、繁雜に渉りて、意の如く行はれず、去りとて、渡り廊下もなき故、雨に濡れ、土に塗れて、往復する所なきにしもあらず、殊に、還房の際は、搜檢所にて、寢衣を着更へたる後なるを以て、濡れたる儘、寢に就き、爲めに一種の臭氣房内に充ち、衛生を害する虞なきに非ず、是、亦、廊下設備の必要あるべし

◉放免暦簿の記入に就きて

（注意一件）

放免暦簿は、囚人を放免する當日の欄へ、記入し置くべき筈なるに、中には、滿期の日、即、放免前日の欄に、記入したる處ありとか、這は、些々たることなれども、放免暦簿の旨趣に背くを以て、注意までに記載して、讀者の參考に供す

◉未丁年者の區分

（發育に注意を要す）

監獄則の監房區分中、年齡に依り、區分するの必要ある所以は、今玆に詳述せざるも、皆、人の知る所なり、然るに、實際の年齡と、戸籍上の年齡とは、僻遠未開の地に在りては、往々異なるものあれば、これ等を、當に戸籍上の年齡にのみ依りて、合同するときは、監房區分の主趣を貫く能はざるのみならず、種々の不都合を釀生すべし、宜しく其の身躰の成育、智識の發達に依り、注意し、合同せしめざるを要す

◉豫算編成

（監獄費に就き）

此の頃は、各府縣とも、來廿九年度豫算編成に着手中なるべし、經費の要求すべきものも、多々あるへしと雖も、看守俸給額を昇すことの如きは、予輩の、最、希望する所なり、本年度の豫算を見るに、九圓平均となりたる縣は、僅に一二に止まり、甚しきは、八圓二十錢位の處あるか如し、看守補欠の困難なるは、俸の薄きに基因す、理事者に於て、事の緩急を謀り、豫算の組識に精を盡くして、議會に當られんことを望む、而して、又、巡査俸給の平均額に比し、看守俸給額の低下なる如きは、實に、不條理と云ふへし、せめても

の事には、巡査看守の俸給豫算額を、同一ならしむへし、而して、又、修繕費の如きものは、指定修繕費の外、臨時修繕費を要求し置き、小破ある毎に、直に修補し、檢束紀律、及、衛生の保全を要す、彼の修繕費の豫算なき爲め、障子破れて、風雨監房に入り、浴室損して、蚯蚓水桶に跳る等のこと、往々見聞する所なり、小破の中に、之を修理せば、少額の費用を以て足るも、放委大破に至りては、數倍の費用を要す、是等の理由は、如何に頑硬なる縣會と雖も、承認するに猶豫なかるへし、偏に理事者の、盡力を煩はすのみ

◉再、服制に就きて

（其の成り行き如何）

典獄看守長看守の服制改正のこと、今、尚、有耶無耶の間に在り、夏服と冬服との移り替りの頃抔には、之か決定なくして、噂のみ高きか故、看守長に在りては、新調を見合すものありと、改正するものなれば、一日も早く、發令を望むと雖も、何迄も、曖昧の中に在りては、看守長の如きの迷惑する所は、さもあるへし、尤、假令改正の勅令ありたりとするも、一ヶ年や二ヶ年位は、從前の服を著用し得るとの、除外例もあるよしなれば、不体裁を忍ふより、新製せられて可なり

◉奈良縣典獄

（斯道の爲めに悦ふ）

同縣典獄の缺員たるや久し、前號にも云ひし如く、同縣は、建築の大事業の目前にあるあれば、典獄の撰擇も、十分注意されたるが爲め、遷延せしなるへし、今や八木藥劑官、再、出てゝ、就任されたり、氏に取りては、幸か不幸か、兎も角、同縣監獄の爲め、恰當の人を得たるを悦ふ、氏の學術と經驗とを以て、經營新築さるゝ所のもの、以て本邦の摸範とならん、予輩は、謹んで、摸範監獄の落成と、其の治蹟とを待つ

◉坪井課員

（四國地方の巡閲）

同氏は、北海道より歸京後、間もなく、德島、高知、香川、愛媛の四縣の監獄巡閲として、出張を命せられ、九月廿九日出發されたり、四國地方は、暫く巡閲官の足を入れさる所、同氏の目に映し、耳に入る所のもの、果して如何

◉本會維持會員の章

（不日全會員に頒つべし）

維持會員に呈すべき証状は、黒川文學博士、小原貴族院議員（調査局長）の考案に出でたるものにして清寧天皇の図名を錄し給へる、御圖を畫き、至極体裁能く、且、尊嚴の趣味、自、備はり居れば、維持會員に於ても、成るべく鄭重に、取扱はれたし、目下印刷中なれば、不日出來の上、全會員に頒つべし、因みに記す、証状印刷の都合もあれば、全會員志望の向は、速に申越されたし

落葉片々

◎監獄巡閲　の頻々たる所は、事務大に揚かると、氣の付かざる所も、刺戟一番、精勵するの結果か

◎九州地方　の巡覽は、如何に、九州と山口とは、近年巡閲なきもの、其の治蹟果して如何

◎全國巡閲　終了の上は、典獄召集の必要起らん、巡覽を以て、監督し、召集を以て、統一を謀れ

◎受負業者　か、授業手か、筒袖襦袢に半股引、以て工場を出入す、紀律にも、治外法權を存するか

◎備品帳簿　各工場拂に、設備しあるは、注意の精なるもの、而して、現品增減の記載なきは、其の要何の邊にか在る

◎巢鴨監獄　成る、來る十九、二十、二十一の三日間を以て、移轉すと、此の際に於て、內部の舊弊習をも脫却せよ

輿論一斑

◉入獄記　是、樂天居士の名を以て、國民新聞に揭載する所のもの、七月下旬より、稿を起し、八月下旬に終はる、全篇貳拾貳回、若、夫、門外漢は、如何に監獄を視るかを知らむと欲せば、之を讀むも、亦、一興なしとせず、稿者固より、門外漢なり、予輩深く、之を咎めずと雖も、社會の耳目を以て、任ずる者は、今、少し、監獄智識を蓄へられんことを望む節、又、尠なからず、例へば、工場用の襦袢と、監房用の襦袢とを重ねて、着用したるを發見せられし際

看守余が襦袢の襟を拈りて曰はく、「これはドーした、誰の許可を得たか、新聞記者は、社會の小言を云ふ人である、耻かしくはないか、手續するからソー心得て居れ」余をして、新聞記者として、答辯せしめは、應に言ふべし、監獄の目的は、單に、囚徒を苦しましむるに在る乎、決して然らざるべし、何ぞ寒き日には、衣を重ねしめざる、寒中には、足袋を穿たしめざるとは、何たる妄言ぞ、監獄には監獄固有の規定、（監獄則若しくは施行細則）あり、何ぞ寒きとて、其の規定の範圍を脫し、重襲せしむることを得んや、よし是等の規定なしとするも、苟も衛生を害せざる限りは、無暗に重襲せしむることを容さず、此点に至りては、監獄醫のあるあり、固より衣を重ね、足袋を穿たしむる必要あらば、是をも爲さん、惡事をなして、樂事を思ふ心こそ、うたてけれ、其の他、監獄內の隱語を顯はし、破獄を思ひ、窃に作業の助手を請ふ等、一も監獄は囚人の心神をして、改善せしむる場所なりとの、最高の感念なきは、予輩に於て、まことに、慊焉の情なき能はず囚人一個の日誌として、之を見る、豈、多少の稗益なしとせむや」況、此の厭嫌の題目を提へ來りて世人に紹介するの勞あるに於てをや、其の事實の上より謂ふも、最、實際に近く、從來の監獄談と、其の体を異にす、世人は之に依りて、監獄の一斑を知り得べく、斯道者は、之に依りて、多少監獄內の弊を覺らむか、

◎第五回萬國監獄大會　本月四日並に、六日の東京日々新聞紙上に揭載する所のもの、參考となるべき点尠なからざれば、其の全文を揭げて、會員諸君に示す

◉第五回萬國監獄大會

本年六月、佛國巴里に開かれたる萬國監獄大會の議事は、刑法、及、監獄制度等に關し、著しく改良を促すの廉ありて、本邦の監獄事業改良の參考に資すべきもの、亦、少からざれば、其の議事の要領を玆に揭ぐ

本世紀に入りてより、各國の立法當局者監獄制度改良の研究者、刑法改良論者が、非常の熱心を以て、其事に從ふにも拘らず、其の得る所の結果は、常に豫期する所の如くならずして、社會の罪惡所謂犯罪なるもの

第一　刑法問題
第二　監獄制度
第三　犯罪豫防策
第四　幼年者の犯罪處分法

此第四項幼年者の犯罪處分問題は、今回始て、一箇獨立の問題として、大會に提出せられたるなり

巴里の大會にて、審議せられる問題は、統計三十箇條あれども、便宜の爲め、其性質に應じて、之を二大部類と爲すを得べし、第一部類に屬するものは、監獄内の生活に關繫を有する問題、並に、立法の區域に屬する技術上の問題にして、例へば、監獄内の仕事、囚徒の規律遵否に就ての賞罰、囚徒の類別、監獄内に、學校圖書館設置の可否等に關する問題なり、第二部類に屬するものは、此の專門的緊要問題外に屬して、夫の刑法の原理を動かすべき普通的問題、並に概して、犯罪と戰ふの方策問題なり、此第二部類に屬するものは、先づ懲罰方法と、其實行條件を主眼とせる問題にして、流刑問題の如き其一なり、元來流刑なるものは、學理上の未決問題にして、或國々にては、立法上に之を實行するに躊躇せり、流刑を否とする者は、之を實施するに當りて、費用甚多き事と、就中何れに於ても、豫期の結果を呈するに至らざる事、並に現に、之を實施したるの邦國、例へば、英國獨逸等に於て、此刑を廢するに至れる事實を擧げて、其論據とす、又、流刑主張論者の言ふ所は、流刑よりして、悲しむべき結果を生じたるは、流刑其者の惡きにあらず、之が實施方法の宜しからざるが爲めなりといふにあり、之が熱心の主張者の一人、ブロフ井ッソル、レウエリイキの如きも、巴里の大會に於て、現時の各國一般に採用する、監獄制度なるものは、昔時未開の野蠻制度にして、流刑は將來の改善したる良制度たらんとまで公言せり、萬國監獄大會は、此問題を討議すること、頗、鄭重にして、ストックホルムの第二大會は、流刑は實施上非常の困難ありて、豫期する所の結果を得る能はざるべしと認め、聖彼得堡開設の大會は、流刑は罪惡に固執して、悔悟の効なき囚徒を、永く監獄に幽囚するに優れりと、認定せしが、今回の巴里大會は、更に此意義を明晰にして、目下の改良を加へたる流刑制度は、將來、益、之を改良するに於ては、重罪人並に執拗なる犯罪人、及、習慣性に因りて、犯罪する囚徒を懲すがため、長年月の罰として實施するあと、利なりとの意見を、發表するに決せり

晩近刑法上の學問にて、生み出されたる新問題あり、即、條件付の罰則ともいふべきものにして、始て重大ならざる罪を犯したる者に對し、刑事裁判にて擬定したるの宣告を施行するは、只、該被宣告者が、其宣告にて定められたる、或、期限内（平均三年若くは五年間）に、再罪を犯しし時に限るべしといふ、一新說にして、熱心の贊成者ある代りに、反對の聲、亦、甚高し、是を以て、今回の聖彼得堡大會に於ては、該問題を決せず、次回即ち今回の巴里大會にて、大會の意見を發表すべしとの事に、議決せしが、今回の大會は、刑事裁判が、始て罪を犯し、短期間の罰に處せられたる人に對し、罰の施行を停止するの權利ありとするの立法制度は、最も稱贊すべきものたりと認めたり、學問上此問題の一決せざる間に、一千八百八十八年より、一千八百九十二年に至るの間に、白耳義、佛蘭西、ヲフシャテル、ヲエチヴ、リクセンボルグ、諾威等に於て、此新說を採用して、該問題を理論上より、實際上の區域に移せり

本世紀間に於て、特に進歩したる國際間、交通の發達は、遂に刑法上にも、其影響を及ぼせり、現時の制度に依るも、刑事裁判の宣告は、其國の版圖内にのみ、施行の効力ありて、其國境外に至りては、効力なしとす、此制度たる、各國の國權國威を尊重するに基づきたるものにして、道理上常に然るべき事なれども、刑法上人權を害すること少からず、今回の巴里大會にも、刑法上の宣告は、外國に於ても、幾分かの効力を有するものと認めて可なるかとの問題提出されしに、大會は、多數の聲を以て、左の二箇の希望を發表せり　即ち本國に在りて、其の普通の犯罪に對する宣告にて、權利を制限せらるゝ時は、各國に於ても、同樣に其權利を制限せらるべく、之に反して、外國に於て、同樣の宣告を受けたる時は、本國に於ても、亦其權利を制限せらるゝを可なりと認めたり、大會は、此の如く刑法宣告の効力を、擴張して、國際の上に及ぼしたるも、此權利の剝奪、若くは制限は、外國に於て受けたる直接の結果と爲らず、更に犯罪者の本國の法に照して、確定せらるべきものとし、此の如き、前科ある者、若し、本國内に於て、新に罪を犯すことありて、裁判官之が罰を科するに當りては、其の外國に於て、宣告せられたる罰をも、斟酌するを至當なりとせり

次に、大會の注意せしは、犯罪婦人に關する處置にあり、大會に提出の問題は、婦人に對しては、特別の罰則に科し、女囚は男囚徒を幽するに異なる特別の監獄に幽囚し、其の作業食物等も、亦、男囚徒と異にすること可ならずやといふにありて、刑法に對しては、男女固より差別あるべきにあらざるも、大會は、其体格上德義上を慮るの點より、男女囚徒の處置法を異にするは、必要にして且、至當なりと認めたり

次に大會の一大問題は、無賴の徒及貧民に對する處分法にありき、各國之を制縛するの法あるに拘らず、到る處孰れの國としても有らざるなきは、實に此貧民、及、無賴の徒なりとす、目下歐米各國に於ては、懶惰にして、他人の喜捨に衣食せんとする橫着の徒のみならず、職を得ずして、貧に陷る者病ありて、業を執る能はざる者等、皆、所謂乞食社會に入りて、其人數年々增加するの勢ありて、更に減ずることなし、而して、其の玆に到れる原因種々なるに應じて、之が排除豫防法も、亦多々ならざるを得ず、之に對しては、懲罰の法を講ずるよりも、寧、其發生を豫防する方策を講ずること必要なり、曾て羅馬の大會には、單に社會は生活の方を得ざる各人に、救助せんを望むとの意見を發表したるも、其勞働に應ずるの報酬として、救助すへしとの主義を執り、貧者にして、他人より救助さるゝも、猶、爲すことなくして、無賴の生活を爲し、法律に觸るゝことあらば、之に勞働を科して、嚴罰を加へざるべからずとせり、今回の大會も、乞食の類をば、敢て犯罪の一種と認めざるも、社會は之に對して、豫防の手段のみならず、强迫の方策をも施すの權利ありとし、又、此權利あるに應じて、貧者乞食の種類に從ひ、之に業を授け以て、衣食するの方法を得しむるが爲め、廣く、慈善事業を發達せざるべからずとせり

監獄大會の、常に意を用ふるは、飲酒と犯罪との關係にして、學理上此の犯罪の一大源因を撲滅するが爲め、酒癖治療所の設けあり、瑞典諾威の如きは、好結果を奏し、此組織の有効なるを證せり、依て、今回の大會は、酒の釀造及び販賣に關しては、各國政府に忠告し民間には、禁酒說敎を熾んにして、其害を世人に弘く知らしめ、以て此社會の一大荼毒を防がんこと、極めて必要なりと認めたり

右は、巴里監獄大會の緊要議事の要領にして、此外猶同會にて議せし所のもの、幼年者の犯罪處分法の如き、其他、重要の件少からず、要するに、該大會は一の學會なるを以て、直に法律の上に實施するの効なしと雖も、從來該會の議事方針に依りて、各國の刑法上監獄制度等に、改良を加へたるもの少からざるを以て、見れば、今回の巴里大會も、亦、冥々裡に益する所少からざるべし

萬國監獄會
議派遣委員 **小河氏通信**

◉有松書記官への書狀

謹啓、爾來は、甚、御疎音申上候處、先以尊台、益、御淸康可被爲在、奉敬賀候、次に小生事不相變、兎角巴黎に於ける萬國會議の儀も、以御蔭、先、無滯任務相果たし候間、乍憚御省慮可被成下、其の後、暫時同地滯在致し、監獄數個所の視察を遂げ、夫より、白耳義へ廻はり、仝地にても、三週間程、滯在の上、研究致し、數日前漸く當地に着致申候

禽國會議其の他、各國監獄視察の景況は、追て御報可申上候へ共、概略の儀は、時々小野田警保局長へ報告申上置候間、御承知被下候儀と存候、到る處、規摸の宏大なるには、一驚の外無之、時々は、是ではとても、眞似が出來得べからずと、失望致し、吾ながら、こんな弱い根生が出ては、相濟まぬと、心で心を責め候こともも、不斷、何樣、實地見聞するに從ひ、益、我監獄改良事業の前途、悠々たることを悟り申候

集治監官制、及、典獄任用令、改正の勅令、拜讀致し申候、北海道集治監を、內務の直轄とせられたることは、至極適當の措置とは存候へ共、同時に、中央監督部、乃、警保局監獄課の組織を、多少擴張せらるゝこと、必要に可有之、若、常設視獄官の如きもの、御設定相成り候はゞ、尙更の事と、愚考仕候、中央監督の緩急は、獄務の改良に、最、少なからざる關係有之候こと、申す迄もなき事に有之、要するに、規則いぢりよりは、須く行政的活用法の講究、專要と被存候

佛國は、理論に勝つて、實際に敗れ、白耳義は、實際を主として、理論を後にす、然かも、白耳義に於ては、苟も理想のある所、殆ど一として、之を實行せざるはなし、我國の現況、頗、佛國に似たるものあるを信ず、御高見如何、可有之候哉

佛、白、獨、實見する所、監獄には、必、多少の兵備あり、而して、其の監獄は、鐵と石とを以て、嚴なるが上にも、嚴を重ね、如何なる怪力あり、神通の妙智あるも、監獄を破逸せんこと、到底思ひも寄らぬことに有之、兵備は愚、戶を締めさへすれば、殆ど、一人の番人をも、要せざるものゝ如し、吾々の眼には、殆ど、一も、兵備の必要あるを見ず、而かも、尙、之を加へて、嚴を示す、蓋、在監人をして、根本的に破逸を斷念せしめんとするの方便に外ならざるべく、健美の至りに有之、之を我國今日の事況に比考すれば、實に何とも御話しにならさる次第に有之、地方到る所、看守の不足を訴ふること、實に無理ならぬことゝ謂ふべし、然れども、今日の策は、徒に看守の員數を增すにあらずして、實効ある戒護の實力を加ふるにあり、實効ある戒護力は、銃を肩にしたる兵備に如くもの有之間敷、兵備擴張の今日、多少、此の邊に融通し得らるゝの餘裕も、可有之、少なくとも、看守をして、外圍の警護に從事する者だけにても、兵卒的に、銃器を帶有せしめられ候樣致度、幸、出征より歸任したるの、熟練の軍人出身の看守も、少なからざるべく、一層の好都合と被存候

何れ其の內、尙、御通信可申上候へ共、餘り御無沙汰打過居り候間、御伺迄申上度、如斯に御坐候、拜具

八月十九日　　小河生

有松尊臺

侍史

◉石澤典獄への書信

拜啓仕候、先以て、時下尊台、益、御淸榮、可被爲在、奉敬賀候、次に、私儀も、着後引續き、瓦全能在候間、乍憚御省慮可被成下、時々御通信申上度とは存候へ共、着後語學の稽古なぞ、相始め候爲め、何分寸暇無之、乍存御無沙汰申上候段、不惡御諒恕奉希候、尤、內務省、及、監獄協會へは、兩三度通信致し置き候間、右、御高覽被下候儀と、奉存候、會議開會の期も、追ひ〳〵相迫まり、何となく、一層心世話しく相感じ申候、獨逸よりは、多分クローチ翁も、來會相成るへしと、樂み居り候處、此の頃、同翁よりの書面の摸樣にては、どうやら、來會は不致樣子に有之、失望致し候、私も、今週より、ソロ〳〵監獄實際の視察に、從事可致積りに有之、視察の上は、多少通信の好材料も、得られ可申と存候、當地は、歐洲中、比較的、最、適順の氣候に有之候哉に候へ共、私なぞには、甚、不順極まるやう、相感じ申候、概して、東京なぞに比すれば、餘程寒冷の方に有之、當節にても、冬服の上に、外套を着け、日に照らされて、市中を散策致し候とも、さして汗の出るほどの苦みも無之候、一体、毛唐人は、寒暑に感ずること、最、過敏と相見え、熱いと申し、寒いと申し、其の仰山なるには、驚き申候、絕息するほどの苦熱なりなぞ申す日にても、私なぞは、一向平氣に有之申候、此の分にては、盛夏の頃とて、大に凌ぎ能きこと、被存候、毛唐人は、非常に外氣を好み、又、非常に、外氣を恐れ申候、熱い〳〵と申しながら、尙、窓は堅く閉鎖致し置き候こと、誠に不思議に有之、私なぞの、常に窓を開放致し置き候をば、深く氣遣ひ居り申候、是、蓋、外氣の不順なると、肌膚の軟弱なるとに由り、忽、健康を犯され易きが爲めに有之、日本人にても、滯留久

しきに渉れば、自然と毛唐同樣に、外氣を怖れ候樣、相成るとのことに御座候、毛唐の此の習慣より、之を見れば、彼の監房に於ける窓戸の構造などに就き、東西、其の趣を異にせざるべからざるの理、亮然仕候、尙、聽く所に依り候へば、盛夏日中は、却りて、堅く窓を閉鎖候こと、避暑の良法なりとのことに有之、これは、成程左もあるべきことにて、窓を開けては、建込みの屋根の瓦を、煉瓦の壁に燒き照らされたる外氣を、引受け可申、此の外氣、一旦狹く高く堅く密閉せる監房同然の部屋に、侵入致し候ひては、夫は溜つたものには有之ましきこと、當然に御座候

外部の莊嚴華奢を以て、文明と申す儀に候はゞ、巴黎などは、今日、將に文明の極點に相達し居ると、評し得らるべく候、併、外部の進歩せる丈、內部の退歩、また甚しく、道德風俗の腐敗壞亂せること、是、また其の極端に相達し居るもゝの如くに察せられ申候、風俗矯正策の、每々議會に提出せられ候にても、其の一斑は相分り申候、現に昨今も、賣淫取締法案に就き、元老院（我國の貴族院に當る）にて、目覺ましき討議有之候ひし由にて、一時は、公衆の傍聽を禁し、其の腐敗壞亂の實況を、摘發辯論するに至り候ひし樣、新聞に相見え申候、是に就き、或惡口新聞紙の如きは、是、乃、元老院の元老院たる所なりと、冷やかし、或は、餘計な心配して騷ぐ、此の老爺も、議院の歸り道には、珈琲店に立ち寄つて、私窩子の、機嫌を取るもをかしなど、嘲弄致し居り申候、又、此の程、私旅寓の近所にて、社會黨の政談演說、有之候故、傍聽、否、傍見の爲め、出懸け申候處、其の賣淫論とか申す演題の下に論ずる所の要旨、『賣淫の增殖蔓延は實に下層社會の、益、貧苦の悲境に陷りつゝあるの實況を、證明するに足る、人、誰か好んで、淫を鬻いで、其の生を營まんと欲するものかある、之を敢する、蓋、餓死に打勝たんとする必要、實に之を餘義なくせしむるのみ、吾黨は、寧、彼の賣淫神女の孤貧を憐ひ、之を其の悲境より救はんとするは、他策なし、彼上等社會の富資を割いて、之に與へよ、其の令閨令娘を待つか如くに、また彼に善き肉と、善き部屋と、善き衣服と、善き教育と、善き交際とを、與ふるに吝なる勿れ、少くも、其の餘れる銀行貯蓄金の利子を以て、之に投ぜば、滔々たる巴黎幾万の私窩子、忽、其の醜俗より、廓清せられて、正業に復り、終に以て能く、其の神使の務めを全うし、月の如く清らかに、又、花の如く、鮮かに、燦然爛然、晃々たる巴黎の文明の上に對して、所謂錦上、華を添ふるに至らんこと、必然なり』云々と謂ふに有之、滿堂わゝばかりの大拍手大喝采には、實に呆然として、自失するの感有之申候、理窟をつくれば、何とでも、理窟は相付き候へども、さりとて、賣淫增加の理由を以て、一に之を貧苦に歸し、殊に、之が救治法として、上等社會の財產を分割すべしなどは、實に無法至極の論鋒と、驚き入り申候、且、又、段々聞く所に據り候へば、當地の地獄などと申すものは、我國などゝは、全く其の趣を異にし、親の爲め、家の爲め、將、何かの義理合ひの爲め、身を鬻すなど申す族は、爪の垢ほども無之、殆十中の十が、所謂懶惰より起こり、而自半分に、之を營むの實況にて、地獄なりとて、馬鹿には出來不申、中には、金殿玉樓を住居とし、美味に飽き、華衣を盡くし、出入に必ず肥馬輕車あり、收入する所、日に幾百「フラン」を以て數ふるなど、なか〳〵以て、大臣參議も及ばぬ贅澤を極め居り候ものも、少からざる由に有之、尋常一樣の私窩子にても、我が新柳二橋の、自前藝者よりも、比較的富裕の生活を、營み居るもの、如くに、聞き及び申候、是を以て見れば、賣淫の原因を以て、之を貧困に歸するなど、甚、不條理の次第に有之、是、全く、社會道德腐壞の反響とより外、思はれ不申候、毛唐人は、婦人を以て、神使などゝ申して、尊重致し候へども、私などの眼には、惡魔も惡魔、世の犯罪を產むの惡魔と、許するの適當なるを相覺え申候

酒と女とは、犯罪の原因なること、彼我、敢、其の趣を異にせざる儀に候へども、別して、佛國などにて、一般に相用ひ候「アブサント」と申す酒精有之、私如き酒腸なきものには、一向相分り不申候へども、是は、酒精分、甚、强く、燒酎や「ブランデー」などの比に無之、如何なる大酒漢にても、之を傾くること、二三盃なるときは、忽、前後忘却して、泥醉候由に有之、當地に於て、精神的犯罪を生ずるの多きは、全く此の「アブサント」に基因すること、一般の認識する所に有之、或學者の如きは、佛國に於ける「アブサント」の害は、支那に於て、阿片に蒙むるの害よりも、遙に大なりと、慷慨致し居り申候、然し、一たび之を味ふるときは、女房を質に置きても、止め兼ぬるほどに有之

候由、未、陰雨せざるに、綢繆の工夫、肝要と被存候、其の內、此の「アブサント」の大害を統計的に詳論候もの、入手可仕筈に候間、追つて、御詳報可申上機會も可有之候」

本信相認め居り候際、四月刊行の協會雜誌を、接手致し申候、貴監敎誨堂も、愈、落成式御擧行相成候趣、承知致し、珍重奉存候、海外寄客の身には、此種の雜誌、又は、友人の書面に接するほどの快樂は、無之候、平生なれば、祿々通觀もせぬ所までも、復讀三誦、致し申候、別して、友人の書面などは、再讀の後、尙、卓上を去らしむるに忍びず、暇あれば、幾回となく、之を繙誦して、言ふべからざる愉快を、相感し居り申候、四人拘禁の境遇にて、親族故舊の書信に接したる時の愉快も、亦、斯くあるべしと忍ばれ申候、尙、又、過日御差廻はし相成候書類、及、寫眞等、何れも夫れ夫れ、正に拜受仕候、內務省より送附の分も、亦、接手仕候、此の事、先日內務省への報告中に、相漏し置き候間、御序の節、御傳言被下度奉願候

新聞の古きは、恰、辛子の氣の拔けたのも、一般にて、甚、興味少なきものに有之、之が迅速を務むること、東西、其の趣を同うする次第に候へども、別して、當地などにては、其の迅速を務むること、實に、非常なるものに有之、數多き幾種の新聞紙の內には、一日三回に發刊候ものも不尠、迅速を競爭するの結果、翌日の日附を以て、發刊すること、例へば、實際今十八日の發刊にて、名義上、明十九日の日附となすが如き、奇觀をさへ呈し候こと、誠に言語同斷、兒戲と評するより外、無之候、其の代り、また新聞の普及すること、實に想像の外に有之、車夫、馬丁、下女、丁稚、小僧の小ものに至るまでも、晝く、夫、相應の新聞紙を、購讀せさるはなきの實況に御坐候、當地政治家が、一般に新聞の勢力を恐れ候こと、また偶然ならぬ、次第と被存候、併、新聞の調子は、概して、秋の空と一般にて、時と場合に應し、變幻極まりなく、毀譽褒貶、表裏反覆の甚しきこと、亦、實に驚くべく、例へば日淸事件などに就きても、今日は、日本に同情を表するかと思へば、忽にして、又、明日は、支那に加擔し、「チャン〳〵坊主の馬鹿野郎は、相手にならぬ」などと、嘲弄したる、其の筆にて、忽、また「支那大帝國の勢力は畏るべきものありて存す」などゝ激賞し、「日本義勇軍の、連戰連勝は、怪むに足らず、吾人は、滿腔の同情を表して、彼島帝國の幸運を祈らざるべからず」と稱揚したるの口調は、忽、變して、「是、漫に、靑年客氣の勇を呈せんとする謙德に、欠くるの措置たるを免れず」などと、攻擊致し候等、實に議論に責任などを申すことは、頗と無之と申すより外、思はれ不申候、也、目下新聞にては、我國に對し、彼れ此れ、癪に障はることなども、申し觸らし候へども、民間一般の感情は、何かと申せば、先、我國に、同情を表するもの多きこと、疑ひもなき儀に御座候、浦山しきこと、數々多きが中にも、我々の目に、取り別け目立ちて、健羨に堪へざるの想ひあらしむるものは、馬匹の絕れて逞ましきことに有之、東京にて申さば、圓太郎馬車とも、申すべき辻車曳く馬にても、我國などには、餘り見さるほど、大きく、且、能くふとり居り申候、荷車曳く馬は、比較的、一般に一層大きく、或は、全く別種のものにも可有之哉と、被存候、是は、小生先年札幌の某育種場にて、佛國種なりとか申由に承りて、見物致し候ものと、同種に御座候、馬匹改良のことは、我國にても、此の頃、頻に世人の注意する所と相成り候ゆゑ、誠に重疊の儀に有之、當地の馬の善きも、全く大々的改良を施したる結果に外ならさる樣、承はり及び申候、動物保護法など申して、牛馬の虐待を禁し、馬丁などの、濫に牛馬を鞭撻候をば、罰し候こと、人情論の點よりは、寧、馬種改良論の方より、出でをり候樣相覺え申候、又、盛に、競馬を行ひ、競馬の爲めには、王公貴人までも、天下晴れて、博奕を行ふことを許し、否、寧、奬勵するなんど、何れも、馬種改良の一方便たるに外ならずとのことに候、當地に於ける、年中行事の、最、主なるものは、「グランプリー」と申し、每年六月の第二日曜日に開き候、大競馬に有之、丁度此の中、之に出會致し申候、此の當日は、滿市、殆、狂するが如く、士女、皆、綺麗を競ひ、家を空しうして、之に出懸け申候、巴黎交際社會の季節は、此の大競馬にて、一段落を告げ、流行ものゝ相場も、此の時にて、相定まり候由に候、大競馬當日の巴黎は、所謂巴黎の巴黎にて、其の繁華は、實に、筆紙に盡し難く、馬車代などは、一般に十層倍も騰貴致し、夫にても、滿市、殆、一の空車を見さるの實況に御座候、尙、色々申上度候へども、何分、餘暇無之、是れにて、今便は、擱筆仕候、乍末筆、爲國家、時下

折角御自愛專要に、可被遊、御健康奉祈候、匆々敬具

巴黎にて

六月十八日　小河滋次郎

石澤尊台

侍史

追て、本信は、監獄に關し、別に御參考に足るの記事無之候へども、全國僚友諸氏に對し、何分一々文通致し候儀、不相叶、若、御一讀濟の上、協會雜誌へなりとも、御揭載被下候はゝ、多少疎音の罪も、相免れ可申、本懷の至りに御座候

貴監、廣川、中川、芦立各課長御始め、皆々樣へも、乍憚御序の節、宜しく御致聲奉願上候

◉木名瀨監獄課員への書狀

貴翰並に坪井印南兩氏の芳書、難有拜讀仕候、先以て、益、御淸康奉賀候、次に小生事、幸に無事、此の頃は、當地に滯留致し居り申候、御細書に依り、監獄社會之近事、詳悉致し、奉多謝候、變動の多きと共に、一層御繁務と、御察し申上候、坪井印南氏宛にて、差出し候書面、有之候處、右は多分同氏不在中に相屆き候事と存候、課長の後任としては、浦學士來られ候由、斯道の爲め、慶賀不斜、唯、笠井學士の二の舞たらんことを、恐れ申候、小生當地滯留の儀は、稍、長引き可申と存候間、御書面は、すべて當地公使館小生宛にて、御差出被下度、當地にあつて、僚友の書信を望むの切なること、大旱の雲霓も、啻ならざる次第に有之、御繁務中に可有之候へ共、何卒時々御通信の勞を煩し度、偏に奉願上候、印南氏の受信中に、小生へ宛て、新聞紙數部御送付被下候由に候へ共、未、到達不仕、何れ其の內には、接手可致、御懇情奉深謝候、監獄の雜誌類は、協會學會兩方とも、其の後、更に、接手を不得、若、佐野氏に御面會の御序も候はゞ、御尋ね被下度願上候、佛國、及、白耳義の監獄は、數個所視察を遂げ申候、一國內にありても、優劣の不同あること甚しく、白耳義は、比較的統一を得たるものゝ如し、佛國と白耳義とは、雲泥の差有之、佛國は白耳義に比すれば、一世紀も退歩致居申候、獨逸にては、漸く兩三日前（モアビート）に參り、概景を見物致し申候、ドーシテモ、我國の摸範は、此の監獄に可有之と存候

西洋に於ける監獄事業の進歩は、決して、單獨的ならずして、すべて關係的なり、寧、他の事業の進歩に、餘義なくせられて、關係的に進歩すと評するを可とす、故に、其の進歩は、基礎固くして永久なり、決して、一夜作りのものにあらず、從ひて、之を研究すること、頗、錯雜ならざるを得ず

石川島へ、虎軍侵入、慘と謂ふべし、一日も早く、撲滅の効を奏せられんこと、切望に堪へず、監獄へ虎病侵入猖獗を極むる抔の事は、夢にも外國に知らしめたくなきものに候、折角本邦監獄制度の整備を、毛唐人に知らしむるを得たるの今日に候へば、別して、注意を要することに有之、多數毛唐人の考へは、監獄制度の改良は、一概に、監獄衛生の進歩と解するもの丶如く、死亡が多いとか、病人が多いとか云へば、他を問はずして、監獄制度の進歩せざるものと、斷定するを常とす、實際また西洋に於ける監獄衛生の進歩は、驚くべし、何卒我國も、少くも此の點に付いては、一歩を讓ることなき樣致度候

石澤典獄に、御面會相成候はゝ、御依賴のクローチ、ゼーバッハ母堂諸氏への御屆けものは、未、荷物の巴黎より着せざる爲め、贈付することを得ず、何れ其の內、荷物着次第、直に持參相屆け可申と、御傳言被下度候、巴黎より荷物を出したるは、既に一ケ月前なるに拘はらず、未、到着せず、ほんの必要の小さき手荷物のみ持參致し候こと故、目下、甚、不自由を感じ、紙もなければ、筆もなく、着代への着物さへ無之始末、開口致居申候有松書記官へは、數日前、一書差出置き申候、多分既に落手せられたることゝ存候、局長へも、何れ其の內に、通信可申上積り、宜しく御致聲被下度候、浦、隔山等諸氏へも、宜しく奉願上候、右は貴酬、旁、申上度、如此に候、吳々も、時々御書面の御惠投を渴望仕候匆々

八月廿二日　伯林にて　岳洋生

木名瀨老兄

侍史

○監獄課員への書信

拜啓各位益々御淸康奉賀候、坪井印南兩兄も此頃は最早北海御上使の御役目御濟ませ御歸京の事と御苦勞に奉存候、監獄社會にも、頻々變動有之候趣承知致し此分にては小生歸朝迄には大半相動き盡し可申と推察被致

申候、此中御送付被下候日本報知日々等の新聞紙數葉正に拜受難有御禮申上候、印南君よりの御書面に此他に尚ほ國民の友團珍等も御惠贈被下候樣被仰越候處、此分は未だ拜受の榮を不得、鶴首相待ち居り申候、海外寄寓の身には第一の快樂は親友の信と鄉國の新聞との此二つに御座候、何卒御讀み古しの分にても不苦候間、此後も續々御書面と共に御惠贈切望仕候、小生此頃は毎日「モアビート」に通學致し居り申候、萬事、クローチ翁の懇切なる世話を受け仕合せ致し居り申候、故ゼーバッハ先生の母堂には未だ面會不仕候、是れは例の贈り物を入れ置き候荷物の巴黎より到着せざるが爲に有之到着次第早速訪問可致積りに候、

獨逸に來たらば、少しく閑を得て、何か獄事に關する御參考に足る事共相認め得らるべきこと、想像致居り候處、却て多忙に感じ執筆の閑を得ず、之れに加へて例の筆不性の持病相生じ閉口致し申候然し其內大に奮發可仕候、

昨日は、當地普佛戰捷の二十五年紀念の大祭日にて晝夜非常の賑ひに有之、大に目を驚かし申候之れを見るに付けても我國の事、想ひ出し感慨胸に迫まり申候、我國に於ては未だ征清大捷の大祝祭すら執行するに及ばざるの今日、勝て尚ほ祝する能はず祝するも尚ほ安んずる能はずと云ふの境遇にあるの國民、豈に永く潛龍にして止むべけむや、

十九世紀は日清の戰爭にて終結を告げ二十世紀は普佛の戰爭にて幕明さすべしとは一般の想像する所に有之或は之れを事實に見るを得べきかと存せられ申候併し十九世紀の仕舞に尚ほ一の最も面白き狂言の一と幕可有之かとも想像否な切望する所に候

昨日の祭日には小生も市中へ見物に出掛け夜の十時過歸宅致し候處、家の前には雲霞の如くに人集まり消防組數隊噴筒數臺相詰め掛け居り正しく失火の摸樣に有之直ちに巡査に問合せ候處思ひきや自分の住む家のえかも自分の部屋の下に當る二階の一と間より失火候との事に有之大に驚き不取敢自分の部屋に駈け登り候處家の中は一向に靜謐なるものにて火事の景色は更に見えず、どの部屋にても別に荷物を片付くるでもなければ何一つ騷ぐでもなし、家人に問へば火事は最早濟みましたが、火事と言つても部屋が違へば軒を隔つると同じことにて消防組は遲くとも五分內には詰め掛けて參る故とても火が他の部屋に移り或は全屋を燒くと云へるが如きことはなし安心のものなりと其平氣なること實に驚くべく消防組織の完備、家屋構造の堅牢、實に健美の至りに候

過日白耳義より內務省へ宛て御送付致し置き候荷物有之、是れは粗末なる囚徒の製作品見本に有之折角貰つたもの故捨つるも惜く考へ御送り申置候間若し到着致し候は〻御受取置き被下度願上候

右は御伺旁々申上度餘は後便に讓る早々拜具

九月三日　岳洋生

浦井君

坪井君

木名瀨君

印南君

各位侍史

◉九州典獄協議會議決案（接前）

第四　一日の內、甲乙の作業に轉ぜしもの、食糧は、其の作業の種類に依り、給與する事に、一定しては如何

決　役業相當の、食量を與ふること

第五　書籍監禁、日數計算方は、刑事訴訟法第十五條の明文に依り、言渡の日より、執行するも、其の起算は、翌日より し、最終の日休日に當たるときは、期間に算入せず、又、期滿ちたるときは、監事通知せすと雖も、典獄之を解くか否か、一定したし

決　佐賀縣より、司法省へ經伺のこと

第六　監視地取調に際し、原籍住家ありと雖とも、戶主なる父兄等にして、承諾せざる事あるも、放免する事に、一定したし

決　原案

第七　携帶乳兒に、飮食物の差入は、之を許すことに、一定したし

決　原案

監督の嚴は、申す迄もなし、萬一乳母が、喫食するが如きことなきを要す　鹿兒島縣提出

第一　在監人衣服費の計算方を、一定する事

決　前々年度の、實費額を以て、算出すること

第二　宮崎縣に開きたる會議に於て、決せし犯數計算法中、入監の數ある下へ、附加罰金換刑を除くの、割註を付する事

決　原案

第三　警察留置場の備品を、一定する事　案別紙添付

決　後會にて、決定すること

（未完）

質疑應答

本誌欄に、本欄、及、寄書欄を設けて、會員諸士の研鑽の料となしゝに、諸君の精勵なる、寄稿の數日月に增殖し、甲論乙駁、多きは一問數十答を得、少なきも數答に下らず、從ひて、之かために、要する所の紙幅、亦、本誌紙數の七の一に達せり、然れども、尚、其の十が一をも掲載することを能はさるを以て、稿者の督促を蒙ること、亦、少なからず、是に於て、第八十九號に限り、飜譯、及、彙報欄を撤し、其の紙幅を、本欄、及、寄書欄に流用して、寄稿諸君の芳志に酬いんことを期したり、幸に、此の旨を諒せられよ

本誌の發行は、毎月三十日を以てしたりと雖も、今回より、之を改めて、**毎月十五日**となせり、故に、金玉を寄せらるゝ諸彦は、投稿〆切期日たる毎月五日迄に、送附せられんことを希望す、若、此の期日に後るゝことあらんか、自然翌月の掲載となるべし、是、又、幸に諒せられよ

◉質疑二問　　讀獄迂夫

一、在監人、或債權者より訴訟せられ、當該裁判所より、口頭辯論の期日を定め、其の呼出狀を、監獄署に送達せられたるときは、其の呼出狀を受けたるもの〻請願なきも、典獄に於て、出頭せしむへきものなるか、將、本人の請願により、出頭せしむへきか

二、四人某、債務あるに依り、債權者より、典獄に對し、四人某の所持品（領置品を云ふ）及、雇工錢等若干あるか、其の證明を請ふときは、證明書を與ふへきものなるか

◉仝　三問　　奬善道人

一、囚徒に、給與する工錢は、毎月收得する所の額を、告示せらるゝと仝時に、囚徒は、所有權を生するものなるか、將、放免の當時、下付せられて、始て所有權を生するものなるか、若、毎月告示せらるゝと仝時に、所有權を生するものとせば、水火風震、其の他、非常の變災、又は、盜難等の場合は、保管者たる監署は、償却するの義務ありや否や

二、四人監獄則第四十條の要件を、具備したるもの、餘罪發覺し、豫審判事に於て、取調中にても、敢て、賞表を付與するに、差支なきか否か

備考、餘罪は、入監以前の犯罪なり

三、某四人警察署の回答に依り、監視執行塲所、差支に付、主刑滿期後、尚、監視中別房に留置すべき答なるに、主任書記の過誤よりして、之を主刑滿期と共に、解放せり、然るに、數日を經過し、某監署に來り訴ふらく、私は過日放免せられし、某なり、（某に相違なし）數年監獄に拘禁せられ居たりしに、主刑滿期放免せられ、歸宅したれども、家屋は、形たになく、父母兄弟は、所在不明、鹽ひて、他に寄るへき親戚故舊もなく、監視執行塲所に差支へ、就いては、自然監視違反を醸やの懸念なき能はす、故に、何卒、監視中別房留置の儀、御聽可相成りたき旨、願出たり、者、以上の事實ありなば、典獄は、如何なる所置をなすや

◉仝　一問　　出放

兇暴にして、常に獄則に違反し、毎月の如く、懲罰を受けつゝありしも者、處事情の爲め、其の眞心を刺激し、日一日に、改悛の狀顯著にして今は、全、監獄則四十條に規定せる、條件を具備せる由、看護者より報告ありたるも、再犯四あり、然して、其の四十條の條件を、具備せる日より、既に、勘査一期に及へり、此の場合に於ては、典獄は、直に、該囚に、賞表一個を下付するを可とするか、將、今、一期を誤りて、改悛の實僞を確認するを可とするか

◉仝　三問　　在滋賀　操山生

一、別房留置人は、在監人に非す、然るに、之を四人同樣に、懲罰す、遺ほ、何人の命令にして、亦、如何なる理由による乎

一、刑事被告人、押送途中、被告人、押送官吏の制止を顧みす、路人と談話せしときは、如何に所分して可なるや

一、囚人、及、監治人、入水、縊首、其他の方法を以て自殺を謀り已に實行し、又は實行せんとする際、他人に認められ、或は復活し、或は未遂となりたるときは、如何なる處分を爲して可なるや、當今、之を制する監獄署と、制せざる監獄署とあり、其是非、幷に、其理由の明敎を乞ふ

◉仝　一問　　在茨城縣士族　監吏居士

一、監獄則第十八條に、父祖の喪に遭ふ者は、三日免役すとあり、之が旨趣に至りては、勿論靜思沈案、謹みて、哀悼の誠意を表せしむる目的に出て、現役を免せられたるものならんと思考せらる、然るに、僞、國祭の日に當りて、父母の喪に遭ふ者あり、之か免役を命せんか、當日は、一般免役の日なれば、現役無之、斯の如き塲合には、無論三日に算入せず、現役日のみを以て、執行する方、正當の樣存せらる、然るに、茲に異論者あり、之に反し、國祭免役日と雖も、除くなく、喪に遭ふ者は、其の喪の方に依りて、免役すと、果して此の說をして、正理ならしめは、甚、不公平を生する塲合あらん、例せは、九月廿一日より、父母の喪に遭ひ、同廿三日迄、免役を蒙りたりとせんに、其の內一日は、國祭日の爲め、普通にても、免役を蒙る日なるに、喪に遭ひたるため、一般免役の處遇を欠くか如し、又、日課簿の如き、九月中、三日間免役の朱印押捺しあらん、之た後日檢閱せられんか、恐ち、不審を生せん、何んとなれは、現に、一日丈の免役は、法規上許しあるも、餘の二日は、何に依りて、免役せしかとの點、之なり、是に依りて、之を觀れは、無論、前段の說、正理とは存せらるゝも、反對論者あるを以て、茲に、貴會へ質し、明論を仰かんとにはなりぬ

◉仝　一問　　惠岳山人

在監人の衆代は、一人一日金壹錢以下とあるも、實際の給與法は、毎月二回、若しくは、三回、金壹錢以上を以て、魚鳥獸肉の類を給與し、一ケ月、或は一ケ年を、平均し、一日金一錢を超過せされは、差支へなきもの〻如くに、解釋し居る監獄あり、取扱上に於ては、至極便利なるも、監獄則第二十八條の、副食物は、一日金壹錢以上に及ふなを、許さるの精神なれは、數十日間を平均し、力めて、魚鳥獸肉（壹錢以內にて購求し得らるへき

ものは格則なり）の類を給與するの必要なきのみならす、階級法に於ても、抑りて、改悛の妨けならんと思考す、依りて、會員諸彥の明教を乞ふ、

◉仝　七問　掷挑生

一、死刑の宣告を受けたる者、其の判決確定したる時は、囚人を以て、遇すべきか、將、刑事被告人に準して、取扱ふへきか

二、死刑の宣告を受け、其の判決確定したる者にして、親屬故舊に、信書を發贈せんと乞ふときは、監獄則第何條に依り、處分すへきか、而して、其の發信度數に制限あるか

三、死刑執行の言渡しを了りたるに當たり、犯人刑塲に於て、遺言せんとを乞ひ、又は、遺族者に、其の告知方を出願したる塲台に於て、之か許否如何、若、許可する者とせは、其遺言の旨趣如何に拘らす、遺族者に告知すべきか

四、死刑執行の言渡しを終ると共に、監獄署長は、愛憐旨義に基つき、犯人に對し、遺言の有無を尋問するは、當然の職務なるべきか、以上の四問詳細なる高教を乞ふ

五、懲治塲留置の言渡に對しては、上訴するの途なきか、若、なきものとせば、名稱こそ異なれ、囚人と同しく、明かに、社會の公安秩序を害したる者にして、苟、監獄圍內の一區畫內に、留置するものなるに、何によりて然るか

六、犯人檢事の起訴する所となり、裁判所か、之を審理するに際し、逃走し、終に、欠席判決を下したり、然るに、其の言渡に對し、檢事控訴をなし、其の判決確定したる后被告人逮捕せられ、故障の申立をなし、其の故障正當なるに於ては、先の確定したる第二審判決は、如何なる結果を生するや

七、刑事の欠席判決に對して、故障をなし得るとの規定は、第二審、及、三審にも、適用するとを得るか、將、第一審のみに限るか、明確なる高教を乞ふ

◉堺獄自情樂童子君に答ふ

在上野　井　蛙　生

本問は、有賞表者獄則違犯の塲合に於ては、必、賞表を褫奪するか、將、監獄則四十六條の名文により、褫奪せさるも可なるかと云ふにあり

抑、賞表は、彼、囚徒等に於ては、其の尤も貴重なるものにして、施行細則九十六條の優遇あるは勿論、特赦假出獄の恩典に浴するとを得るの楷段なれは、彼等をして、充分尊敬の念慮を措かしめさるへからす、然るを、徽々たる一犯則ありとて、直に、褫奪すると云ふか如きは、擧措も亦、極まれりと云ふへし、加之、是を奪ふさせは、抑りて、賞表の價値を、低落せしむるものにして、千辛萬苦の結果、一個の賞表を得たるを不知不識の間、犯則を形造りたりしとて、是を褫奪せらるゝに至つては其の耐忍力を挫折し、自忘自棄の心を起すや、瞭々として火を見るよりも明かなり、故に、褫奪するの塲合は、重大なる犯則ありたるとき、又は、再度犯則して、毫も悛改の狀なき者と認めたる時に於て、初めて、褫奪するを、穩當なりと思料す、然るを、一個又は數個を褫奪すとの文字に拘泥し、犯則の輕重によりて、數を異にすると云ふか如きは、不穩不當の所置と云はさるへからす、況、獄則處分の如き、無意犯の塲合にありても、往々處罰せらるゝとあるをや

第二問、本問は、賞表を附與するとに當りては、必、監獄則四十條の規定に從ひ、謹守、勉勵、改悛の三要素を具備せさるも、其一分子、即、改悛なる要素を欠きたる塲合にありても、猶、賞譽し得るか否かと云ふにあり

賞表は、前にも陳へたる如く、特赦假出獄の恩典を受くるの楷段なれば、必、監獄則四十條に明記せる三要素を、備へさるへからす、然りと雖も、改悛歸善は、獄則を謹守し、作業に勉勵したるの結果にして、即、謹守勉勵てふ種子を蒔き、是に改悛の花を咲かしめ、歸善と云ふ實を結ひたるものなれは、此の二要素を具備するときは、自、改悛の分子を包含するものなるを以て、余は、此の二要素あるに於ては、充分賞表を與ふるの價値あるものと云ふに、躊躇せさるなり

第三問、本問は、賞表授與の方法は、公行するか、將、密行するかと云ふにあり

余は、公行を以て、最上手段となす、夫、人の性は、本善なるものなり、故に、善行を慕ひ、惡行を嫌ふは、人情の常にして、如何なる兇漢無頼の徒と雖も、心中、又、幾分の眞心なかるへからす、然れとも、一時邪心の力強きか爲め、遂に、惡道に誘引せられ、是を抑止する能はさるに至りたるものなり、斯る者をして、本善の性に歸らしめんとせば、類繁に、目善行を見、耳善事を聞かしむるの方法を授けざるへからす、故に、賞表授與式の如き、他囚を會同し、彼等か眼前に於て、是を賞與するを以て、感化上、尤、効果あるものと思考す、或囚徒中には、初の程は、他囚か目前に、恥を曝らすもの〻如き感念を抱き、是か爲め、一時反動力を起すとあるやも計られされとも、是、一時的感念にして、遂には、利欲を發し、己れも進んで、賞譽者の一人たらんと競ひて、善事を行ひ、改悛遷善の途に赴くや、自然の結果なり、然るを、是に反して、密行を以て、賞譽し、間接的掲示を以て知らしむるか如きは、彼等か精神に、刺激を與ふること、薄弱なるかため、容易に行刑の目的を達することと能はざるべし、故に、余は、公行こそ、其の當を得たる者と確信する所以なり

◉仝　M　生　投

一、後段見解の通

二、獄則謹守作業勉勵のみにては、賞譽すへきものにあらす

三、公行を可とす

◉仝　神　州　生

賞譽の目的たるや、感化遷善の良因をして、益、其の念慮を慣起せしめ、改良感化の實蹟を保維し、外見誘導感化するに、最、有効手段なり、故に、賞譽式を擧くるや、総囚若くは、或部分を教誨堂に集め、自、進んて、斯かるの浴に與かるの心情を引き起さしめ、着々實踐躬行、以て改良感化の効を助け、賞表を授與すると仝時に、教誨師をして、益、誘導せしむるこそ、賞譽公行するの本旨ならめ、豈、公行せすして、何そ他に好方便あらんや、絶對的公行を可とする論者なり

◉仝　在青森　蕗　岳　生

二問、囚人に、賞譽を與ふるには、素より、監獄則第四十條に規定せる如く、獄則の謹守、作業の勉勵、改悛の行爲の三要素を、具備するを至當なりと雖とも、其の者の性質、及、身分により、未、聊、欠くる所あるも、平常の擧止改悔せしものと確認するときは、賞譽するとを、得へきものと信するなり

（理由）賞譽は、已に、改悛の情現著なるものに與ふるは、勿論なりと雖とも、又、時機により、稍、改悛の情あるものをして、倍感化に誘導し、遂に、眞心に、無缺完全の改悛に至らしむるは、敢、不當の業たるにあらすと信する所以なり

◉仝　長野縣　優　悠　子

本問題は、是を分析して、二段の答案を作る、有賞表者にして、獄則處

罰を受けたるときは、一個若しくは、一時に數個の賞表を奪ふべきものなるか、否か、抑、賞表は、善行の標彰なり、個人に對する已往、并に、現在に於て、刑罰執行の効果ありたるを承認し、將來の信用を確保する所の標記たり、其の眞假已に此の如し、然らば、是を附與するの要件如何、今、理論の上より、其の大要を記述して、賞譽の要件を闡かば、其の性質、自、明かに、本問題は、亦、隨ひて氷解すべきなり、凡、信賞必罰は、行政諸般の要義にして、國家主權の依りて行はるゝ所以なり、特に、治獄の上に於て、其の著しき結果を見る、懲罰の痴峻として冒すべからす、近くべからざると共に、一面賞譽の道を開放して、彼等をして、絕望の中に、一片の希望心を、啓發せしめ、徐々として、本善に歸依せしむるは、蓋、監獄の本旨たりと雖も、所謂、狹猿冠者は、當世浮華の士を指稱せるが如く、特に、囚人輩に於て、其の眞相を看る事多し左れば、一片の賞詞、一回の賞譽と雖も、愼密周審の觀察を要するは、又、言を俟たす、玆に於てか、或は、觀察內規なるものを設け、我々戒護者をして、準由以て遺漏なからしむと雖も、必竟、囚人其のものが、性質を道破して、入監以前の、生活の有樣、及、刑期間に於ける、行爲の總括に就きて、囚人將來の行爲に、信用を置き、得るか否かを、觀察するに外ならす、特に、最、周密の注意を要するは、在監中の行狀なり、國法を悚れ、道義を重んずるの思念の發作したるか否かは、此の時に於てこそ、正鵠の觀察を遂げ得べけれ、夫、如此愼重、又、周到の看察を遂げ、善行の發揮、心裡の改悛を確認し、將來に於ける信用てふ一種の心証の固きものあつて、玆に初めて、賞譽を行ふと雖も、不幸にして、人に神通の力なし、錯誤謬見時あつて免れす、偶、有賞者の犯行受罰を見るあらば、是ぞ、即、賞譽の無効に屬せるなり有賞の資格の滅却せるものなり、宜しく、嚴正なる懲罰處分を施すと共に、其の賞表を褫奪すべきものなるは、當然の處置なるべし

既に、賞表の性質を論じ、又、是を褫奪する上に於て、聊、管見を陳ぶる事、以上の如し、更に、第二項に至りては、監獄則第四十六條に所謂、情狀云々を援引し、一時に數個を褫奪するか、將、全く褫奪せざるも可なるかと云ふが如きに至りては、之を辨するを容易なるべし、生は、謂ふ、獄則の違反、懲罰の執行は、賞譽の無効に屬せるなり、有賞の資格の滅却せるものなりと、論者或は言はん、其の情狀に依りとあるを見れば、犯行の情狀により、全、褫奪せざるも可なるべしと、這は誤れるの甚だしきものなり、情狀によりては、一個を褫奪すると、數個を一時に褫奪するとは、其の情狀に依り、斟酌考量すべしとの意なるべし、唯、明文の上に於て、然るべきのみならず、事理の上に於て、又、然らざるを得す、一方に、懲罰處分を施して、其の兇惡を戒め、他方に於ては、舊に依り、其の善行の彰標を附與し置くとは、何ぞ首尾貫通せざるの甚だしきや、規律の嚴明、亦、何を以て、是を保持するを得んや

第二、凡、囚人行賞の要素は、前答案中に於て、陳辨せるが如く、當該囚が入監前の行狀生活の有樣等を考料し、深く其の性質に鑑み、在監中の行狀に準由して、之を行ふは、また言を待たす、就中、在監中の行狀は要素中の、最緊要素にして、是が觀察上、毫末も、欠缺遺漏あるべからざるは勿論なり、我監獄則四十條は、特に、觀察の要項を三分し獄則の謹守、作業の勉勵、改悛の行爲の三面より、觀察し、更に、欠缺あるものなく、確的の信用ありたる場合に於て、賞譽すべき事を命じたり、余輩を以て、是を見れば、其の所謂改悛の行爲なるものは、如何なるものを指稱せるや、漫として、測度すべからす、茫乎として、捕捉すべからざるなり、然りと雖も、主觀客的推測辨決せば、强、發見し能はざるにはあらざるも、必竟、一種の心証を作り出すに過ぎずして、單獨證明し得べきものにあらざるなり、抑、形而下に屬する諸般の推定辨決は、盡く形而上の事物に濫操して、其の眞理を發見するを得るものなり、彼の論理學上に於て、歸納法と云ひ、演繹法と稱し、或は辨決、或は指斥と稱して、推理の法を講ずるが如き、皆、是、形而上の事物を以て、形而下の事物を推し、主觀客的、能く其の正鵠を誤らざらんとを、庶幾せざるはなし、玆に、所謂、囚人改悛の行爲なるものは、眞正なる良心の發揮して、道義心の表現せるものに外ならざれば、其の改悛てふ、形而下の況勢は、外部に表現せる形而上諸般の行爲に濫操して、推定証明し得べきものなりと云はざるを得す、由之觀之、我監獄則中、獄則謹守、作業勉勵、及、改悛の行爲なる、三種の資格あるべきを示すと雖も、實際かゝる區別の存在するものなるか、否か、余を以て、之を考ふれば、其改悛の行爲なるものは、獄則謹守、作業勉勵なるものゝ、湊合に外ならす、獄則の謹守は、眞正なる良心の發揮して、國法を重じ、國法を悚るるの表現たり、作業の勉勵は、人生の本分を思ひ、社會の道義を覺悟せるの表現たり、如斯にして、初めて行刑の効果を收拾して、殆、完全の人物を作爲せるものと云ふべく、此の如き行爲ある囚人、是、改悛の行爲あるものなりと云はずして、他に改悛の行爲なるものあるを知らざるなり、玆に於てか、本問題の決答を作る、獄則の謹守、作業の勉勵は、必竟、改悛の行爲に外ならざれば、直に以て、賞譽の元素たるべきものなりと、然も定役なきの囚人にして、其作業勉勵を缺くを以て、疑義を生するとあるも、這は、法律の規定に依るものなれば、深く憂ふるに足らざるなり

三、賞譽の方法は、公行密行、其何れを執るやと云はゞ、公行の法こそ、宜しかるべけれ、賞與すべきの囚人は、幾多の囚人中に於て、其粹を拔けるものなり、善行の模範たり、改悛の標的たり、左れば、機に是を頌揚して、大に其の光榮を放たしめ、他囚をして、羨望欣仰して、漸々として、是に赴くの思念を起さしめ、遷善に、捉進するの上に於て効果少なからざるべし、特に、此の際に於ける、教誨の施行は、其美果を收むるや、誠に多かるべく、彼等の邪念を掃蕩するは、蓋、無二の好機なるべし、啻に是のみならず、信賞必罰の理義、嚴明にして、善因善果惡因惡果あるべきの道理を悟了せしむるの効果、亦、鮮少ならざるなり

小川先生は、其の監獄法講義に於て、密行法を是認し、此の際に於て、受賞者に對し、奬勵的教誨を加へ、前途十全なる好喜望の、彼岸に達せしむるの捷路を執るの、機會たらしめんとすと云ふと雖も、是をなす、を以て、懇到なる誘導を加ふるに如かざるなり、況、一囚を觀化せんと欲して、他囚勸化の好機を失し、重んずべき賞譽をして、殆、暗冥の程に淪沒せしめ、其の眞價を減殺するの、嫌なきにしもあらざるをや

◉南陽生の質疑第三問に答ふ

長野縣　吉川讓治

斯ゝる事實ありと假定せば、此の失態を釀成せし所以は、它なし、先、第一に、器械の不完全、第二に、執行者の不注意、第三に、醫師の誤診より、原因するものなりと思考す、然れども、これは、唯、卓上の空論にあらざれば、闇夜の茶譚と看過するのみ、其の理由は、今日獄事の進歩せる司獄官の、精通なる醫術の、緻密なる烱眼以て秋毫の微に至るまで看破し、敏腕以て事務を處理し、徹頭徹尾、靈さざると云ふことなきは、是、治獄上の現象ならずや、故に、本疑の如きは、事實絕無と云ふも、

過言にあらざるなり、實に然り、縱れども、かの諺に、千慮の一失と云ふこともあれば、如何に事務熟達なる司獄官と雖も、神にあらざる以上は、萬一斯くる失策なきを保し難きのみならず、司獄官たるものは、平素此等非常の事故に遭遇し、其の處置に躊躇せざる樣、其の心掛と研究ありてこそ、職務の本分と云ふべけれ、仍りて、若し本問の如き事實ありし場には、之を、再、執行するは疑權の處分にして、亦、釋放するには、典獄は、如何なる言渡をなす可きか、故に斯くる場合には、其筋へ急報して、當事者の指揮を俟ちて、處置するより外に、途なきものと確信す

◉德島縣南陽生に答ふ

在上野　井　蛙　生

第一、本問は、裁判費用を納むるの資力なきを以て、給事に對し、相當處分を願出たるときは、如何と云ふにあり

裁判費用は、讀んで字の如く、罰金科料の如く、懲戒的性質を有する者にあらず、故に、處分を檢事に申出たりとて、他に處するの方法なかるべし、只、裁判所の損失に歸するものと思慮す

第二問、本問は、無期刑の囚徒、死刑に該るべき罪を犯したる時も、監獄則四十五條の規定によりて、處分するか否やと云ふにあり

本問は、監獄則四十五條を、狹義に解釋せざるべからず、無期刑は、自由刑中、最極點にあるものなるを以て、該囚徒にして、犯罪ありたればとて、生命刑を除きて、他に執行するの手段なきを以て、據なく、施設の方法を設けたる者ならん、然りと雖も、加へて死刑に入ることを得ざるに、法律の免れざる所なれども、無期刑以上、即、死刑に該るべき犯罪ある場合にありては、無論、刑法の制裁を加へざるべからず、故に監獄則四十五條は、無期徒刑の囚徒、無期刑以下に該る重輕罪を犯したる時は、云々と解する方、穩當ならんと思考す

第三問、本問は、死刑執行を終はりたる後、蘇生したるものは其の處分如何と云ふにあり

死刑は、生命を奪ふの刑罰にして、如何なる場合と雖も、此の目的を途せざるに於ては、刑の執行を終はりたるものと云ふ可らず、人或は云はん、一度正式の手續を以て、其の刑の執行を終はり、相當時間を經過したるものは、最早、刑の執行を終はりたるものなるを以て、是を釋放すべしと、斯る論者は、其の一を知りて、二を識らざるの論者にして、無法も、亦、極まれりと云ふべし、死刑は、生命を絶つを、目的とするものなれば、申途にして、蘇生したる時は、未、全く執行を遂げたるものにあらず、故に、一回にして、滿足を得されば、二回、二回にしても能はざれば三回と云ふが如く、飽く迄も、是を行ひ、生命を絶ちたるを見て、始めて止むものとす

◉仝　在東京　鐵心狂士

(一)本問の如き場合、即、犯人赤貧にして、裁判費用を完納するの資力なく、途に、檢事に對し、相當處分方を、願出でたるときは、檢事は、之を國庫の支辨とするより外なきなり

(理由)裁判費用は、罰金と、其の性質を異にして、毫も罪責を有せず、從つて、換刑處分なく、裁判費用不納完の場合に處すを得ず、徵集の爲めに、強制執行を施さんとするも、赤貧且無資力なるを如何せん、果して然らば、國家は、自己の安寧秩序を維持せんが爲めに、裁判を執行し、犯罪必罰を示す爲めに、生じたる費用なれば、國家の代表者たる檢事は當然國庫支辨と爲すより外なきは、一點疑ひを存せざるなり

(二)本問の場合は、固より、刑法上の制裁を受くべきものと斷定す

(理由)無期刑は、重罪の刑にして、死刑を除きては、最重の刑なれば、一旦、無期刑の裁判宣告を受け、入監中更に、又、無期刑、若しくは、無期刑以下の罪を犯したるときは、其の罪に對し、刑を執行すること能はざるを以て、監獄則第四十五條を以て、之が囚人の取締方を規定し、即、一年以上、五年以下、其の兩脚又は兩肢に、鉄を施す制裁を設けたり、然れども、死刑に處すべき罪を犯したる無期刑囚の如きに至りては、更に、裁判の上、死刑の執行を施さゞるべからず、何となれば、死刑も無期刑も同じく、重罪刑には相違なしと雖ども、一は、自由刑にして、一は、生命刑なり、生命刑と自由刑とは、其の刑何れか重くして、何れの罪を犯したるものは、之を受くるや、一例を上ぐれば、無期刑は、故殺等を行ひたるものに科し、死刑は、謀殺放火等を犯したるものに科するを本則とす、(例外の場合は格別)因是觀之、生命刑を科する場合は、無期刑を科する場合より、其の罪狀罪質重くして、其の目的は、無期刑を科する目的と全く異なるなり、抑、無期刑を科する所以は、其の犯罪人を絶つ程の必要なきも、いまだ犯人に、有期の刑を科し、再、社會に現出するときは、尚、罪を犯すの恐れあるを以て、之に無期刑を科し、社會より排斥するにありと云へども、死刑執行の目的は、犯人の罪狀至つて重く、從つて、國家の安寧秩序を紊乱すること、甚、大なり、斯の如き、凶惡兇暴の罪人に、無期刑を科するは、刑の權衡を得たるものに非ずして、直に、死刑を執行し、犯人をして、再、社會に現出せしめざるにあり、右、列擧し來たる所の理由に依り、狂士は、更に、斷言せんとす、曰く、無期刑の囚人、更に死刑に當る罪を犯せしときは、之より重き死刑を施すべきや、法律上、法理上、共に明白なる事實なりと

(二)本問の如き場合は、更に、死刑を執行すべきや三尺の童子と雖ども之を知悉せん

(理由)抑、犯人に死刑を施す目的は、那邊に在るか、死刑とは、如何なるものなるかと言はんに、一は、犯人をして、再、社會に現出せしめず、一は、犯人の生命を絶つにあり、果して然らば、其の性質上、一旦執行するも、更に、効なき場合は、其の死に至るまで、何回たりとも、之を執行し得べきものなりとす

◉仝　厚　顏　生

犯人無資力にして、裁判費用を納付する能はず、檢事に對し、處分を求むるときは、檢事は、結局、公賣處分までの手續を了すべきものとす

無期徒刑の囚人、死刑に處すべき重罪を犯すと雖ども、監獄則第四十五條の法文より見るときは、懲戒處分に止むべき者の如し、之、大に議論のあるへき所なりと雖も、さは措きて論せず、成程死刑は、重罪に相違なかるべくも、本條に云ふ處の重罪は、死刑以下を指稱したるものとす

死刑者、刑の執行を受けたる後、蘇生したるときは、再、執行すへきものとす、理由は、終言にあらずして、死刑なればなり、併、場合に依り恩典に浴すべきは格別なりとす

◉仝　長野　溪　洲

一、赤貧にして、裁判費用を納むる資力なきときは、公費(裁判所經費)の負擔に屬するものなり

二、無期徒刑囚重輕罪を犯したるときは、直ちに、監獄則四十五條の制裁を加ふるものにあらず、司法處分(相當審問判決)を經たる後、科するものなり、故に、死刑に處すべき程の犯罪を、獄則處分にて、濟ますべきにあらざるものなり

三、死刑は、死を目的とするものなり、故に、一旦執行し、蘇生したるときは、又、絞し、終に死を遂行すべきものたり、敢、疑なし

◉仝　在新發田　研究生

刑事の裁判費用とは、被告人の請求に依り、呼出たしたる証人、鑑定人、醫師、通事等に給與する、旅費日當の謂なり、此の旅費日當等は、實に被告人に、犯罪の所爲ありたるが爲めに、生じたるものにして、若、其の所爲なくんば、生すべきものにあらざるなり、故に、被告人は、是等の費用を負擔せしめらるゝも、之を拒むの口實なし、是、自然法に於て、動かすべからざる所にして、又、民法の是認する所なり

佛國民法は、義務の原因を、五箇に區別せり、第一、契約、第二、准契約、第三、惡意を以て、不正に出でたる所爲、第四、不注意若くは懈怠に因りて、他人に加へたる損害、第五法律に於て、規定したる義務、即、是なり、償償處分は、第三の原因、即、不正の所爲に原因するを以て、刑罰にあらず、民法上の義務に屬すること明なり、且、之を罰金に比較するも、其の決して刑罰にあらざるを知るべし、罰金は、一個を、一日に換算して、輕禁錮に處ふるを創さず、之に反して、刑事裁判費用は、之を完納せずと雖も、勞錮に換ふるふとを得ず、又、刑事の裁判費用は、宣告を受けたる犯人死亡するときは、其相續人より、之を償收することを得るの規定あり、（刑法附則第五十三條）之に反し、罰金は、犯人死亡するときは、自、消滅に歸し、其の相續人に科することを得ざるは、刑事訴訟法第六條の規定に於て明なり、故に、裁判費用に對し、相當處分を願出てたるときは、可成的、猶豫を與へ、本人若しくは、親屬に於て、代納せしめ、尚、完納せざるときは、檢事は、犯人の財產を、差押へ公賣するの職權あるものと思ほる

二、無期徒刑に、重罪中死刑に亞ぐ第二の刑にして、最も、他人を感戒するの効あるものは、死刑を除くの外、恐らくは、無期の刑に若く者なかるべし、實に、終身身體の自由を奪はれ、復、青天白日を見る能はざるの刑なり、故に、服役中輕罪又は之と同等の罪を犯すも、無期刑に加すべき刑なく、又、假りに之を施すとするも、其懲戒の道なきを以て、万止むを得ず、默則に於て、犯罪の輕重に依り、一月以上、壹年以下、壹年以上、五年以下、又、再犯せしものは、五年以上、十年以下、兩脚に鉄を施し、其苦痛を感ぜしむるに至れり、若、死刑に當るべき罪を犯したるときは、必や、刑法の制裁を受けざる可からず何となれば、前述する如く、無期徒刑の者に、輕罪又は之等の刑を科すと雖も、毫も、其効力なく、又、重罪を加へて、死刑に處することを得ざるに、法律の許さゞる處にして、若、死刑に當たるべき犯罪を生じたるときは、無期刑を制裁するも死刑あれはなり、假令ば、愛に或囚人を遺恨に思ひ、讐、謀りて謀殺したるものありとせんか、之、如何なる制裁に依りて處斷すべきか、即、刑法第二百九十二條に依り、死刑に處するの外、他に道なきものとす、故に、本條は、死刑を除くの外、重罪輕罪を犯したる者に、適用すべきものにして、死刑は、本條の例外なるものと、解釋するの穩當なる信す

三、本問は、稀有の雜問題にして、未、曾、其の實例あるを聞かず、故に、法學者の說く處、各、其の擬を一にせざるも、法理は其の眞理に基つき、之を研究せば、幸に、大過なからん、抑、死刑の執行を受けたる者は、恩赦第三十七條第一項に依り、死相を驗したる後、仍、五分時を經過せば、其の遺骸を絞架より解下し、之を埋葬、若くは下附することを許されたるものにして、況、既に十分間を經過して、蘇生したるものなれば、其の者は、既に社會に對する負債の計算を終りたる者なれば、再、死刑執行と方法を施すの理由なきなり、然り而して、其の蘇生したる場合に於ては、死刑の執行を終りたるものと謂ふとを得さるが如しと雖も、抑、立法者が、死刑の執行に付、充分の注意を以て、制定したる處分、及、手續に從ひて、之を執行したるに、猶、蘇生したる者の如きは、之を其の者の倖運に歸せんのみ

然れども、蘇生は、終身公權を剝奪せらる可し、是、第三十二條に於て、重罪の刑に處せられたる者は、別に宣告を用ひず、終身公權を剝奪す」と云へるに依りて、然るなり、又、其の公權剝奪は、第六十條に依りて、到底時効を得ると能はさるものなり

死刑の執行を受け、蘇生したる者と雖も、自、財產を治むるとを得可し、壹、第三十五條に於ては、重罪の刑に處せられたる者は、別に宣告を用ひず、主刑の終ふるまで、自、財產を治むるとを禁ずとあるも、既に死刑の執行を終りたるときは、即、主刑の終りたるものなれはなり

又、第三十九條には、「死刑、及、無期刑の期滿免除（時效）を得たる者は、別に宣告を用ひず、五年間監視に付す」と云へり、該條に依りて、之を論すれば、蘇生者も、亦、之を監視に付すへきが如し、壹、期滿免除の者たる犯者にして、若千間（死刑に付きては、三十年）の久しき惡事を爲さざるに依れば、必、自、改悛し、且、社會は、遺忘したるものと看做すの趣旨に出つ、然るに、蘇生者は、未、一日も經過せざる者なれは、其の改悛したるか否かは、固より、未、知る可らず、而して、既に、三十年の星霜を經たる者すら、猶、監視に付すべきものとせば、未、一日をも經過せざる者は無論、之を付せざる可からざるが如し、然りと雖も、第三十九條に所謂期滿免除は、刑の言渡を受け、其の執行を免れたる者に付きて云へるなり、然るに、蘇生者は、決して刑の執行を免れたる者に非すして、全く刑の執行を受けたる者なり、期滿免除を得たる者の規則を以て、並に適用するとを得ず、且や、監視と雖も、素一の刑罰なるを以て、他條を援引して、之を科するも能はざるや、論を俟たず、要するに、此の蘇生者は、到底監視に付すべき理由なきものなり、故に、當該者は釋放すべきものとす

又、或一說に曰く、絞首は、刑にあらずして、死刑を執行するの方法なり、若、絞首をして、刑ならしめば、一度絞首したる者は、既に刑の執行を終りたる者なりとなすとを得るも、絞首は、刑にあらずして、刑は死刑なり、死刑は、生命を斷つの刑なるを以て、其の生命を斷つに非ざれば、刑の執行終ほりたるものと謂ふ可からず、一度絞首したるも、尚、生命を斷つに至らざるときは、幾度にも、其の生命を斷つに至る迄、絞首するは當然なりと論ずる者あれども、余は斷して、其の說を採る能はざるなり、何となれば、前述する如く、死刑は其の生命を斷つの刑には、相違なきも、立法者の充分注意して、制定したる規則に從ひ、立會官吏をして、其の生命を斷ち、而して蘇生する能はさる充分なる時間の猶豫を以て、確認したる以上は、既に刑を執行し終りたるものとす、故に、十分間を經て、其の遺骸は、最早用なきを以て埋葬し、若くは、之を親屬故舊に下附したりとせんか、此の時に當り、若、蘇生すと雖も、其の者の倖運にして、既に社會に對する負債の計算終ほりたるものなれば、從ひて、社會は遺忘したるものと看做さゝるを得さるなり、若、改悛者の如く、之を幾度となく、絞首せんとせば、既に刑の時效を經過したる者なり、尚、未、社會は遺忘せざるの故を以て、又、罰せざるの

を得ざるに至らん、豈、斯の如き法律あらんや、大方諸君如何となす

（參考）社會の遺忘は、死刑者が蘇生したると云ふを思ひ出し、又、期滿免除を得たる者の容貌を見て、思ひ出てしさせは、社會は、何百年を經過するも、遺忘するの遑まなき故に、法律に於て、其の年限を規定したるにあらずや、若、之を幾度となく、處刑するとせは、却りて、社會に法律なきに勝らん、豈、斯の如き徒法あらんや、又、確定したるものを、再びすべからさるは、法律の原則なり

◉仝　　M生投

一、身代限の處分をなすべし

二、後段見解の通、理由、無期徒刑の囚人なりとて、犯罪せば、其の輕重に不拘、刑法上の制裁を受くるは勿論、尙、監獄則第四十五條の獄則處分をなすものなればなり、換言すれば、即、監獄則第四十五條は、無期徒刑囚に對するオマケの罰なりと知れ

三、刑死者蘇生せば、再、執行すべし、何ぞ釋放するの理あらん

◉仝　　在下野　世界愛民

一、該場合は、檢事に於て、實地審査の上、手許のみならず、犯人の財産を取調べ、果して、無財産にして、完納すること能はずんば、官に於て、償ふ外無かる可し、尤も、刑法附則第五十三條に、犯人身死するときは、其の相續人より、之を徵收すとあれとも、贓物の還給損害賠償の宣告の如く、身代限の處分をなすとの規定なき故、犯人を、身代限に處分し、子々孫々に及ぼす者に勿かる可し

二、死刑も、重罪に相違なきも、監獄則第四十五條の、重罪に入らざる者とす、如何となれば、無期徒刑を加へて、死刑にするを能はざるは、刑法の明記する所なり、故に、此の規定を爲したる者なり、又、死刑は、生命を奪ふ刑なれば、致、是等の必要起こらす、且、裁判宣告にならざれば、死刑に該當する重罪を犯したるか、否か、不分明なり、且、死刑を宣告し、裁判確定すれば、遲くも、一月內外位にて、死刑を執行する者なればなり

三、是等の說は、久しき以前、某雜誌にて、大に論したることあり、今は、舊聞に屬す、定めし、會員諸氏に於ても、御承知のことと信す、抑、死刑とは何ぞ、人の生命を奪ふ刑なり、故に、生命を絕たされは、死刑執行結了したる者に非す、故に、一度執行して、蘇生したるときは、幾度も、生命を絕つ迄、執行せよ、併、此の場合は、檢事に申報して、元の立會官吏を要するは當然なり、或は曰く、一度執行すれば、夫にて終結したる者に付、若、蘇生せしときは、釋放す可しと、如何さなれは、他の犯罪人にしても、刑期終はりたるときは、再犯する虞あると否とに拘らす、放免すと、然れとも、是等は、自由刑にして、其の期間自由を監禁する所の刑なる故、期間滿つれは、放免して、直に、犯罪すと認定するも、止むを得ざるなり、然れとも、刑期中、逃走すれは、再、殘期間服役せしむるなり、若、死刑者が、蘇生したる故、釋放すとせは、國家の安寧を如何せん、刑罰の目的は、國家の安寧秩序を維持し、人民の幸福を增進せんが爲めなり、故に、蘇生せば、百度も、千度も、絕命する迄、執行せよ、併、此の場合は、執行の拙なる爲め蘇生せし者なれは、當該者は、責任を免れさる者と信す

◉仝　　長野縣　優悠子

裁判費用贓物の還給、損害の賠償は、刑法上是を徵償處分として、犯人をして、負擔せしむべきものなりと雖も、されど、純然たる民事の性質に、屬するものして、、刑法中如此規定の存するは、寧、編纂の法に負けりと云ふべし、今、本問題に於ける裁判費用は、政府が、國庫の損害を要償するものにして、個人間に於ける、民事の要償と、別に異なるとあらざるなり、政府は豫め、確定の概算を定めて、官廳を設け、官員を置きて、國法を行ひ、治罪の手續きを司らしむるものなりと雖も、犯人の爲めに生する万般の費用を、負擔するが如きは、到底堪へ得べきものにあらざるを知る、被告人は、万一の僥倖を希ひ、證人の出廷を要め、鑑定人を請求し、飽くまで罪科の宥免を計るは、寔に必然の勢にして、其の低止する所を知らざるなり、隨ひて、其の費用、亦、計るべからず、是をしも、尙、國庫の負擔に歸せしむべしとなさば、政府は、罪人を保護するが爲めに、徒に、執務の冗雜を避けず、費用の濫出を厭はざるに至る、余輩は、人權の重きを知り、また、治罪の手續の周密を要すべきを知ると雖も、人權の保護は、流れて冗費の濫用を來たし、手續きの周密は、誤りて執務の乱雜を致すが如きに至りては、極力是を拒がざるべからざるを知る、況、被告人其の他、當事者の請求を認容するは、必竟彼等が、權利保護の特待に出つるなや、これが、費用の一部、若しくは、全部を以て、其の負擔に歸せしむる、寔に當然なりと云ふべし、裁判費用の性質を解する以上の如し、左れば、其の賠償の義務は、前已に云へるが如く、純然たる民事上の義務にして、政府は、正に債權者にして、被告人は、債務者の位置に在るものなり、故を以て、是を要償する目的は、義務者し乃、被告人の財産に於て、存するや明かなり、然るに、被告人赤貧にをて、完納する資力なき時は、當然民法の規定に依り、家資分散の宣告を受くるものなりと雖も、其の家資分散の宣告を受くるの前に於て、先、民事訴訟法の規定に基つき、強制執行の手續あるものなり、今、本問題を解するに當り、深く民事上の手續に論及し、出題者をして滿足せしむるは、暗劣なる生等の、克く企て得べきものにあらずと雖も、之を要するに、全く一種の民事々件に外ならざれば、宜しく、民法の規定に基つき、其の訴訟手續きを履行すべきものにして、而して、檢事は終始民事上の債權者たるべきものなりと解して誤りなかるべし

二、監獄則四十二條は、無期徒刑の囚人にして、重罪を犯し、又は、逃走し、獄舍獄具を毀損し、暴行脅迫をなしたる時、及、其の他の輕罪を犯したる時、されに加ふる懲戒の法を設けたるものなり、抑、無期徒刑は、自由剝奪の極刑なり、是れが刑期中に於て、（刑期は受刑の誤り）假令、如何なる犯罪のあるあるも、死刑を犯したる場合の外、別に加重の方法なく、刑法の實効を及ぼす事、得て望むべからず、然らば、玆に、重罪を犯かし、其の他、仝條列記せる諸種の犯行ありと雖も、是を防止し、懲戒するの方法なく、兇暴狠戾、加害の及ぶ所、豫知すべからず、此に於てか、我が刑法に交はるべき監獄則四十五條の設けあり、以て刑法の實効の及び難き所を補足し、能く秩序の維持を努む、出題者、玆に疑を起し、死刑に該當すべき犯人あるも、尙、本條に從ひ、施鈦處分に止むべきか、或は、刑法上の制裁を加ふべきかと云ふと雖も、是、唯、法文の解釋淺きに出づるが爲めなりと云はざるべからず、余輩の熟考するところに依れば、本條の設けある、乃、無期徒刑の極刑に對し、刑法の及ばざる所を、補足せるものなるべしとは、巳に前陳せるが如し、法の精神寔に如此とすれば、自由剝奪の極刑に對する、生命斷絕の最重刑あり、之に該當する犯罪者ありたりとすれば、胡ぞ本條の牽制を受くるものならんや、强ひて、本條重罪の字句に拘泥し、只、施鈦處分に止むるものとすれば、刑法の規定は、徒文に屬し、殺人放火の犯行は、是

を罰するの法を失ひ、公然認容するの、奇態を生すべし、由是觀之、本條設定の旨趣は、前已に云へるが如し、故に刑法の効力にして、到底及ぶべからざるの場合、乃、死刑以外、一般の重罪犯、及、逃走暴行、脅迫其の他の輕罪犯ありたる場合に於て、初めて監獄則第四十五條の必要を感ずると共に、是を適用すべく、死刑に該當すべきものは、直に、刑法の制裁を加ふると、又、論をまたず

三、本問題は、死刑に處せられたるもの、蘇生したる場合に於て、之を釋放するや、はた、再、之を執行すべきものなるかの旨趣なり、是、甚、解し易きの問題のみ、死刑は、絞首して、其の生命を奪ひ、犯人をして、再、人界に立つ能はざるに至らしむべきものなり、然るに、これが執行後に於て、蘇生したりとすれば、是、執行者の過失にして、死刑の目的を達せざるものにして、其の執行以前と異るなし、自由刑の囚人にして、逃走せるものと一徹なり、されば、假令幾回蘇生するも、重ねて是を執行し、全く其の生命を絶つべきなり、宛も自由刑の囚人にして、逃走中は、刑の執行を受けざるものとなし、其の期間刑期に算入せざると、一般なり

四、公廷取締の權は、警察にして、被告人警護は、監獄に屬し、其の間、畫然分界の存するあり、警察官吏は、公廷一般の取締に任ずべきものにして、出廷せる證人鑑定人傍聽人等に及び、公廷の秩序を維持するの職分たり、而して、看守は、毫も、他の責務なくして、唯、被告人警護の責に任し、其の逃走は勿論、通謀喧噪等を防遏すべきなり、抑、被告人は、相當官吏の指示に依り、其の監獄に拘禁し、監獄則の規定に基つき、撿束戒護すべきものにして、他官吏の干渉すべきものにあらざると共に、一朝の事變に際し、其の責を、他に負はしむべきものにあらず、某縣にては、全、巡査の警護に一任すること、出題理由に示すが如し、左れば、其の責、亦、警察に在り、然りと雖も、斯る不法の取扱ひをなすの府縣は、他に類例少なかるべし、此の如き警察官吏は、果して、如何なる服務規律に從ふものなるか、如何なる規定に基づけるものなるか、はた、看守休養の御厚志に出でたるものなるか、更に知る所にあらずと雖も、被告人をして、一たび、監署に引致し、領收証を徴したる以上は、一切の任務盡きたりと云ふべし、余輩、今、猥りに、多辯せず、唯、公廷取締りと、被告人警護とは、其の間畫然分界の存するを知らば、本問題に於て、全、歸すべき責任は、何人に存するや、自、明かなり

◉仝　木　强　生

二、無期徒刑の囚人、刑法に制定せる死刑に、該當すべき罪を犯したると、司獄官吏の思料したるときは、監獄則第四十五條を適用するものに非ずして、告發を爲すへきものと、思量せらる

理由、監獄則第四十五條の規定によれば、無期徒刑の囚人、重罪を犯したるとき云々とあるは、死刑に該當せざる場合の重罪犯なりと、解釋せざるを得ず、然らされば、奇怪の結果を得へし、何となれは、初犯にして、死刑に當る罪を犯したるときは、死刑の言渡を爲すべきものなり、况無期徒刑の囚人か、再、死刑に該當する罪を犯したるものなればなり、故に、司獄官吏か、告發を爲すへきものなり

三、死刑の執行畢りたる後、蘇生したりと雖とも再執行せざるものと思量せらる

理由、死刑は生命を絶つの目的なれば、絕命せざれば、刑の目的を達する能はず、故に、蘇生したるときは、飽くまて、之か執行を爲すは、法理なりと信するなり、然るに、死刑執行方法に就きては、刑法附則第一條仝第三條監獄則第三十七條を以て、制定せられ、此の條項に基つき、執行し畢りたるものなれば、暫、蘇生するものあるも、再、執行するを能はざるものなり

◉仝　神　州　生

二、南陽生質して曰はく、無期徒刑の囚重罪輕罪を犯すときは、監獄則第四十五條に示す如く、輕重を量り、施錄すとあり、然るに、無期徒刑の囚にして、死刑に處すへき程の犯罪をなすも、死刑も矢張重罪なれは監獄則第四十五條の範圍内に依り、所罰するや、將、刑法の制裁を受くるかと

抑、監獄則第四十五條を設け、無期徒刑のものに對し、輕重を量り、施錄するや、刑法第百二條のあるありて、無期徒刑のものなれは、假令等しく、若くは輕罪を犯すと雖とも、唯、犯罪を看過するものゝ如し、故に、立法者か腦力は爰に意を止め、監獄則第四十五條を設けたる所以ならん、如何に無期徒刑の囚と雖とも、今、一層重き所の死罪を構成せは、無論、刑法の制裁を受くるや、敢、疑を容るゝ所なし、余や絕對的刑法の制裁を受くるものと斷定す、南陽生以て如何となす

三、本問の如き場合は、實に、絕無と云ふも可なり、然るに、若、斯の如き場合ありとせは、蘇生せし當該者は、無論釋放するものと思考す

（理由）抑、死刑を執行するや、定式規定に依り、規定の官吏立會し、典獄の執行申渡と同時に、絞首し、醫師は、死相を檢し、尙、五分時を經過し、然る後、絞架より解き下したれば、最早社會は、犯罪人に對し、刑罰權實行の目的を達したるものなり、然るに、萬一蘇生せしとせんか、再、執行するの理あらん、又、執行せんとするも、能はさるなり、何となれは、一旦死刑を執行せは、死罪に對する社會の想念は、消滅したるものなり、蘇生せしは、新に、出産せしものゝ如し、是、無罪純白の良民にあらずして何ぞや、毫も、犯罪のなきものを、如何して、死刑執行するを得んや、故に、余は蘇生せは、公然釋放するを穩當なりと信す

◉德島縣神洲生君に答ふ

在上野　井　蛙　生

第一問は、看守か、往復途中、形容若しくは言語を以て、侮辱したるものは、官吏侮辱罪を構成するか否かと云ふにあり

本問は、刑法百四十一條の罪を成立する者と云ふに、敢、躊躇せざるなり、看守其の職務執行中に非ずと雖も、身看守たるの制裝をなし、即、看守たるの資格を、具備したる時に於て、形容若しくは、言語を以て、侮辱したるときは、無論官吏侮辱罪を以て、處分すべき者なり、决して、彼の違警罪中、公然人を罵詈嘲弄したるものは云々と云ふが如き、法條を適用すべき者にあらず、猶、詳しき法理問題に付きては、反對者の現出したる後、進んで舌戰せん

第二問、看守か書記看守長の違法なる命令に、違犯したるときは、典獄は、二者に對し、如何なる所置を爲すかと云ふにあり

本問題を喋々するは、大に憚る所ありと雖も、聊、卑見を述べん、總、命令は、命令者其の人の職權内にありて、且、正當なる命令ならざるべからず、受命者も、亦、職務上、當然爲し得べきことならざるべからず、故に、其の命令にして、違命違法なるに於ては、飽く迄遵ぜざるも、妨なきものゝ如くなれとも、我か看守服務規律（各縣敢て差異あらずと信す）に依るに、上官の命令にして、不正不當、是に服從する能はざる時と雖も、一旦服從し、然かして、順序を經て、不服の点を申立つべしと、

然りと雖も、若、其命令に從ふときは、一身上、非常なる危害を受くることありと云ふ場合は、又、特別なれども、縲らされば、是に服さゝるべからず、若、違背せば、相當懲罰に付せらるゝ者ならん、又、書記看守長も、無論懲戒的制裁は免れざるべし

第三問、脱獄犯者、服役中逃走罪を犯し、其の刑罰執行に際し、再犯者を以て待遇するか否かと云ふにあり

刑法第百四十三條已決の囚徒逃走の罪を犯すと雖も、再犯を以て論せず、其の刑期滿限內、再、逃走したる者は、再犯を以て論ずと、然りと雖も、監獄の眼より見るときは、一方には至正嚴正なる懲戒的制裁を加へられつゝあるにも拘はらず、毫も改悛するの狀なく、逃走する如きは、悪みても尙餘りある者なりと雖も、法律上斯く規定せらるゝに於ては、不本意ながら、逃走罪を重ねて、二回犯したる場合の外、再犯者の待遇を爲し能はざる者と思考す

◉仝　出放

一、往復途中と雖も、既に、制服を着したる以上は、之、正然看守なり、即、官吏なり、然して、侮辱を加へたる者の意思如何と云ふに彼は、即、看守なるとを知りつゝ、侮辱したる者なり、故に、官吏侮辱罪を、構成したるものと信ず

二、臯見に依れば、典獄は、典獄に於て、違法命令と確認したりと雖も、唯、後日を戒めて、諭解するよりは、外あらざるものなりと信ず

三、先に重禁錮五年に處せられ、刑期中逃走し、重禁錮三ヶ月に處せられたる者、引續き執行すと雖も、之、正しく、再、法を犯したる者に對し、刑の執行を爲す者なれば無論再犯待遇をなすものと信ず

◉仝　福岡縣筑前　箱崎導人

但、本問往復途中とは、事實渺然として、範圍、頗、廣しと雖も、先、看守が監獄署に昇降、或は其の他へ、往復する途中にして、執務中にはあらずと、假定論究せり

理由、抑、官吏侮辱罪は、刑法第百四十一條に、明文せる如く、官吏其の者の、職務に對し、目前に於て、言語又は形容を以て、侮辱し、又は、目前にあらざるも、刑行の文書圖畫、或は、公然の演説を以て、侮辱を加へたる場合に限るものなり、是、輯、通常人民に對し、不敬を爲したる刑よりも、二層重き所以にして、翻に官吏に對するのみならず、又、政府を蔑如するを以てなり、故に、官吏なりとて、其の一身上に對する侮辱は、敢、本罪を構成すべきにあらざるや必せり、若、官吏其の者の職務に關へたるときは、如何なる場所と雖も、本罪は、免れざるならん

一、看守か、監獄書記、若くは看守長より、違法の命令を受けたる場合は、無論、服従すべき義務なきを以て、斯かる場合にて、責の起こるときは、典獄は其の責を上官に歸せしめ、看守には、敢、責を加ふべきものにあらずと確信す

理由、抑、何官吏を問はず、上官は、上官の職權範圍あり、下級は、下級の職務範圍ありて、各、其の職權內に於て、命令を下し、其の職務內に於て、遵奉執行すべきものにして、若、其の範圍を越ゆたる違法命令に於て、遵奉の限りにあらざるや勿論なり、或人言はん、刑法第七十一條の不論罪を看よと、然りと雖も、該條の如きは、本屬長官の命令に從ひ、其の職務を以て、爲したる云々とあるを以て、考ふれば、偖、其の上下、各、爲すべき職權內の執務に、關するものにして、該不論罪の構成すべき要素たるや、第一命令すべき事件は、必、本屬長官の本問の如き事實ありとせば、官吏は上官に對し、遵守すべき義務に關して、一の論點あり、蓋て、官吏は、本屬長官の命令を遵守するの義務ありや否やの論點なり、第一說に曰く、違法の命令は、命令に非ず、何人の命令と雖も、法律に違ふ事能はず、違へば、既に命令に非ず、又、國民たる者、壹く法律を遵奉するの義務あり、故に、官吏と雖も、國民たる以上は、違法の命令に從ふ事を得ずと、或、學說に主張する所なり、第二說に曰はく、上官の命令は、假令違法なりと雖も、之に從はざる可からず、命令を重じ、若、之を拒まんとせば、自、其の職を去るの外なしと言ふ說あり、以上二說共に非なり、第一に依れば、下官は、上官の命令の違法如何を論理に及ぼすとを得ず、第二說に依れば、上官の命令違法の命令なる事を知るも、曲げて之に從はざる可からずとせば、これ上官をして、非を遂げしむる者にして、德義に反するの說と言はんか、是に於て、典獄は、二者に對し、如何なる處置をなすか、先、其の人を見ずして、其の事を明す、第一に法律違法の命令なる者と認めたるときは、典獄は、改めて、更に、命令を發し、之に服從せしむる者とす、第二說に依れば、官吏服務紀律、第二條に曰く、「官吏は、其の職務に付、本屬長官の命令を遵守すべし、但、其の命令に對し、意見を述ふるとを得」とあり、然るに、意見を述ふるも、上官、尙、改めざるときは、之に從ふ可き義務ありとす、故に、職務上必要なる者と認めたるに、看守は其の命令に從はざる者とせば、服務紀律に從ひ、懲戒を加へ處分する者と愚考するなり

◉仝　藷岳生

一、看守か、往復途中、形容若くは、言語を以て侮辱するも、敢、官吏侮辱罪は、構成せざるものと信ず

職權に越にざるとき、第二、奉行する事件は、必、已の職務上に關する事件たるを要す、萬一にも、右二要素の一を缺けば、判然法律に違背せる事を命ず、其の命を承けて、爲したる事は、素より、不論罪の限りに非ざるや、必然なり、故に、予は、前斷を以て、確信せる所以なり

三、重禁錮處刑執行中、逃走を爲し、更に、逃走罪に依り、若干の重禁錮に處せられ、前刑滿期後引續執行するときは、再犯の待遇すべきものにあらずと信ず

但、再度逃走するときは、其の刑執行の際は、再犯を以て、待遇するは、勿論なり

理由、抑、四入逃走罪の再犯を以て、論ずべきものにあらざるは、刑法第百四十三條に明文せる如くにして、敢、長緯を要せず、已に法律上再犯にあらざる以上は、監獄に於て、何を以て、再犯の待遇を爲すの故あらんや、然れども、已に逃走を爲したるものは、愈、其の意志を貫かんとして、他人を誘導するが如き患なきを保せざれば、充分なる注意を加へ、其の待遇を爲すは、素より、適然のとならん

◉仝　厚顏生

看守が、往復途中、形容若くは言語を以て、侮辱したるときは、侮辱罪を構成するか否かと云ふにあり、然るに、往復の二字漠として、甚、論斷に苦む、假に、往復途中とは、官署に退出の意義とするも、未、官易に侮辱罪の構成すべきものと云へからず、抑、刑法第百四十一條の精神たる、須く職務執行中ならざるべからず、然れば、往復途中は、職務執行中と見做すべきか、否、決して然るにあらざるなり、蓋、職務執行中と判定する論者の如きは、牽强附會の甚しき說と云はざるを得ず、聞者以て如何となす

予は、本問に對し、實に解答に苦めり、當時如斯典獄は、よもあるまじと信じ、居るも、萬一看守を處するに、輕きは懲罰、重きは免職、且、又、看守にして、典獄の信任するものなるときは、其の命令を與へたる看守長、及、監獄書記に對し、御目玉位にて止まることあるべし、併、公平なる眼光より、之を見るときは、多少穩當を欠くの嫌あるべしと雖も、看守は、飽くまて、上司の命令を遵奉するの義務あるべく、典獄は、又、看守長、及、監獄書記をして、强ひて、其の非を遂げしめずして、能く其の威信を保たしめ、看守をして、心服せしむるは、一に典獄手腕の如何に胚胎す

特盜罪に依り、受刑中のもの、逃走し、更に罰を受けたるときは、再犯とするや、將、又、初犯を以て、取扱ふかと云ふにあり、予は初犯を以て、處遇するを可とす、尙、反論を待ちて、論する所あらんとす

◉仝　長野　渓洲

一、看守職務の爲め、往復途中、侮辱するものあらば、無論官吏侮辱罪を構成するものなり

二、監獄書記看守長は、法律規則により、又、上官の命を受け、看守に傳へ、或は命令するものなり、故に、其の命令の違法なることなからん、看守は、職務上上司の指揮命令は、(假令違法と思料するも)服從すべきものなり、萬一、應從せさるときは、典獄は、其の事柄の違法なるや否やを稽査するは、格別なれとも服從せしむべき所置を爲すべきものなり

三、特監罪により、五年の刑に處せられたる初犯の囚人逃走し、重禁錮三月に處せられたるときは、二度び罪を犯し、二回處刑せられしものなり、假令、刑法の規定により、再犯の爲め、刑に加重はせられざるも、再犯には、相違なし、故に、後刑執行のときを待たず、再犯の處遇をなす方、適當なり

◉仝　M生投

一、官吏侮辱罪を構成せず

二、二者共に、職務上の過失たるを免れず

三、再犯を以て、處遇するものとす

◉仝　德島縣　南陽生

生は、其の意見を述べん、本問往復途中とあるは、即、出署退署の節に於ける、往復途中に因りしものならん、生は、思ふ、看守の職務たる、狹隘なる一の監獄内に在りて、職務を執行しつゝあるものにして、社會に在りては、職務外と云ひて可ならん、然れとも、看守の職務も、亦、外出せすと云はざるを得す、例せは、刑事被告人を、他監又は管轄裁判所へ、護送するも、外役囚人を押送するも、上官の命令により、獄外に於て勤務せることもあらん、斯る場合は、皆、勤務中にして、形容若くは言語を以て、侮辱したるときは、直に、官吏侮辱罪を成立するものなり、而して又、侮辱罪たる、必、職務中に非ざれば、構成すること能はざらん、之、刑法の原則なり、因りて、前段は、勤務外にして、后段は、勤務中なりと斷定す

◉本誌第八十七號世界愛民氏の質疑に答ふ　在東京　鉄心狂士

一、裁判所公判廷にて、刑事被告人逃走したるときは、巡查看守共に、其の責を負ふものと斷定す

理由、公判廷取締の權は、警察官に在りとすれば、此の場合に起りし出來事、即、刑事被告人の逃走に就いては、巡查其の責に任ずべきは勿論にして、一點疑いなしと雖ども、看守も、又、其の責を免るゝこと能はず、何となれば、假令巡查が、全体の取締を爲し、看守は無用に居るが如き觀ありと雖ども、看守にして、若も、開廷前より、閉廷後まで、始終附添い居るものなりとすれば、依然其の責を盡さゞるべからざるは、理の當然なりとす

二、本問の如き場合に際しても、檢事は、財産あるものに對し、强制執行をなし、之が財産を差押へ、物品等を競賣に附し、罰金を完納せしむることを得ず、否、一ケ月間に完納せざる者は、換刑輕禁錮に換ふるより外、手段なしと信ず

理由、本問に就ては、法曹社會にも、種々議論ありて、淺學の狂士には、充分法理を確かむること能はず、然りと雖ども、要するに、一ケ月間に完納せざるときは、檢事は換刑輕禁錮の刑に處するより外、手段なきが如き訊、確然たるが如し

三、官吏にして、現職を辭せず、他の官吏又は、其の他の試驗を受くることを得ずと斷定す

理由、狂士は、官吏を廣意義より論ぜず、假に、發題者が、參考として揭げられたる看守にして云々と云へる、狹意義に依りて、答辯せんに(例外は格別)看守は、決して、他官吏の試驗を受くることを得ずと思考す、何となれば、看守は、司獄吏として、終身官を以て誓約せられたるものなるが故に、當然、他官吏の試驗を受くること能はざるは、明白の事實なりとす、看守にして、前條の事實なりとすれば、其の日時の休職たらざるや勿論なりと信ず

◉仝　M生投

一、公然巡查に引渡さゞる以上は、其の責任は、看守に歸す

二、輕禁錮に換ふるの外手段なし

◉仝　神洲生

一、本問は、無論看守の責任なりと、思考す

公判廷は、法官の、正々堂々席を列ねて、罪の有無を裁判する、最、神聖にして、犯す可からざる場所なり、然るに、公廷内には、數多の傍聽者もあらん、又、參考人もあらん、或は、證人もあらん、其の中には、言語擧動、若くは、其の他不正の事をなし、雜沓を釀し、神聖なる司法權を侵害せんとするものなきにしもあらず、是等の場合に於て、公廷取締巡查は、機々一髪を入れさる間に、之を防壓し、神聖なる司法權を侵害なさしめんこそ、公廷取締巡查が、責任を全ふしたるものなれ、刑事被告人が逃走せしとて、何ぞ巡查が責任にあらん、無論其の戒護者たる看守が、責任なるや、毫も疑を容るゝ所なし、若、假に巡查が責任なりとせは、公廷内にて、最、鋭敏なる思慮を運らし、愼密なる注意を加へ、被告人を戒護し、公廷内に於ける司法權の安寧を維持しつゝある看守は、有名無實、何ぞ彼の田野に於て、農民を利す、案山子に、敢、異ならん、余や絕對的看守が責任なりと信して、疑はざる所以なり

二、罰金を換刑するは、刑法第廿七條の規定に依る、見よ該條第一項を(罰金は裁判確定の日より一ケ月内に納完せしむ、若、限內納完せざるものは、一圓を一日に折算し、輕禁錮に換ふ)決して、貧富に依り、換刑を許否するにあらず、又、强制的納完せしむるの意にあらざると、讀みて字の如し、唯、納完すると換刑するとは、受罰者の任意に依るものゝ如し、故に、生は飽迄一ケ月內に納完せざるものに對しては、換刑するの外、手段なきものと考定す

◉仝　德島縣　南陽生

生は假借なく、其の意見を陳べん、抑、看守は犯人を拘束し、且、戒護するは、看守の職掌なり、將又、巡査に於て、犯人を受取り、若くは、住所姓名を聞き取り、且、之を手帖に記載したるを以て、警察官、即、巡査の責任にあるとは斷定を下す可からず、而して、巡査は公廷を取締り、公安を維持せんが爲め、斯る手續を爲したるは、職務にして、犯人を看守すべき義務は、毫も無からん、將又、巡査に於て、犯人を受取りたるにより、看守者は、公廷を退くべき理なからん、因りて、該者にして、逃走せし場合ありとせば、公然看守の責任は、免るべからず、又、巡査は、職務外なるにより、無論責任なきものと思考す

◉仝　海南生

一、裁判所公廷に於ける巡査の責務たる、刑事被告人の動靜を、目擊視察するものにあらず、即、傍聽の民人、及、訴訟關係人に付、之が取締をなし公廷の秩序威嚴を保持するに出づ、是時に當りて、若、刑事被告人の逃走あるも、公廷巡査の怠慢失誤と云ふ可からず、彼の責任の期する所は、即、直接看護の看守にあり、若、巡査は、被告人の住所氏名等を尋問するの一事を以て、其の被告人の進退擧動、皆、總、巡査の視察目擊するものとせば、看守は有名無實にして、無用の廢物たるに歸せんとす、豈、斯の如き理あらんや、故に、余は、本問に對しては、當然看守の責務なりと信す

二、本問に對して、輕禁錮に換ふるの正當なるを信ず、請ふ、左に其の理由を述べん、罰金は、裁判確定の日より、一月内に完納せしむ、若、限内完納せざるものは、之を輕禁錮に換ふ云々とは、刑法第廿七條の規定なりとす、故に、本問の如き財産を有するものにして、罰金の言渡を受け、限内完納せざるものは、檢事は、當該者に對し、强制執行をなして、之を徵收せざるを得ざるかと云ふに、然らず、財産の有無を規定せず、又、貧富の程度を論ぜずして、法律上單に罰金を完納せざるもの云々とあり、因是觀之、假令、財産あるも、罰金の言渡を受け、限内完納せざるものは、之を輕禁錮の換刑處分をなさゝるを得ず、何となれば、已に刑法に制定する如く、若、限内完納せざるものは云々と明記し、(完納するを得ざるもの云々と)規定しあらざるに因ればなり

三、官吏服務紀律第一條に曰はずや、凡、官吏は、天皇陛下、及、天皇陛下の政府に對し、忠順勉勵を旨とし、法律命令に從ひ、各、其の職務を盡す可しとあり、余を以て之を見るに、官吏たるものは、其の職務に付、一意專心、各、其の紀律を服膺し、主として、陛下の政府に對し、能く忠に、能く謹に、國家の要務を盡すべき義烈心なくんばある可からず、一朝官途の利益を僥倖せんとし、奉職中、現職を辭せず、休暇を得て、他の官吏の試驗を受けんとなすが如きは、最、愼むべき事なりとす、又、官吏に休暇を與へある所以は、自己の勤務に於ける報酬に外ならず、豈、敢、他に目的なき立つるの爲めに、設定され休暇にあらんや、約言すれば、休暇は、職務上、恩惠的に出づ、是時に臨んで若、現職の義務を顧みず、他の官衙に奉職せんとするは、命令違犯を以て論じ、解職すべきものなりと思惟せり

◉仝　長野　溪洲

一、監獄署より、引致したる被告人公廷より逃走したるときは、其の責任看守にあるや明なり、巡査は、公廷一般(多く傍聽人)取締の用に供せらるゝものにして、看守は、自己引致に係る被告人の警護たり、故に、公廷内と雖も、其の警護を巡査に託するものにあらず、巡査も、亦、受負ふものにあらず、蓋時賴み合ふ如きは、一時の便に過ぎざれば、公然の手續を經て、人頭受渡を了ずさる限は、無論看守の責任たり

二、罰金は、公力(强制執行等)を用ひて、徵收するものにあらず、期限内任意に上納せしむるものなり、故に、限内完納せざるときは、輕禁錮に換ふる外、別に徵收の法なし

三、官吏にして、他の官吏又は、其の他の試驗を受けんとするときは、其の所屬長官の許可を受くるを要す、既に、許可を得、受驗のものは、在職の儘なるを以て、休職にあらざるなり

◉仝　木強生

一、裁判所公廷にて、被告人逃走したるときは、看守か、戒護の爲め、出席したる場合は、其の責任は、無論看守に歸するものなりと思量せらる

二、罰金を言渡されたる者にして、充分財産あるに拘らず、罰金を納完せざるときは、檢事が判事に强制執行の申請を爲すは、勿論なり、若、追徵金あるときは、强制執行すと雖も、尚、義務辨濟するの資力なきときは、家資分散の宣言あらんこと、書面又は口頭を以て、申立つるあるとを得へしと思量す

三、看守にして、現職を辭せず、他の官吏、又は、其の他の、試驗を受くるには、本屬長官の認可を得へし、認可したるものなれば、其の日數は、皆勤、及、欠勤の日數に算入せずして、休職と同じきものと、思量せらる

但、逢達吏試驗の如きは、六ヶ月前、事務を練習せざれば、試驗を受くるとを能はさるものに付、看守奉職中にては、到底爲し能はさるものと思量す

◉仝　厚顏生

裁判所公廷にありて、被告人を巡査に引渡し、其の責任、巡査に關すへき者の如しと雖も、予は本問に對し、大に怪訝に堪へさるものあるなり、質疑者の云ふ如く、判廷の取締は、巡査に相違なきも、被告人の戒護は、押送の命を受けたる處の看守、其の者ならさるべからず、然れば、理に於て、巡査に引渡すべきものにあらさるなり、併、便宜上巡査に引渡すものとせば、其の受授を嚴にして、責任のある處を明かにするを要す

聞く明治十七八年の交に於て、某裁判所は、罰金の言渡を受けたるものに對し、資産の有無を取調へられたるとありと雖も、之には、種々議論のあるとゝにして、今、贅、論せず、兎も角、刑法第二十七條の明文より見るときは、輕禁錮に換ふるの外、手段なきものとす

官吏にして、現職を辭せず、他官吏又は其の他の試驗、判事檢事辯護士執達吏公證人の一を受くるには、特別の場合、乃、看守にして、看守長、及、監獄書記巡査より、警部の試驗を受くるに際し、處屬長官の承認を得たるときは、格別現職の儘、其の他にありては、試驗に應する能はさるものとす

◉本誌八十七號踏岳生の質疑に答ふ　長野　溪洲

看守護備后備の軍籍にありて、召集中の日數は、休暇附與上に付ては、皆勤欠勤何れにも算入せさるを至當とす、然して、義に、已得の慰勞休暇あるときは、當然與ふべきものなり

◉仝　在下野　世界愛民

該場合の休職は、只、勤續年月に計算するのみにて、休暇の皆勤に算入せざるべき、然れども、已得の慰勞休暇ある者は、時効經過せざれば、矢張、與ふる者とす、如何となれば、休職中、他の職務に從事せし者なれば、看守職務の皆勤とは云ひ難し

◉仝　M生　投

前段見解の通、故に已得の慰勞休暇あらば與ふべし

◉仝　合浦漁夫

豫備後備の軍籍にある看守が、其の召集に應し、休職と爲りたる後、慰勞休暇を與ふるには、休職中の日數を、皆勤、及、欠勤に算入せずして、義に勤務したる日數は、中斷すべきも、已得權のある慰勞休暇を與ふるは、當然なりと思量ぜらる、路岳君如何と爲す

◉本誌第八十七號高梁狂人の所說に答ふ　ちぬの浦　自惰樂童子

童子は、曩に、本誌第八十五號、高梁狂人君の質疑に對し、不敏な願みず、答案を投ぜしに、幸に八十六號を以て、登載せられたり、然るに、質疑者高梁狂人君は、之に反對し、仝第八十七號を以て、童子に再考を求められたるも、童子は、未、其の說に敬服する能はず、重ねて、鄙見を陳べて、教示を仰がんとす、狂人君が、論旨は、要するに、(就役囚に飯後の休役時間を與へたるものは、安養消光せしめ、疲勞を感ぜしめずして、懲、安逸の餘地を與へたる者なるを以て、安座を許可するが如し、最、至當の處置なり)と論決せられたり、就役囚の、午飯に長時間を與へたる旨趣は、豈、夫、斯の如き理ならんや

監獄は、彼の職工社會の如く、作業に服するを以て、滿足するものに非ず、神聖なる刑罰を執行して、其の受刑者を、改過遷善せしめて、社會の良民に復歸せしめざるべからざるや、論を待たざるなり、故に、午飯時間の如き、充分に之を與へたるは、大に其の理由の存するなり、曰く飯後の時間は、最、謹愼正座せしめ、受刑者をして、既往の事跡を、追懷せしめて、如何に、極惡無道の輩と雖ども、自然に、其の父母妻子の飢餓に迫るの慘狀を臆想するに至らしめ、懺悔眞心を勃起し、若、今にして、醜性改悟する所なくんば、遂には、如何なる悲境に陷落すべきかの、觀念を發せしめんが爲なり、曰く、感化上、最、有益なる教誨を、施行せんが爲めなり、曰く、修身宗教々育、及、營業に關する書籍を、看讀せしめ、反省顧慮し、轉迷開悟する所あらしめんが爲めなり、殊に、狂人君は、何を以て、飯後の時間は、徒手空座せしめ、且、安座を許可して、安逸に消光せしむるを至當なりとするか、殆、論旨の無法なるに驚かざるを得ず、若、彼等受刑者をして、飯後安逸に消光せしむるが如き事あらんか、嚴正なる刑罰執行の旨意、何處にかある、高梁狂人君よ、幸に、考一考して、童子が所說の謬誤を諒めば、勉めて匡正し一片の教誨を吝むなくんば幸甚

◉本誌第八十六號德島縣獄外生の質議に應ず　青森縣　木強生

拘引狀は、當該者を、監獄署に拘留するの効力なきものと思量ぜらる、何となれば、拘引狀をを發したる當該官吏の面前に、其の者を引致せは、其の効を了へたるものなればなり

監獄署に拘留するには、拘留狀あるに非ざれば、爲すを能はず、然れども、或場合には、拘引狀を以て、引致したる者を、當該官吏の指揮に依り二十四時內留置するとを得

思量ぜらる

二、强ひて、賞表授與すべきものにあらず、又、獄則違犯を以て、盧罰すべきものにあらず、單に、賞表授與を停止すべきものと確信す理由、賞表を授與するには、監獄則第四十條に明定せる條件を具備ぜざるべからず、故に、司獄官吏は、平素四人其の者に直接し、役業其の他の擧止等に、周到緻密なる注意觀察し、而して、監獄則第四十條に明定しある三條件に缺くる所なきを、觀察するを以て、看守より、典獄に申告し、若しくは、申告なきも、典獄か、日々の行狀觀察表を査閱し、其の他、察知力を以て、某四人が、改悛の行爲ありと確認し、依りて、賞表授與するものなればなり、然るに、當事者、乃、賞表授與ぜらるべき四人が、未、改悛の行爲なく、眞心に恥づる旨を以て、愚典なる賞表を拒絕するは、數千人中、一人あるなし、何となれば、自己の利益は勿論、且、名譽に關するものなれば、自己より進行して、其の愚典に、遭遇ぜんと、胸中に惡意瀰滿し居るにも拘らず、官吏の面前に於て、巧に改悛したる狀を假粧して、賞表を授與せられんとを切望するは、囚人の狀態なり、然るに、本囚人の如きは、是等と異なり、自己心意のある所を一例ぜは、窃盜犯にて、二人あり、彼の刑期五年、其の財を得たる數千圓にて、餘の犯罪は、竝しきなれども、其の財を得るは、纔に百圓にして、四年の刑期なり、然らば、同性質の犯罪にして、刑期の差違、亦、太し、故に、滿期放免の曉には、尙、一層大惡を働かんとの意を逞ぶ」吐露し、果して、然らば、自己の胸を以て、自己の心に問ふに、毫も、廉耻道德はさて置き、惡意猛烈にして、眞心に復歸ぜざるものなり、故に、愚事的の賞表を拒絕したるは、正當にして、決して、獄則を違犯したるものに非ず、然るに、狂士君は、斷然授與するものと確信するは、

◉八十七號に登載しある在東京鐵心狂士君の解答に就きて述ぶ　在青森　木強生

木強生か、本誌第八十六號に、或囚人監獄則第四十條に規定せる條件な、具備したるにより、典獄より、賞表壹個を、授與せられたり、然るに之を奇貨として、自、壹個の賞表を僞造して、獄衣に增加疑著し云々の質議を掲げたる所、次號第八十七號にて、諸君の解答を辱くす、依て、其の勞を諸君に謝す、而して、其の解答を一讀するに、獄則を以て、處罰するの說は、最、多數にて、木強生も、亦、同感なり、然るに、在東京鐵心狂士君は、獨、反對にして、刑法第二百三十二條の制裁を加へんものと斷定ぜらる、其の理由として、喋々陳辯しあり、而して、其の理由を要するに、看守者あるにも拘はらずして、故意を以て、官の貸表を僞造し、自己の利益の爲め、司獄官吏な詐欺瞞著し、窓に不正の利益な獲得せし行爲ありとの說なれども、木強生は、此の說に首肯する能はず、依りて、聊、卑見な陳述せんとす、狂士君よ、再數な垂れ賜へ

本間の如き場合は、徹頭徹尾、刑法第二百三十二條に該當するものに非すと信するなり、何となれば、官職位階な詐稱したるものにあらず、又、官の服飾徽章、若しくは、內外國の勳章な僭用したるにあらず、果して、然らば、該條に適當せざるものと信じて、疑はざる所なり、然るに、狂士君が、如何なる要素な以て、該條に適當すべき說な爲したるか、顏、了解に苦しも、一步な讓りて、之が事實な、强ひて刑法に問擬すべきものとせば、在下野世界愛民君の說の如く、仝法第二條法律に正條なき者は、何等の所爲と雖も、之な罰するとな得ずと云ふ、條項に該當する無罪にあらずや、故に、獄則處分の、最、重き所な以て、罰するものと、

豈、奇怪の至りならずや、賞表授與するには、三つの條件あり、其の一を缺くるときは、授與せさるものと信する所なり、狂士君如何と爲す

◉長野縣吉川讓治君に卑見を述ぶ

在青森　木　强　生

生、本雜誌第八十四號に、看守か、公廷內禮式の質議を掲載せしに、次號第八十五號を以て、長野縣吉川讓治君か、解答せられ、第八十六號を以て、材木迂夫君外諸君の解答を辱くす、一讀するに、室外の禮式を行ふを以て、適當なりと、木强生も、同感なり、然るに、吉川讓治君は、徹頭徹尾、室內の禮式を行ふを以て適當なりとの說を、第八十七號を以て、再、辯論す、併て發問者の說を試みんことを、掲記せられたり、依りて、卑見を左に陳辯す

看守長看守禮式は、明治廿四年八月十七日內務省訓令第十九號を以て、警察禮式に據らしむへき旨を、達せられ、其の警察禮式は、同年同月十日付同省訓令第十五號を以て、定められ、其の第五條にて、禮式を、室外の禮式と、室內の禮式と區別し、而して、室內とは、如何なる場所を指したるかと云ふに、居室、事務室、應接所等にして、室外は、廊下階段厨等を指したり、然るに、其の他の場所にては、別に指定したるもの非ざるを以て、當該官吏は、宜しく、此の條項に基つき、適當の解釋を爲さゞるべからずと信ずるなり、生、公判廷を參觀せは、法官（獨、法官のみに拘はらず、傍聽席も）の居るへき上段は、室內と看做し、被告人囚人、若くは、傍聽人新聞記者等の居る下段は、室外と看做さゝるを得す、何となれば、裁判を下すへき大權者と、社會に害を加へたる被告人、乃、刑受者と、位置を同しくするの理あらんや、故に、看守か、囚人若しくは、被告人戒護の爲め、公廷に出席し、禮式を行ふ際ある場合に於ては、室外の禮式を爲すは、適當と信ずるなり、又、一歩を進めて、之を言はゝ、禮式を爲すへきものにあらず、何となれば、公判廷の如きは、傍聽人許多あり、中には、被告人の親屬朋友等、或は戒護者の隙を窺ひ、通聲又は形容を以て、辯護の方法を示し、又、傍聽人なき場合と雖も、被告人等、法官に對して、抵抗する杞憂なきに非さればなり、故に同訓令第十四條を以て、特別注意を要する場合は、禮式をするの限に非ずと、規定せられたるべし

寄書

別紙は清國より到來せるもの、一朝事あるに際し身を挺して軍事に從ひ備さに艱苦を嘗む予輩此一事を以て既に多とするに足る、況んや閑餘雜誌を飜讀せんとする餘力あるに於ておや、斯道に從事する者焉んぞ、奮發興起する所なくして可ならむや、予輩其志を嘉奬し玆に雜誌を寄贈す、他鄕に在るの征士、唯夫れ健在なれ、我國に在る斯道の者、希くは之に對し遜色を作す勿れ、

編者識す

拜啓時下秋冷之候に御座候處貴會益々御隆盛被爲在候條大慶至極奉存候却說小生儀曾而鳥取縣監獄署看守奉職罷在候處御承知之如く日清事件に際し昨年十一月召集相成第四師團衛生豫備員へ編入致し渡清以來日夜多忙を極め居候處此頃に至り漸く閑暇を得候得共凱旋歸國之期は來春三月頃との命令に御坐候へは永の日月を空しく經過致候も本意ならさる儀に御座候殊に本年は監獄則改正相成候との事に御座候得ば尙々學術の研究仕度候間貴會大日本監獄協會雜誌本年四月分より御送附被成下間敷候哉若し官署の紹介を要する儀に御座候へは右樣取扱仕度候間御多忙を不顧候へ共一寸御回答煩度代價は御回答之上早速送金可仕候條右樣御了知被成下度此段御依賴申上度まで如此御座候草々敬具

明治廿八年十月一日

清國盛京省海城附近坯廠八
里河子第四師團衛生豫備員
米村龜代藏拜

大日本監獄協會
御中

◉戒護者資格に就て

出放

熟、戒護者の職責の存する所を考ふるに、啻に、小學教員の如き比に非ざるなり、如何となれば、小學教員の職責たる、無垢純良なる兒童の、天性を誘導發達せしめて、他日社會有爲の人物を造生するにあり、然り而して、戒護者に至りては、一旦、兇惡無賴の徒となり、業に已に、社會に用無きのみならず、有害物と變化して、今や置くに所なき厄介物をして、再、社會有用の人物に復歸せしめんとするの衝に當たる者なり、夫、其の職責比較的、何れを重しとするや、智者を待たずして知るべきなり、之を例せば、恰も、植栽工の、草木の枝葉をして、意の如くなさんとするに當り、其の初芽より、着手すれば、容易なるも、最早、一旦屈曲、恣に成長したるものをして、今更に、意の如くなさんとするに於ては、其苦、層一層なるゝ、言を俟たず、然らば、戒護者は、少くとも、必、小學教員位の資格を有する者ならさる可からず、啻に壓制的作業の督勵、墻壁堅固の獄內に、繫留する囚人をして、僅に、逃脫せざらしむるに、安然たる如き輩をして、如何に時勢の然らしむる所とは云へ、得々平氣に、此の難務に當るを許さんや、斯く論ずれば、論者或は謂はん、監獄は學校にあらず、何ぞ小學教員の如きものを要せんや、戒護者の如きは、身体强壯にして、頓才あるものにて事足れりと、之、何たる言ぞや、今日文化駸々として、日一日に其の極に進まんとするの聖代に於て、徒に、野蠻的腕力を揮ひて、之を御すべきに非ず、骨稽恐喝の手段を施すべきにあらず、唯、彼囚人をして、一面規則範圍內に於て懲戒を加へ、一面感化誘導して、其の良信心を煥發するにあり、故に、倫理の講義、刑法、刑事訴訟法位は、滔々暗誦する位の者ならされば、一擧一動、輕忽にして、彼、囚徒の敬服を得る能はさるは、明々瞭然たる可し、既に、囚徒の敬服を得る能はさる如き輩をして、漫然職に就かしむるは、之、何の用をか爲さん

◉女監の革新

雲水生

國政改革の新思潮に連れ、獄政、亦、革新の刺戟を受け、改良の曙光を現ぜしや、年所を閱みするゝ、十有餘年、飜然舊態を革め、新面目を呈し來りしは、眞個に、邦家の慶事なりと雖も、是、唯、全局の大觀に止まり、悉に其の內部に入り、詳細の觀察を遂くるに當りては、投筆一番歎せざる能はざるもの、殆、縷指に遑あらざるは、頗、吾曹の遺憾とする所なり、特に、女監內裏の現狀の如き、吾曹か十有餘年、必生の力を

悉くして、其の改策を企圖し來りし事業の圏外に存せし嫌なき能はざるは、是、豈、治獄の一大缺點なりと云はざるを得んや、男女監混合制度の如き、素より、倫理上許すべからざる所、然も我當局者は、他改良事項に、率先して、男女監嚴隔の趣旨を、明かされたりと雖も、是が結果如今果して如何、女性をして、女囚を管理せしむる倫理上の眞理を、實行せんとならば、看守長若しくは、看守部長、看守等の女監管理に、干渉するを全廢すると共に、男性被護吏と、適當の權衡を有する女性被護吏を設け、其の職責を明示するを要するに、現制度は、看守長若くは、看守部長等なして、女囚管理、及、女監取締の監督にさへ、參與せしめ、女囚監門等の鎖鑰等、看守部長等の管理に委し、其の開否の權を、專握せしむるのみならず、特に、男看守には、判任の待遇を與へ、女監取締には、日給屬を以て、之に充て、設令幾十年、其の職にあるも、或は、設令、其の職務に驚ろく事あるも、絕えて、之を給助する恩典の存するあるなし、加之、女監取締が、給與品一定せざるが爲め、唯々にして、其の服制の區々なるに止まらず、監内巡回に、雨傘を所持するあれば、雨具を用ゐず、全身雨に打たれて、恰も四月の釋迦然たるあり、炎天に其の油臭き頭髮を照らし、吾人をして、嘔吐を催さしむるの臭氣を發するものあり、其の他、不規律、不整頓、醜態等名狀すべからざるもの、一にして足らざるなり、嗚呼斯の如くにして、其の至重なる職責を全うし、其の職權を保ち、女監の体面を維持せしむるを得るか、否、高等司獄官は、暫、言外とするも、看守長、看守部長、看守、押丁等に至るまで、女監取締を輕視し、剩、囚人の如く、若しくは、使丁の如く、之を使役せんとするもの、如く、其の職務上の命令さへ、之に愚服せざるが故に女監取締も、亦、敢、之に依らず、自、使丁の役務を取り、囚女が食品の運搬、或は監内の点燈等に、其の手足を勞するの、女監取締、全國に其の多數を占む、此弊は女監取締が、職掌規定不明なるのみならず、男看守と、甚しく其の待遇を異にし、時に或は、其の日給丁男にさへ、及はさるものあるが、其の因たらざることを得んや、女監取締の境遇、斯の如く、女監の体面斯の如く、汚損せらる、其の能く女囚を管理するの難きは、讀者の胸中に、曉然たるを得ん、吾曹は、今、觀察の方向を更へ、囚人拘禁の狀態につき、一二の批評を試みんに、比較的女囚に、懲罰囚の多きを見、且、被告人一般に、許可せし監内運動の如き、女監取締之に留意し、之をなさしむるものなく、偶、意を用ゐて、之を實行せんとするものあるも、女監の位置、監獄構内の片隅に放置せられあるが爲め、其の區劃、狹隘に失し、運動場裏なきに、苦しみ、若しくは、女監内要所に、見張所の設けなき監獄、多數を占むるが如きは、當局者の、曇燈過眼に、附する能はさるものなるべし、特に、女囚が、定役に干しては、當事者、一層の注意保護を與へさるべからざるに、至る所の監獄、大概男囚の獄衣裁縫補綴洗濯等に服せしむるを以て、唯一の定役とするが故に、在獄中尋常の裁縫、其の他、自、生計を營み得べき業役を求むるに由なく、尋常の手腕を有するものすら、之が爲め、其技能を損し、出獄後、再、活路を得る能はさるに至る者、多きにあらすや、讀者請ふ、女囚の淫實、或は窃盜犯により、再、入獄するもの、多數を占むるは、他に其の所因なきを知られよ

是を要するに、男女監隔絕の趣旨を全うせんとならば、看守長、看守部長、看守等が、女囚の管理に干渉し、或は、女監取締に對し、監督かましき行爲をなすを禁止し、乃至は、丁男をして、女監内に、女監取締をして、男監内に、往復するを嚴止し、男性の双影を、女監に絕つと共に、女監取締の待遇職權を、看守と同等ならしめて、其權衡を保ち、女監取締の教習方法を定め、別に、取締長を設けて、適當の人物を採り、且は、女監内に、丁女を置きて、使丁の業役に服せしめ、女監構内の如きも、至當の區域に廣め、特に、囚女の定役に至りては、女囚限りの獄衣に干する定役は、之を問はずとするも、可及的、出獄後、其の生計を維持するに足るべき定役を賦與し、女監は、男監の從たる現時の狀態を一洗して、獨立的狀態に歸せしめなんば、將、何れの時にか、女囚感化の目的を達するを得ん

◉所感一束　在滋賀　井上榮次

柴山子は鳥獸に對し一時の効力有るのみ

論者曰ほく、看守長、及、看守の服裝、未、粗末なるが故に、威嚴擧らず、御說御尤至極に存す、されど、司獄官吏は、虛飾を戒め、在監人の輕侮を避け、在監人の模範となり、標本となるの覺悟なかる可からず、故に藥人形も衣裳からの俚諺は、決して我監獄社會には、應用されず申さず、注意すべきは、唯、人物の撰擇に在りて存するのみ

監獄則改正の風說を聞ひて

改良と云ひ、改正と云ふ、共に、是、當世の流行物、改正固より善ならざるに非ず、改良、亦、固より非なるに非ず、倘、其の方法をして、宜しきを得ば、實に時弊の好奇劑、然れども、之を爲す者、多くは自己が名利の爲にするにあらざらば、外界より、非常の攻撃を受けざるなしの瀾縫策に止まり、眞實國家の爲にする者甚稀なり、是、生が終天の一大恨事、知識、近頃、其の筋にて、又候、監獄則改正の計畫ありと、是、蓋、條約改正に因して、止を得ざるの擧、而して、現行の監獄則は、殆、我國犯人に適當の規則、然るに、偶約改正の故を以て、外人を容るの故を以て、殘更に是を變更せんとす、彼は實にして、是は玉なり、願くは、我犯人を懲戒するを妨げず、又、國家の体面を汚すなきの改正あらんことこそ、切望に堪へざるなれ、咄、老婆心を叙す

監獄改良＝對＝同僚の和合

（同僚とは重に看守を謂ふ）

同と云ひ、僚と云ふ、之を字典の上に考ふるに、共に平和的文字、而も之を一家に譬ふれば、昆弟の如く、一身に譬ふれば、手足の如し、昆弟和せざれば、一家亡び、手足一致せざれば、身体其の能を顯はす能はず、是に於てか、同僚一致和合の監獄社會に、尤、必要なるを知る、然るに、往々名利の爲めに、自己一身の僥倖を貪らんが爲めに、互に猜疑を挾み、互に非行過失を計發し、あつかましくも手柄氣に、上長官吏に申告して、自己が名利、及、僥倖を得るの資と爲さんとするものあり、是、人情の弱點なりと看過する者は、看過せよ、幷は決して是を許さゞるなり、生嘗て聞く某監獄署長、而も其地方の模範監獄さまで稱せらるゝ監獄署長一日看守を集め訓令して、一廻等、宜しく、同僚の非行過失を見聞せしときは、匿名にて直に申告せよ」と言ひしと、此の一言、生をして、唯、呆然たらしめたり、嗚呼、雖い哉監獄の改良、記憶せよ監獄改良論者、幷に普通司獄官吏よ、監獄改良の實を擧くる上に於て、同僚一致和合の必要なるとは、猶「セメント」の煉火造り家屋に必要なるが如くなるとを

此の際一層の注意を要す

一たび、征清の役起りてより已來、清に、奏に、渡航する者、曾に、不生產的、人物而已ならず、我監獄社會にも、看守の退職して、其の群に

入る者、續々として、踵を接す、故に、各署頓に看守に欠員を生じ、從ひて、其の補欠、亦容易ならず、故に往々人撰を怠にし、濫用の弊、漸く生ぜんとす、於是、日善惡なき童は云ふ、征清の御陳、看守志願者に及ぶと、是、斯の社會の大患、否、國家の大患、故に此の際、當局者充分の注意あるを要す

四人の懲罰法に就き先達諸子の教を乞ふ

今假に、四合飯を食する無定役四、八合飯を食する强役に服する四人と、共謀して、一の獄則違反を爲したるに、其の罪跡、忽、露見し、取調の上、各、減食二合五日に處せられしとせよ、其痛苦の差、飯量に因り、實に斬輕の差あり、又、十六才内外の幼年四は、減食二合三日乃至五日に處せられしとせよ、其痛苦の差、飯量に因り、實に斬輕の差あり、又、十六才内外の幼年四は、減食二合三日乃至五日の減食、及、獨禁の如きは、五合飯を食し服役せんより、却つて善しと云ふ者、比々皆然り、事實如斯なるが故に、從來の懲罰法は、懲戒の精神に戻り、其目的、亦竟に遂くる能はざるのみならず、犯人をして、益、惡意を縱にせしめつゝありと云ふも、過言にあらざるべし、されば我々司獄官吏たる者、豈多少其責なしとせんや、敢て乞ふ、冀法あれば、幸に垂教を吝む勿れ

◉看守服務法につき　淡水生

監獄吏員中、朝暮星辰を眺め、常に長大吐息をなして、孜々せらるゝもの、特、看守諸君あるのみ、而して、諸君は、既に身を治獄の要處に委ね、堅忍不拔の赤心を以て、能く其の劇職に堪へ、戒護の重任を完うせらるゝもの、實に監獄の機關として、諸君の外、他、亦、類ものあらざるなり、然り、而れども、如何に剛毅なる諸君も、劇務には、屢、挫折せられ、爲めに治獄の目的を愆まるゝ多きを以て、識實なる斯道論者は、擊て現今の看守服務法を改正するの急務なるを絕叫せり、當路者も、亦、銳意考慮せらるゝと雖ども、未、其の眞法の行はれざるは、甚、遺憾に堪へざる所なり、故に諸君をして、毫も倦意の色なく、眞正に職分を盡さしめんとせば、先、進みて、之に酬ふるの慰勞法を設けざる可からず、然ろに、一年若しくは二年と積勤し、得たる成規の休暇さへも、之を與へざるの方針を執らるゝ所あるに於ては、之、恰も滑車に注油なさゞるとき一般、注油なくして、滑車何ぞ能く運轉なさん、休養なくして、諸君何ぞ能く勤續するを得ん、獄事の改良、豈、難からずや、諺に曰ほく、人と剪とは、使用法にありと、當局の氣轉一に茲にある哉

◉看守人員に就て　道樂生

凡、事物に利害の相伴隨するは、數の免れざる所なり、故に、之が取捨を爲さんには、其の害の少なくして、利の多きものを撰擇せざるへからず、今、看守定員の增減を、單に在監人の多少に據りて、爲すの制度に定められたるは、爲獄上、果して幾干の利ありて、何丈の害なるかと云はゞ、余は、比較的利少なくして、害の多きを杞憂せざるを得ざるなり何となれば、思ふに、官吏にまれ、商業にまれ、事業を舉げんと欲せば、其職に專心勉勵するにあらずんば、能はざるみと、敢、喋々を要せざる處なり、其れ然り、而して、總、業務に專心勉勵せしめんとせば、先、業務に身を安するにあること必要事たり、乃、業に專にし、職に鬱るゝの覺悟を有せしめざる可からず、然らば、何に因りて、安心を與へ、覺悟を勸起すべきか、余は信ずらく、看守をして、恰、彼の裁判官の如く、

刑法偏くは懲罰の處分、又は、身体の衰弱等に據りて、其職務を全くすること能はざるの事情あるにあらずんば、容易に解職せざる如きことにせば、以て足れりとせ、今の如く、在監人の增減に關りて、朝には就職を命じ、夕には罷職せしむるに至りては、誰か一日も、其の職に安するものあらん、斯道の職に在るものにして、苟、職を職に安するこれ能はざらしめんか、戒護上の一大危險を致すと、識者を俟たずして知るへきなり

戒護は、爲獄の最重事なり、戒護は、看守の精神的職責を盡くすと否とに因りて、弛張を相爲せずんばあらず、然るに、其の採擇にして、職に安するこを能はざる處の方法を執るもの、何の益ありて然るか、余の解せざる處なり、爲獄の費用は、之を節約するにありて、唯、徒費濫消を防ぐに在れば也

◉家屋破壞の原因併て獄舍構造の堅牢なるを說く　在三池　建築生

家屋建築上、如何なる部分が、最、緊要なるやと問はゞ、異口同音、定礎、即、地形其のものより、緊要ならざるなしと云はん、然り、地形の軟弱に依りて、蒙る所の害毒多きは、今、喋々の辭を俟たずして、明晰なり、世人徒に、定礎の緊要なるを說き、家屋全体、重量の平均如何を措て、言ほざるは、物に、怪訝に堪へざる所なり、如何に、無比堅牢なる定礎と雖も、家屋中、眞重量の平均を失せば、一朝風伯雨師の猛擊に遭遂せんか、忽、破壞轉倒の患を蒙り、貴重の財産を蕩盡するのみならず、併せて、生命をも、失ふに至る、豈、恐るべきの甚しきならずや、幸に、全潰破倒の悔を脅めざるも、屋瓦飛散し、家屋は、三十度以上の傾斜を來たし、爲めに、屋宇を露出し、又、起臥するに堪へざらしむるもの、抑、何れに起因するや、家屋重量の平均を欠き、爲めに、中眞を保たざる、一原因なるは、斷乎として疑はざる所以なり

何をか重量の不平均と云ふ、日本の家屋構造中、最、上部に位する、「小屋組」は元來工匠の意見に依り、一定せず、爲めに、大なる木材を便用して、「梁木の大なるを眞とする弊」下部、即、桁木より、以下との、平均を欠き、殊に各材孤立して、集合力に乏しく、之に反對の方向より、來る外力の强大なるものに、「去る廿四日の暴風雨の如き」會はゝ、忽、中眞を失し、壯嚴なる大厦も、顚倒若しくは、破壞の已むを得ざるに陷るは、往々にして見る所なり、之に從事するもの、豈、猛省せざる可けんや

獄舍構造法の、普通建築結構と異なるは、敢て怪むに足らず、猛惡なる多數の囚徒、殊に、全國四大監の一なる、大監獄にては、之を拘禁する監房、或は他の部分をも、亦、別異堅牢ならざるべからざるは、論を俟たずして明けし、社會安寧を保たしむる責任ある、獄舍構造法に於ては、須、勉めて、之が事に當るもの、孜々講究して、改良を圖らざる可からざるなり、去廿四日、風伯雨師を驅り、暴威を逞しくし、全國半ば之が猛烈なる攻擊に遭ひ、家屋の破壞轉倒せるもの、枚擧に遑あらず、某監獄に於ても、一ツの避病監、暴風の災に罹り、全潰の不幸を見るも難しも、幸に、一ツの患者囚徒の入監し居らざりしは、不幸中の幸と云ふべし

元來、該監は、遠く數年前の建築に係りて、其の構造法に於ても、幾分か、中眞力を失ひたる傾きあるより、曩に、監内に、恰、鳥籠樣の單獨分房を建設し、獲、不盡に備ふる所ありしに、圖らざりき、這般の如き、災害に遭逢し、巨大なる梁材は、積んで、鳥籠房を壓迫せしも、微瑕だも受けざりしは構造法の宜しきに因ると共に、併せて建築者の、名譽とす

る處ならん、左に構造法の一斑を擧けて、當事者の參考に資せん、一島籠房構造たる、六尺に九尺高さ八尺、土台木松の六寸角を、四方へ折廻し、隅柱仝六寸角、上下太さ柄付け建て登せ、桁木仝木六寸隅組み合はせ、格子柱杉九太野面の儘、上下横付けて、建て貫き二タ通り、他より受くる移動を防き、天井は、桁行きに格子柱拾壹本四方桁木へ貫通し、入口、各、一ヶ所づゝ、設たける、最、堅牢なる構造なり

以上述ぶる所は、只、其の構造法の概畧なりと雖も、之を以て、推究せば、假令、如何なる暴風震災に遭ふも、房材腐朽せざる限りは、破壞するの恐なきのみならす、却りて、房外に出ださしむるの危險なるに、勝る、敢、當事者に質す

（編者曰く監房圖は畧す）

◉再犯囚以上を特別取扱説に就て

在下野　世界愛民

監獄の不完全なる爲めか、近年、益、再犯囚多く相成りたり、是等を減少せしむるには、監獄を完全にして、一度刑の執行を受けたる者は、再犯せしめざる樣するにあり、然るに、續々再犯囚の多くなるは、監獄其の物か、不行届に付、之よりは、再犯者をして、普通囚人に與へる汁中に、水半割にし、晝飯には、菜を與へず、香物三切のみにして、夏季は蚊帳を與へず、其の他役業と云ひ、凡、初犯囚人より、一層苦痛を感せしむる方法にすと云ふ説あり、是等の取扱には、我輩大反對なり、如何となれは、彼の刑法を見よ、再犯者には、加重法あるも、三犯以上は、再犯に同し、又、違警罪を如へて、輕罪にすること能はす、又輕罪を加へて、重罪にすること能はす、重罪の無期徒刑流刑を如へて、死刑にすること能はさるなり、是等は、如何なる理由なるか、又、監獄則を遵守して、改心の情顯著なる者には、賞表を與ふることを得、又、獄則違犯者には、罰則あるも、入監前、如何なる惡奸無頼の徒と雖とも、改心すれば、皆、同し、又、入監前、高等官たりし者と雖とも、獄則違犯すれは、罰則法は、一般囚と同しくして、百犯以上の囚には、賞表を與ふることを得すとの規定なし、又、社會にありて、名望家や、縣會議員の如き者と雖とも、再犯の毆打犯なるときは、乞食非人の毆打再犯囚と同房せしむるなり、是等は、如何なる理由なるか、是、即、人間は、同一に非ずして仝等なりとは、哲學上の定論なり、故に、人間には、階級法を設くるは非なり、我邦憲法第三條に、天皇は、神聖にして犯す可からすとある故、主權者は、法律の制裁を受くる者に非されとも、其他にありては、上、各、高等人、下、車夫馬丁に至る迄、同等なり、彼の印度の婆羅門教は人間に、嚴格なる階級法の設ありて、之を神聖なりとして、是認し居りたり、是、婆羅門教の一大瑕瑾なり、其の後、釋迦の佛教起り、人間は同等なりとの平等主義を設けり、監獄則も、刑の執行を受くるに就ては、同一の執行を爲す主義なり、然るに、再犯囚は、初犯囚より、一層苦痛を與へ、即、階級法に近き取扱をなすは、甚不可なり、又、誰か、當時の刑法の寛なる故、犯罪人多き故、德川百ヶ條に改正せよと云はゝ、其の野蠻なることを哂はさる者あらん、此等の説は、熱心の餘り、監獄改良の逆戻りをなする説なり、一体法律寛なるは、邦の花なり、故に、其の邦の未開は、法律に依りて知ると、又、其の邦の法律寛なれは、開化なり、又、嚴なれは未開なりとは、法學家の説なり、固より、犯法者を減少したきは、山々なれとも、獨、監獄改良のみにて、實效を奏すること能はす、人間社會、道德腐敗を矯正して、完全なる宗教を盛にし、完全なる國民普通教育を施して、道德を高尚にし、社會の制裁を強むるにあり、故に、自由刑執行に加ふるに、間接の死刑執行の如き、衛生に害あることは、止めたきものなり

◉卑見三束

海中童子

一、渾て、可守の法規あれば、從ひて此れに對する罰則なかるべからさるは、事理の然からしむる所なり、然るに、刑事被告人には、遵守せしむるの法規項目あるも、是に違背したるときの制裁法なし、素より、刑事被告人は無罪純白を以て檢束せなければならぬとは、皆、人の唱ふる所なるも、日本監獄に拘禁せらるゝ者は、假令、無罪免訴の言渡を受くるも、實際上、探究するときは、大概社會に於て、良民の必用に欠点ある者多しとす、然る上は、如何に刑事被告人たるも、拘禁中可守の法規を設示したる以上は、是に付帶する制裁法なかるべからざるのみならす、實際制裁法なくては、監獄の規律を紊し、大關係のあるものなれば、速に、制裁法の設けあらんことを希望するものなり、併し、可守の項目を示して、制裁法を設けられざるは、立法者の深慮意見は、何れにあるものならんか、賢明諸士の教示あらんことを祈る

一、交際に、飲酒交際になければ、職務上、一身の維持を全ふすることを出來ざるものなるか、看守ば、薄給のものなり又、負債の嚴禁たる官規の命ずる所、然るに、職務上堅守するも、飲酒交際のなき者は、自然擯斥せらるゝ弊ありと聞く、又、飲酒交際の深き者は、出勤の當時、如何に酩酊し、如何なる不都合の勤務中にあるも、大概默許せらるゝと、司獄官吏たる者は、直接する者、在監人なり、又、官吏たる者は勤務中酒氣を含むことあるべからず、官規の命示する所なるも、時世の然らしむる所、是非飲酒交際なしなければならぬ者なるか、又、職務上、謹直するも、交際なければ、一身上に危害を來し易きものなるか、又、看守たる者は、在監人員により、設置程度のあるあれば、是非壯健の者になければならぬことと思ひしに、當時の中年以下の輩は、身躰壯健なるも、中年以上の者を擯斥す、時々病引するも、中年以下の者を賞美するの勢あり、元來五年以上の勤續年數を定められたるは、如何なる趣意に出たるものか、又、在監人員を以て、看守の設置程度を定められたるは、如何なるものか、童子淺學不才、其の意のある所を知らず、希くば、諸賢の教示を仰ぐ

一、看守獎勵法とは、何ぞや、舊規は年中皆勤者には、年末手當として、年中の勤勉を賞せられたるものなるも、官制改革と共に、此の恩典法を廢止せられたるに付ては、看守の如き、薄給劇職にある者は、時々病引を爲し、才身の苦痛を去るか如きとなれば、自然此の惡弊なしとせず、然るときは、增給法に付ては、正確然たる内規なかるべからざることなるべし聞く北海道廳警察部に於ては巡査の俸給を、教習卒業の上は、九圓以上の給を賜はると、果して然るものならば、同廳管理内にある看守の俸給も、卒業直接になくとも、六月以上とか、一年以上とか、欠勤又は處罰なき者は、速に增俸ありたるならば、此の上もなき賞勵になるへしと思ふなり、殊に、看守は、巡査と違ひ、俸給のみの姿にして、出張なければ、旅費を賜はると、罕なるものなればなり、看守は、負債嚴禁の命ある者なれば、眷族多の者の補助として、此の增俸を希望する者なり

◉會員諸君衛生の必要を論す

小林監門散士

人類社會の、最、貴重なる者は、生命にあらすや、されば、苟、人とし

て、此の世に生を受くるものは、皆、衛生上に、自重せさるへからず、夫、吾人の住居する我國は、人の相集合して成れるものなれは、一國の基礎は、一個人に在るや疑ひなし、故に、一個人にして、病む所あらん乎、其の國は健康にあらさるなり、一身は、猶、一家の如し、其の部に於て、缺損疾病あるときは、他部も、亦、其の患害を免るゝこと能はず、夫の肉体健全ならざれは、精神も健康ならすとは、此の謂なり、今日監獄改良を成すにも、感化保護事業を起すにも、健康なかるへからず、而して、其の健康を保つには、衛生を措きて、他に道あるものにあらす、衛生は、經濟、及、修身と相待ちて、効を奏するものなり、今、其の關係を述べんに、假令は、一家ありて、其の内の一人病に罹りたるときは、平日所得、即、稼高を失ふのみならす、藥餌謝金等の費あれは、一日の病氣は、出入拾錢乃至拾四五錢の損耗なり、勿論戸主の病氣と、家族とは、自、差異あれとも、家内に病人あるときは、他の健康人迄も、事業に阻むの憂あれは、一日の病氣を減すれは、少なくも、拾錢の益を得たる外に、病苦を免るゝの利得あり、衛生と經濟との關係此の如し、内其の心を正しうし、身体の禮を修むるは修身なり、其れ衣服飯食にして、禮を失はされは、修身の道に適ふへし、而して、動止節度あれは、身体を消耗することなく飲食新鮮にして、其の度を過ぎざりしは、榮養も、亦、完全なるへし、一身の健康は、以て富國の基となるへし、

然れは、會員諸君、衛生は必要なる者、衛生を能くすると否とは、小にしては一身一家、大にしては、邦國の盛衰に係るものなれは、豈、重せすして可ならんや、

◉出獄者保護の一策

鳥取縣監獄署詰　小山虎治

監獄事業たる、至重至難にして、一朝一夕に、能く其の目的を遂行すへきにあらずと雖とも、要するに、遇囚紀律、其の宜しきを得、感化的善の實効を奏せば、庶幾くは、再犯を豫防し、犯人を減少するに至らん、然れとも、未、何處の監獄に於ても、其の目的を貫徹せし好成蹟ありしを聞かず、却りて、年々比較的再犯者多數を占むるは、何ぞや、是、乃、出獄后保護の途なきに、職由せすんはあらさるなり、蓋、遇囚紀律其の宜しきに適ひ、教誨薫陶、其の要を得て、感化歸善反正悔悟の思念、胸裡に充塞せし者にして、出獄后、正業に就かんと欲するも、信用既に地を掃ひ、近隣の兒童にすら、盜兒歸れりと冷評せられ、世人の指彈忌避する所となり、交際社會より、驅逐せられ、行くに路を失し、賴るに所を得ず、終に意の如くならさるの結果、路頭に彷徨し、再、入監するの已むを得ざるに至る、彼の大海に漂泊する船舶にして、磁針なきときは、航路を失し、暗礁に觸れ、船体動かすへからざるに至る、若、之に適當の磁針あれば、豈、何ぞ方向を誤り、航路を失するの危險に陷らんや、出獄者に於ても、亦、然り、囚人刑期滿ち、出獄するに際し、保護の磁針を付せば、決して、再、監獄の暗礁に觸るゝことなきは、今更、予の贅言を待たずして知るべきのみ

夫、然、出獄者保護院設置のことは、世人既に、其の必要を認め、新聞に、雜誌に、其の議論囂然たりと雖とも、謂ふは易く、行ふは難し、未、以て各地方之が實行あるを聞かず、否、聞かざるにあらず、唯、之あるは、僅々二三の地方に止まるのみ、嗚呼、保護院を設置するの難き、何ぞ、夫、斯の如くなると、思ひて茲に至れば、實に痛歎に堪へざるなり、若、已むを得ざる、或、事情に制せられ、設置する能はずとせば、必、他に其の道を求めさるへからす、其の道とは、何ぞや、乃、工錢金保管の一事是なり、予、近頃聞く、或監獄にて竊盜四犯囚、甲某なる者、刑期三年服役中得たる工錢額は、殆、二十圓餘に達し、出獄に際し、之を懷中して、警察署に到り、旅劵を受け、將に歸郷せんとす、元、同囚たりし、乙某出てゝ之を迎へ、途中、忽、二三圓の借金を强談す、甲某已むを得ず、之を諾し、共に行くこと數町、一茶店に憩ひ、與に牛飲馬食、十二分の快を盡して去る、又、忽、賭場に馳込み、折角入獄中、膏血を絞りて得たる工錢金を、咄嗟の間に、皆無に歸せしめたり、玆に、忽、起る、固有の性、互に謀議し、其の夜所々に竊盜を働き、再、入監せりと、是、固、彼の罪にして、自業自得なりとは云ふものゝ、若、工錢金保管の設けあらば、決して、乙某の奸策に陷らさるべし、如斯類例を數へ來れば、蓋、汗牛充棟も啻ならさるべし、是を以て之れを見るときは、工錢金保管の事、今日に於て、最、必要、且急務たらずんばあるべからず、然り而して、其の方法の完全にして、確實なることを期せんと欲せば、宜しく出獄者所在地の監獄署警察署、又は、市町村役場に、其の保管方を囑托し、職業を爲さんと欲せば、器具を求め與へ、商業を營まんと欲するものには、相當の資金を下付し、保管者充分監督の責に任し、百事に干涉して、濫費を防き、餘金は、貯畜殖利の方法を立て、永遠に保有し置き、將來万一の資に供せしめ、彼一身を撿束保護せば、工錢給與の主旨に叶ひ、再犯豫防犯人減少の一助たるは必然にして、監獄の目的を彼岸に達せしむるの徑捷たるへきを信ず、諸士以て如何となす、乞ふ垂教に吝なる勿れ

◉某監獄の注意周到

東山生

本年は、如何なる厄歳そ、全國到る處、拉疫非常に流行し、瞬時にして壯者を奪ひ、秒時にして健者を失ふ、其の數無慮、而して、偶、快全窨に復するもの丶如きは、豈、罕なり、豈、拉的程恐るへく、忌むへきものあらんや、刻下生か所在の地は、其の豫防法の嚴密なるにも拘らす、ホの厭ふへき拉病劇發の中心に謫り、傳播の猖獗なる、日々數十名の患者を生し、倍加一日、更に終息の摸樣なきは、洵に憂慮に堪へさる所なり、然るに、監獄の如きは、數多人種の雜居する所なれは、自、種々の疾病の發生し易きは、當然なるに、殊に斯る時期に際しては、何時病毒の侵入するや、亦、計るへからす、而して、若、一朝之か侵染を來さんか、啻に行刑の目的を紊るのみならす、實に容易ならさる事なり、故に、如斯不幸極まる地に現存する監舍の危險、亦、云ふへからさるなり、生か奉職の監舍は、國中殆、首位を占むるの一大獄舍なるに、能くこの病毒の侵入を防禦して、未、今日に至るも、一名の該患者を出さず、毫も其の徵候たになきは、全、豫防注意の周到なると、吏員諸氏の、能く衛生を自重し、各自其の分を、盡さるゝの致す所にして、特、此の監舍の幸福名譽なるのみならす、實に國家の慶事なり

時下、尚、炎威病毒、未、滅せす、吏員諸氏よ、益、奮勵攝生を重じ、ホの幸福名譽をして、今後水泡に歸せしめさらんことを望む

◉封建時世の刑罰法

南都三笠山麓　如水軒

封建時世の當時、見ん人身の毛を竪て、聞かん人は眉を顰むなる、傳馬町三千五百有餘坪の牢屋、牢に充滿する所、人にして人ならざる、殘忍の鬼畜、玆處別乾坤の主權者を、牢名主といひ、牢内總ての取締の職掌なり、主權者一朝事のあるあり、勤の缺くるあれは、代務をなすを、頭と云ひ、新入囚に、牢内遵守條項を云ひ聞かす、これを二番役と云ひ、牢内病者藥劑等、總ての衛生事務を掌さる、これを三番役と云ひ、新入囚徒

の衣服雑具を剥取り、領置なす、これを四番役と云ひ、下座本番と稱へて、一般四人の頭なし、下座本助番と云ひて、雪隱、及、道途の掃除をなし、四人逃走破獄等を、格子外見張をなす、それを詰の助番、又、鞘番と云ひ、四徒の獄則に背戻し、犯行違令あらん乎、名主にこれを摘發して、折檻するあれば、四人の爲めに、仲裁なす、それを上座の御隱居、又、隅の御隱居と云ひ、牢内の金錢取扱を、穴の御隱居、食物を取扱ふを、穴の助番、食事に際し、給仕するを、穴の御客と云ふなり、牢屋敷の下郎が、戞々打鳴らす七つの柝木の音、闔中娯かりし娑婆の夢を攪破せられて、我に歸れは、これ慘憺たる現世の地獄なり、主權者を初め、四に向へる格子戸の隙、それ裏鞘と云ふ首を出して、ごつと喊を作りて、どよめくは、鬱を散せん爲めなりけり、鷄鳴三聲、夜明けなば、裏鞘五器口より、朝飯を給せらるゝなり、下座本助番高聲に「喫飯(ヤツコミ)だぞ、々々々々」と叫ふなり、一同やつこみ々々々々とそれに和し、聲を揚け、打喜ぶ、此の世からなる餓鬼道なり、箸把るさへもどかしげに、聞くさへ汚なげなる飯に、舌鼓うつて喫ひ了れは、各、打寛き、浮世話に牢獄の苦を、暫時忘るゝならん、正午となりぬ、三度の飯は、給與せられず、朝夕二度、名主以下、官祿輩等は、朝飯の喰殘しを、晝飯に充つ、平凡々たる四人等は、左も甘氣に、飯を食する後を、眺めて、徒らに唾のみ飮む、其の苦痛や、如何なるらん、夕とはなりぬ、一時三秋の、思して、待つ事とて、われ勝に、食を爭ふなり、暮六つの鐘、陰々東叡山に響き、夜に入ればがなだと叫ぶ、これ寢に就く支度せよとのことにして、ぶついりと叫ぶ、聲を立てなとの號令にして、晝間喧噪轟々たりし牢内も、靜寂に、一點の燈火なければ、寂々寞々、暗中、唯、森々たる鬼氣を覺ゆるある而已

以上は、其の組織なり、動作なり、より觀察せしものにして、今、實地取扱の梗概を記さんに

其の筋の掛り役人、牢の戸前に停立し「北御番所より、新入は淺草橫町の犴太郎、當年三十三歳」と、送り書に讀上けなば、牢内の名主應と答へて、犴番役に向ひ「新入りだ」と云ひ繼ぎ身を起して、木戸前口を右に見て、座を占むれは、頭と隅の隱居共に、名主に向ひて、席を構ふ、座定まれは、中座の二人、戸前口に向ひ「さあ來い」と呼はり、身構へして、待ちかくれは、戸前外には、張番役人は、犴太郎其の人の腰繩解きて、裸体となし、剝きたる衣服雑品を抱へしめて、追込むを待構へし中座の二人は、會釋なく、つか〳〵と、其の傍に進み、髻把つて、ぐつと引伏せ、抱へ來りし衣類を、犴太郎に冠らせ、二人は左右に別れて、犴太郎なりける人の左右兩手を把り、片膝を其の背に折布き、一人の者聲を掛け「やい新入り、花の吉原、扨、置て、永代橋の全盛に、はや仲町の尾花屋て、藝者幇間に持てはやされ、遣つた揚句か、汚れへ仕業で食へ込んて、來たと云ふのか、兎にも角にも、名のりを揚けれへ」「私や犴太郎と云ひやす」「何に犴太郎、大層名前は强そうたか、そうしてツルは幾金か持つて來たか」「持つて來やせん」「何に持つて來ねへと、意氣地のない野郎だ」と、荒々しく引起し、詰の本番へ引渡を「雪隱を汚すな」と說示あり、詰教と云ふ中座四番役、垢付きし衣物一枚に、三尺の帶を添へわたし「役人中へ、挨拶せよ」と、差圖なす、犴太郎其の人は、當時名主と不和あり、彼は社會に在りて、嘗、名主なりける人に、意讐ありしが故に、常に仇視したり、犴太郎は見すぼらしげに、名主に向ひ頭を下けて、畏ろれば、名主はヂロリと打見やり「かず新入り、手前は何處の何者で、どふして茲處へ送られた」と、問はれて犴太郎怖ろ〳〵

頭を揚げ「私ア駒形の狭客で、犴太郎と申やす」と、聞いて名主は、打驚き「フムそんなら、犴太郎の奴てあつたか、姿形はやつれても、こふおれを忘れやしめへ、心を沈めて、能つく見や」「や〻此方は」それと聞く、傍より、隅の御隱居「それ兼ての御手當」と云ふより早く、一人の四人躍り掛りつ、犴太郎の髻打と引摑み、捻倒せは、又一人り、今着し斗りの衣物を剝き取り、驚き怖るゝ犴太郎の兩手を、鞘にかけ、無二無三に、兩足を少し跡へ引きわけて「動き居るな」と、頸筋を、確と押へて、動かせす、ばたつく足を押へ付け、太股に濡雑巾を宛かうて、極板取提け、一人がいかつがましき聲張上て「やい新入り、覺悟しろ、よくも娑婆に居た時に、名主樣に逆ふて、碌でもれへ事をしやかつたな、此の別世界へ來たからは、幾許泣いても、喚つても、どうする事も出來やしれへ、さあ極板の御手宛だ、お替り付で頂戴しろ」と云ひも了はらず、極板もて、力限りに乱擊せられ、痛さ苦しさ堪へ難く、叫き泣くを、尙、睥付け「ねゝ未練らしい、其の吼面、涙と云ふ水は、娑婆では役に立かも知れぬが、一足鞘へ踏込むだら、役にや立ちやしねへぞ、神妙にして、お代りを頂戴しろ」と、丁、又、丁、丁々と續け打ちの、大叫喚の地獄の責、眼前なる有樣は、怖ろしとも、又、無殘なりかし「客も十分の樣子たから、もふお替りは止めてやれ」と、有難や、名主の言の葉、地獄で佛に逢ひし心地ぞすめる「やい新入り、己は命冥加な奴だ」「名主の仲裁がなけねば」「お替りの上に、お替りして「鼠の御馳走する筈だつた」「有難へと」「思ひ居れ」と左右より、宣示され、鬼の目に洩る荒涙、たゞほろ〳〵と置く露の、碎くばかりの、左股の痛さ、わが手に撫てさすり、剝ぎ取られたる獄衣、又、三尺帶着し終りて、辛くも畏まれりとかや、今の人、それを聞き、如何なる感慨を惹起すか、不文固より萬分一を記する能はず、こは宥恕を乞はんのみ

◉在大分縣監獄協會員某に答ふ

ちぬの浦　自惰樂童子

童子曩に、教誨堂に奉揭する阿彌陀如來の畵像撤去を希望すてふ一文を草して、全國賢士の明教を待つこと、三ヶ月の久しきに及べり、而して、本月監獄協會雜誌第八十七号の來防に會ふ、渴後山頭に淸泉を認めたるの感を以て、腦漿波を擧げて、讀み去り、讀み來り、眼瞳、忽ち、在大分縣監獄協會員某の、自惰樂童子の佛像撤去につき一言すの一文を迎ふるに及び、一驚一喜、拜誦すると三復、行文流麗にして、僧臭紛々たり、問はずして、某は佛教者の一分子たるを知る、而して、立論明確、感服殆、童子をして、軍門に降を請はしめんとせり、然れども、瞑目數刻、熟、某の論陣を覗へば、亦、弱點の乘すべき者なきにあらざるを以て、聊、軟矢を放つて、反擊を試みんと欲す、但、恐ろ、劇甚なる勤務の側、緊密の論を搆ふるに耐へず、今、努めて簡單に從ふ、自然盡さゞる所あるも、大方の諸彥幸に恕察を賜へ

某の論旨は、要するに、釋迦も孔子と同しく、道德を說きたるものにして、少しく、其の構造を變じたるのみ、故に、總因教誨を施行する教誨場に、佛像を揭げ、常に因緣因果を說き、未來は極樂往生の道を以てすと、即、總因教誨は、宗教的を以て、教誨の方針とするものゝ如し

某、幸に活眼を開きて、佛教者の現況、犯罪者の宗教上の觀念如何を觀察せよ、抑、今の佛教者は、佛陀の教法を信受したる者に非ず、多くは、智僻片圓の邪見、我慢の外道者なり、凡、物一方進めは、一方退くは、社會の定弊、亦、如何ともすへからず　現今盛なりと見ゆる佛教者も、此の一大弊あるを免るゝ能はず、一大弊とは何ぞや、他なし、我國佛教

は、遠く二千年前より、傳播したる宗教にして、最、人心に浸潤せる度の深きあり、然れども、惜い哉、維新以來、外教と軋轢し、躬行實踐を離れて、偏に智力の開發せし之なり、故に、表面的經驗者流より、傍觀する時は、覺眠進歩せしが如しと雖も、裏面的を觀察するに、大に佛教者たるに背反する者あり、抑、古來の佛教者、殊に、大德高僧と稱せられたる者は、智德行相學べば、行する者なり、見るへし、圓光大師が、念佛常行し、文覺上人が、垢離の苦行し、越の大德が、苦修練行し、知解發得、自然に警策を感悟せる、其の他、智證大師、見眞大師、日蓮上人の如き者あり且、夫、政治文學風俗を大に助成し、社會を益せし行基法師抔の如きあり、之に由りて、之を觀れば、我古代の佛教者みそ、是、實に佛教者なれ、自利利他二德、具るの先覺者なり、因行して果德せしものなり、即、所謂智學實行したる釋迦牟尼佛陀の教法を正奉せしものなり、童子聞く、教を信じ、之を行ひ、証を得る、是れ佛陀の教法なり、即、佛陀の教法を實行する、是、佛陀教法の本旨なりと、今の佛教者中、果して此の人ありや否や、童子が所見によれば、今の佛教者は、宗教傳布の能力に乏しきが故に、人心をして、之に傾嚮せしむる能はず、時には、高僧名衲の出づるあるも、哲理を談じ、禪味を說きて、容易に俗耳に入り易からず、遂には、唯、一種の學者として、之を尊崇するに過ぎず、之に反して、一方に於ては、轉迷開悟の正道は差し措き、平生人間社會に行ふべき常德も、能く行ふ能はざる、彼の浮屠の輩が、貪欲なる醜行なる、俗人と雖も、尙、之を爲すを恥づる行爲あるあり、之を以て、愈、信仰者の數を減じ、今日の佛教者は、墓地の番人たるに過ぎず、偶、翁媼の因果應報の理、即、某が監獄教誨上、唯一の手段とせらるゝ所の、御說法を聞く者あるも、隨喜の淚、一滴、汗血の錢一文を投じて、後生安樂を願ふの輩のみ、嗚呼、斯の如く、人心離散し、委靡として振はざるの宗教、破德醜行の奴輩も、佛教者を以て任するの宗教、如何して幾多の殘忍兇暴頑愚、若しくは奸惡なる罪囚の心性を、改良感化して、社會有用の良民に復歸せしむるを得んや、且、我邦人、少くとも、四人は、極めて宗教に冷淡なるは、蓋に本誌第八十五號を以て、詳論したる如く、現在の有樣に依りて、証するを得べし、此の宗教に冷淡なる罪囚に向ひて、佛教を說く、殆ど、教誨の効を奏する能はざるや、贅言を要せずして明なり

童子は、斯の如く論じ來れりと雖も、佛教は、監獄教誨に無益なるを說きたるに非ず、個人的教誨等に於ては、或は、最、必要を感ずるならん、然りと雖も、總囚教誨に於て、正面に阿彌陀如來の像を掲げ、一縷の香煙脈々として絕えず、一双の蓮花巧に排列せられ、看守が總囚を一堂に集むるや、頓、悠然として、入來る者は、身に法衣を纏ひ、手に念珠を繰る所の佛教者にして、號令一聲、罪囚の禮式終りて、除々說き出す所は、曰く極樂往生、曰く因緣因果、曰く他力安心、曰く念佛三昧、曰く何、曰く何々と、實に總囚教誨として、聞くべからざる我田引水論にあらざれば、言ふべからざる奇怪なる宗教談にして、講話の材料盡き、同一の事柄を、再三再四演述するが如き、改良感化を目的とする所の教誨、偶、以て催眠の術か、否ざれば、世を昧氣なく思ひ、憂悶懊惱、復た、殆ど現世に望を抱かざる所の人物と化するに過ぎず、如斯にして、何時か、罪囚をして、轉迷開悟せしむべけんや、俗諺に所謂、(百日の說法屁一つの價なし)とは此の事か

故に童子は、總囚教誨に、彼の一意偶像崇拜の旨を傳へて、催眠的の法話を爲すが如きは、監獄教誨上に、寸毫の功だも見る能はざるを以て、徹頭徹尾、阿彌陀如來の畫像撤去を絕叫し、當局者諸氏に訴ふる所以なり

終に望みて、某に一言せん、某よ、某は總囚教誨の個人的教誨と異なり、罪囚一般の心性に適する教誨を、なさゞるべからざるを、記憶するや如何、彼の佛教的教誨は、罪囚一般の心性に適して、之を改良感化し得るや否や

◉孤立居士に物申さん

厚顏生

居士は、監獄協會雜誌第七號、寄書欄内にて、感化院設立は、我國今日の最大急務なるを論ずふ論題を掲げられ、快語雄論、不盡の長江滾々として下るが如く、論し來り、論し去り、殆ど遺す處なかりき、予は、居士の何人たるを知らずと雖も、斯道の師友として、羨望すると共に、聊、卑見を陳し、賤、高評を仰がんとし、併て大方識者の是正を俟つ人は、幸福ならざるべからず、人は、幸福なるの責任を有す、然るに如何にして、斯く窮鬼の多き犯罪人の增加は、年々歲々增加して、殆ど底止する處なきのみならず、今にして、これが救護の策を講ぜずんば、將に測るべからざるの大患を醸成せんとす、豈、恐れて戒めざるべけんや、斯く犯罪人の增加の理由を探求するときは、素より、自然は一足飛を爲さずとの植物學者リンネ氏の云へる確言は、取りて引用するを得べし、我國人は、年々歲々、增殖すると同時に、犯罪人の增加を見るは、數理上實に爭ふべからざるの事實なりとす、且、又、警察制度の精粗寬嚴、大に與かりて堕胎せずんばあるべからざるなり、故に、世人は妄に統計々々と聲言して、止まずと雖も、予は大西諸國の統計を取りて蕩撲せらるべきものにあらざるなり、成程比較的我國は、犯罪人の增加を見るに、相違なかるべきも、又、我國は、比較的他邦に於て、未、曾、親來すべからざるの、進化の現象を呈露せるは明けし、世人動もすれば、進化の形容詞に、文明の花を觀、開化の月を眺むるなど、其の美は、美なりと雖とも、一利を興すは、一害を除くにあり、一事を成すは、一事を滅するに如かずと云ふ、警句、服膺せずんばあるべからざるなり、爰に、一考すべきものを摘記せんに

一　漸くにして醇朴剛健の風は一變して嬌奢輕薄の爲となりたるとも

二　金融の遲緩

三　價格の高低

四　生活程度の如何

等、之、皆、自然てふ趨勢の然らしむる處、豈、又犯罪增加の一因たらずんばあるべからざるなり、感化院の設立、可は可なり、資を投じ財を散するは、尙、可なり、頑愚予が如きものをして、居士が議論を見せしめば、一讀文章の流暢に驚き、再讀警句の、五日一水を画き、十日一石を画くの緒工に感ぜずんばあるべからざるなり、三たび之を讀むに當りて、其の志や眞し、或は其の言行の至難なるに、悲まずんばあるべからざるなり、而して、居士が、痛論せられたる犯罪の卵子、乃、不良少年を化成せしむるものは、乃、又、浪遊の徒たらずんばあるべからざるなり、退きて、佛國刑法第二百六十九條を案するに、浪遊者とは、一定の居處、及、營生の方法なく、平常職業を行はざるものをいふ、我刑法第四百二十九條第十二項に於て、又、同一の規定を設けられたるは、人は幸福ならざるべからずと云ふ責務を、怠りたるものを、制裁するの罰條なるべければなり、然りと雖も、予は、唯此一事を以て、甘心するものにあらざるなり、宜なり、

犯罪人の最多數は、無資力のものに多き、不良少年の多き、貧賤の父母に多きを、勞を厭ひ、逸を欲するは、人の情、然かりと雖も、人誰か妄に、貧賤なるべき、佳人薄命多歸佛名妓前身是落花と、又云ふ、驛長勿驚、時變改、一榮一落是春秋と、之を以て之を見れば、一概に貧賤困厭を以て、敢、浸に人は幸福ならざるべからずの責任を盡さゝるの罪に期すべからざるなり、薄命可憐、世を厭ひ、神を疑ふの徒、諺に云ふ、背は腹に替へられぬ、俚言の如く、漸くにして、恒心を失ひ、正業の軌道を脱却して、邪徑に陷り、遂に本然の我を喪ふに至る、之、豈恐れて戒めざるべけんや、予故に曰く、地方に貧民救恤院を設立し、其の費用の如きは、地方の負担とし、傍、博愛仁慈の義捐を以て、之を捕翼せしめなば、敢、其の設立至難の業にあらざるべし、素より地方には、貧民救助費の設けあるあれば、僅に從來の負担をして、重もからしむべきも、更に特志を募り、財を醵して、感化院を設立するの勞、半にして、感化院の如きは、自ら救恤院の内に、分設するを得ん、然れば則ち、両得の好事にあらすや、居士、又、説あらば、幸に教へよ、予、今、妄りに、螳螂臂を奮ひ黄雀の口を張るは、一片忡々の憂、居士と感同しと雖も、其の志合して、意合せざればなり、居士、又、幸に教へよ

◉雲突生君の忠言を謝す

在東京　監獄道人

雲突生君足下よ、道人は、未、謦咳に接せざれども、治獄上に熱心鋭意せらるゝ所の、斯道實驗家の御人物と推察し奉つるなり、而して、又、足下は、道人が知己とし、良友として、談合協議すべき同志者の一人たるを會得したり、何を以て會得せしや、曰く、本誌第八拾七號、「監獄道人君に省反を求む」てう玉稿を一讀して、實に足下が切なる友情に富み、夙に斯道の爲めに、鞠躬盡力、奮發精勵せらるゝを知了す、雲突生君よ、道人は、治獄改善の前途、大に慷慨する所あり、燕趙悲歌の士を學ぶ、斯道熱心家の一人なりと雖ども、決して、忌はしき鐵窓などに、呻吟せし壯士者流にては無之、又、自己か不平を洩らさんとして、徒に奇怪の説を弄し、貴重なる本誌上を汚して、得々揚々たるか如き、無責任者にても無之、唯、治獄改良の前途に向つて、妨礙を與ふるか如き事實の現出し來るを見て、之を痛擊極論するに過ぎざるのみ、然りと雖ども、德義上監獄の名稱を指示せず、苟、眼に觸れ、耳に聞く所は、善惡共に、細大洩らさず、事實を事實として、有りのまゝに、列擧評論するあるのみ、何を苦んでか、事實無根の説を捏造して、事々敷大方諸賢を欺かんや、否、卑怯未練の行爲を以て、徒に、婦人竪子の輩みに之微はんや、雲突君足下よ、幸に、高慮を安んぜよ、道人は、年少氣鋭の爲めに時に過激に失し、間々上官諸氏と衝突する場合、屢々、有之と雖ども硬直正義、敢、一歩を讓らざるなり、故に、威武にも屈せず、鼎鑊をも恐れず、監獄改良の前途、唯、國家あるを知つて、眼中他に一物の存するなし、故を以て、時に勤務時限法を痛論し、上官諸氏が、失點非行を攻擊して、餘蘊をあまさず、斯道前途に横はる弊害を識認したるときは、諤々として當局諸君の注意を喚起し、職務執行上、全僚諸氏の失點過誤ありと思量するときは、諄々として之を忠告し、極諫忠告、頑として容れられず、否、容れられざるのみならず、却て上官諸氏の忌諱に觸れ、全僚諸君の怒りを招き、遂に危言危禍を買ふが如き場合に到達し、道人をして、大厦覆らんとする、一柱の支へ得べきに非ずの嘆を發せしむるあるを如何せん、嗚呼、情實か、情實か、此の情實の纏綿を切斷せずんば、到底治獄改善の効果を奏するを得ず、源泉濁れり、源泉濁れり、焉くんぞ河流の清きを望まん、道人夙に此に慨する所あり、常に區々たる微軀を以て、此か矯正の任に當らんことを所期し、敢、不肖淺劣を顧りみず、常に職務を犧牲に供して、斯道の爲め、情實盤渦の中に突入し、斃れて後已まんの決心を以て、本誌を介し、杞憂數件てふ卑説を吐露せし所以なり、雲突君足下よ、願くば文意の拙劣を咎めず、專、意を言外に洞察せられんことを、茲に愚衷を表白し、併せて、足下か忠言の辱きを拜謝す

官報

○叙任辭令

任奈良縣典獄　陸軍一等藥劑官從六位　八木秀太郎
陞敍高等官六等　奈良縣典獄從六位　八木秀太郎
陞敍高等官六等　神奈川縣典獄從七位　若山　茂雄
陞敍高等官七等　京都府典獄從七位　六角　耕雲
陞敍高等官七等　秋田縣監獄從七位勳七等　增村　嘉則
陞敍高等官七等　福井縣典獄正八位　高木　正謙
陞敍高等官七等　富山縣典獄正八位　小島綱次郎
陞敍高等官七等　高知縣典獄正八位　神谷彦太郎

明治二十七年七月二十四日放免シタル重禁錮囚川上彌代藏ニ對シ誤テ前刑ニ係ル殘監視ノ執行ヲ爲サヽリシハ職務上不都合ニ付罰俸月額十分ノ一ヲ科ス（九月二十八日内務省）

德島縣典獄　白倉　通倫

本年九月二十四日刑事被告人山本清次郎カ入監ノ際訊問所内ヨリ逃走スルニ至リタルハ平素監督不行屆ノ致ス所職務上不都合ニ付譴責ス（十月十日内務省）

神奈川縣典獄　若山　茂雄

自今月俸拾五圓給與　德島縣監獄醫　安井延太郎
任德島縣監獄書記　非職廣島縣監獄書記兼看守長　守下　薫
給七級俸　仝　監獄書記　守下　薫
監獄署第三課勤務ヲ命ス　守下　薫
看守教習科程卒業　德島縣看守　須見　禎吾
月俸八圓給與　仝　仝　須見　禎吾
新潟縣ヘ出向ヲ命ス　仝　看守長　千田清次郎
自今給七級俸　仝　看守長　久永　期勝
監獄署第二課長ヲ命ス　仝　久永　期勝
非職ヲ命ス　仝監獄書記　野口　庫吉
小笠原長貞

任茨城縣看守長兼監獄書記（月俸拾壹圓給與）（監獄署詰）　非職青森縣監獄書記兼看守長　百々良三郎
依願免本官并兼官　百々良三郎
滿七ヶ年餘在官ニ付金七拾圓給與　仝　看守　穴澤　留吉
依願看守ヲ免ス　穴澤　留吉
滿十二年餘勤續ニ付退職年金參拾貳圓ヲ支給ス　齋藤　一彦
里見祐之助
工藤德之進

右青森縣看守ヲ命ズ月俸六圓給與看守教習生ヲ命ス　青森縣看守部長　柳下幸之助
依願看守ヲ免ス　柳下幸之助
滿十四年間勤續ニ付年金三拾四圓ヲ給與ス

青森縣看守　山谷末太郎
仝　仝　青木　育德
仝　仝　木村　北士

看守部長ヲ命ス月俸拾圓給與
任青森縣看守長　仝　看守　廣津　茂治
仝　仝　廣津　茂治

給十級俸監獄署第二課勤務ヲ命ス
給八級俸　青森縣監獄書記兼看守長　進藤　傳吉
依願免本官　仝　仝　仝　看守　鶴賀　豊
仝　仝　坂本　壽郎

右看守教習所卒業

元看守　廣津　茂治

滿六年勤續ニ付退職給助トシテ金參拾圓下賜
任岡山縣監獄書記　岡山縣看守　速水九一郎
月俸貳拾圓　仝　監獄醫　田中　愈誠
仝　拾七圓　仝　仝　田中　金
仝　仝　仝　仝　難波　貫一
仝　拾五圓　仝　仝　青口　端

○看守教習卒業生

熊本縣ニテノ看守教習卒業生　熊本縣看守　松原　一喜

各地往來一束

○過日來、田邊監獄支署巡視として、出張せる松江和歌山縣典獄は、九月十一日、歸廳せられたり

○廣島縣監獄書記大谷唯一氏は、尾道三次兩監獄支署へ、出張を命ぜられ、九月二十三日、仝地を出發せられたり

○富山縣監獄署詰看守長田村英吉氏は、留置場視察として、高岡、出町岡警察署へ向け、九月二十五日出發せられたり

○隔山千葉縣典獄は、教誨師渡邊璞哉、說教師小山了雲の諸氏と共に、九月二十八日仝縣福岡支署へ、出張せられたり、右は仝、仝支署内に、教誨所を新築したるを以て、其の落成式を擧行せんが爲なりと云ふ

○野田愛媛縣典獄は、事務視察として、九月三十日、西條支署へ向け出發せられたり

○小泉集治監典獄は、書記小林孝義、教誨師藤吉習教の兩氏を從へ、本月五日上京せられたり、小林書記は、尙、東海道府縣の監獄を、巡視する都合なりと云ふ

○石澤集治監典獄は、九月二十日頃より、各分監巡視の途に向ひ、本月下旬頃は、上京せらるゝ都合なりと云ふ

（十日締切）

附錄

監獄階級法

摩ありい、訶あべんたあ嬢編著

（本附錄は完結の上合綴するに便ならしめんため其丁付を本冊と連續に爲せり）

の指數を得んが爲めに談話せざるを得ざる塲合あるに當ては看守は囚人の請ふ儘に東奔西走し、爲めに離隔の刑罰の効果は實際に犧牲となるべきを信ず、故に彼等の入監するや先づ初め三ヶ月間は唯塡茄の業を執るのみにして其他何事も爲さしめざるを要す、例へ彼等は第一段に於て職業の敎示を受くるとも雜居監第二段に向て毫末の利益を得ざるなり何となれば殆んど凡へて雜居監に移送せられたる後は作業は第一段のものと之れを異にし石工若くは勞働者たらざる可からざればなり、斯かる者に對し吾人は多少の時日を犧牲に供し靴の修繕を敎へたりとて何等の利益あるべき、況んや第一段の趣旨たる制壓勢力に於て最も不可なるを見るに於てをや

マウントジョイ監獄に於て最も多くの塲合、明かに制壓の効果を奏したる所以のものは最初の三ヶ月間に於ける遇囚法に在て存するは予の確く信じて疑はざる所なり曾に獨り予の管見に止まるのみならず典獄及び其他監獄官吏の監察尙進んでは出獄囚の通知に依ても之れを知ることを得るなり而してこの三ヶ月に對する普通の條件は須らく食糧の減少及び嚴正なる分房法を維持するの目的を以て利益ある作業を科せざること等に限らざる可からず、三ヶ月經過の後靴匠裁縫師の如き或特別なる授業を要せざる所の職業者は各々其作業に

從事し其他の無職業者に在ては監獄の布團を修補すること、着物の修補及ひ長靴の修補等の如き官吏の觀察を要せざる作業に從事し別に或作業の教示を受けざるものとす

囚人はマウントヨイ監獄に在るの間毎日一時間學業に從事す、然れども茲に在ては普通學校教育に於けるよりも尚多く教へらるべきものあり、則ち他なし、囚人は愛爾蘭の監獄法の趣旨を領得するに在り、既に制度の趣旨を領得すと云ふ此一事たるや、彼れ囚人をして凡へて一々其票點に關する所以を知り如何に自己の進歩は其票點に依て現はされたるか、如何に自己の位置を造らんが爲には各段に於て全く自身の勉勵に依れるかを曉り得て最も必要なる條件と謂ふべきなり

學課の趣旨は全く茲に在て存す、囚人は一堂に集まり黒板に由て階級法の要旨を説明せられ將來出獄の後如何に彼等の進路を執るべきやを示教せらるべし、尚一歩進みて彼等は該國の警察組織に就て領知するに至らば入監の當初直に是等の組織の階級法と相須て自己を輔佐する所以の感情を惹起するに至らむ、而して彼等は以前左まで害惡ありと思惟せずして犯したる所の罪惡と雖も今日に在ては最早爲すに忍びざるの感あるに至るなり予は實に此智識の囚人全

廣告

司法省指定日本法律學校生徒募集

本校創立茲ニ六年今ヤ基礎愈堅確組織亦整頓セリ於是乎擴張ヲ計リ大ニ完備ノ實ヲ擧ケントス

一講師　本校ハ講師ヲ聘スルニ其官爵的地位ノ高下ト年齢老壯トヲ問ハス專ラ改精通ノ學力ト名譽トヲ有スル碩學大家ヲ選ヒテ講師ト爲シ以テ其得意科目ノ講義ヲ擔任ス而シテ講師ハ皆懇篤精勵生徒ノ爲メ務テ提撕ノ勞ヲ執テ倦マレス

一新法典講義　開ク法典調査會ニ於テ起草ニ繫ル法案ハ着々議定ヲ經テ將ニ本年議會ニ提出セラレントシ其精神條項大ニ既成法典ト異ナル所アリト由テ本校ハ率先シテ右調査會ニ於テ現ニ起草委員補助ノ任ニ當ラル、梅謙次郎、仁井田、仁保ノ三學士ニ其專任敎授ヲ托シ新學年ヨリ新法ノ講義ヲ開キ生徒ヲシテ法界先進ノ實用ト名譽トヲ得セシメントス

一論文科　本校ハ更ニ論文科ヲ增設ス此科ニ於テハ每月一回若クハ二回法學ニ關スル宿題ヲ課シテ其答案ヲ徵シ以テ事實ノ調査幷ニ理論ノ應用ニ習熟セシム、是レ高等文官、外交官、判檢事、辯護士、領事官、小主計試驗等ヲ首トシ其他百般文筆ヲ要スル事務ニ從事セントスル者ヲシテ稗益スル所アラシメントスルニ在リ、蓋シ明治書生ハ口アレトモ筆ナシト嘲ケラレ其辯舌ニ敏ナルモ文筆ニ鈍キヲ憤レマタリ乃チ今回本校カ率先シテ此科ヲ新設シ生徒ノ短處ヲ矯救セントスルノ所以ナリ

一訴訟演習　ハ每月一回以上之ヲ施行シ講師校友中判檢事辯護士ニシテ訴訟事務ニ經驗アル者ヲ生徒ニ混シ式場一切法廷ヲ摸倣シ法官ノ推問原被ノ陳述辯護士補佐人ノ辯論、檢事ノ論告等ニ擬シ生徒ヲシテ訴訟ノ實務ニ練習セシム

一討論會　ハ每月一回以上之ヲ開キ辯論ヲ練磨シ論文科ト相須チ筆舌双美ノ實ヲ得セシム

一授業時間　本校授業ハ每日午後五時以後ニ開始スルヲ以テ一定ノ職務アル者モ自由ニ入學聽講スルヲ得ルノミナラス貧困ニシテ篤志ノ者亦晝間生業ヲ營ミ夜間登校修學スルヲ得ルナリ

一優待生　本校ハ篤學ニシテ貧困ノ者又ハ學術品行ノ優等ナル者ニハ特ニ授業料ヲ免除スルノ制アリ

一副科　本校ハ從來副科ナルモノヲ設ケ無試驗入學ヲ許シ一科目以上適宜之ヲ修學セシム但シ全科ヲ履修スルコトヲ得ルハ勿論ナリトス

一講義錄　ハ目下三種ヲ發刊ス廿七年度廿八年度及參考科即チ是ナリ而シテ何レモ擔任講師カ熱心思索セラレタル所ニ繫ルヲ以テ其說明ノ丁寧正確ニシテ行文ノ平易明快ナルハ固ヨリ言ヲ俟タス就中廿八年度講義錄ハ亞ルル所ニ歡迎セラレヲ好評ヲ受ケ殊ニ近時府下法學者間ニ於テ有力ナル參考書ニ供セラレタリ

（廿七年度及參考科講義錄ハ完結科目頗ル多シ本年中全部終結ノ筈）